

# 歴史資料保全と 災害支援試論

モノの保全から人・コミュニティへの心理社会的支援へ

宮城学院女子大学名誉教授

東北大学災害科学国際研究所特任教授

災害人文社会研究部門 災害文化アーカイブ研究分野

J.F.モリス

東北災害科学国際研究所特任教授

災害人文社会研究部門 歴史文化遺産保全学分野

上山真知子

## 第1章要旨：歴史資料保全活動がなぜ、災害に強い地域づくりに貢献できるか

各地で行われている歴史・文化資料のレスキュー活動は、被災地において、有効な心理社会的支援となる可能性がある。しかしながら、資料レスキューを実践する当事者でさえこうした可能性について十分に認識されているとは言い難いのが現状である。その理由の一つとして、日本国内で翻訳された「仙台防災枠組 2015-2030」が英語で書かれた本来の趣旨を正確に伝えていないことが挙げられる。その結果、日本においては、歴史資料レスキューなどの保存活動に対する災害支援としての評価が停滞し、日本国内での誤解が生じている。「仙台防災枠組」では、本来、文化遺産を防災・減災のための主要なファクターとして位置付けているにもかかわらず、外務省の和文仮訳では、その趣旨が反映さず、この文意が正確に捉えられていない。本稿では、2015年に発表された英語版の「仙台防災枠組」の再検討を行い本来の意味を確認した上で、文化遺産と資料レスキューが被災者・被災コミュニティのソーシャル・キャピタルとレジリエンスを高める可能性について論考する。

**キーワード：**仙台防災枠組、歴史資料保全、レジリエンス、ソーシャル・キャピタル、心理社会的支援

**Chapter 1 Summary:** How preserving heritage can help build disaster-resilient communities  
J.F. Morris (Tōhoku University)

There are many groups in Japan engaged in conducting salvage operations (“first aid”) for cultural heritage at risk, particularly after disasters. However, these groups conduct their operations in ignorance of the importance of their work in promoting disaster-resilient communities, as outlined in the “Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030.” This is because the relevant parts of this document have been mis-translated in the Japanese version. This paper demonstrates the inaccuracies of the current Japanese-language translation. It then explains the principles of resilience, social capital, and psychosocial support, to demonstrate how the salvage operations currently being conducted in Japan can provide an effective form of psychosocial support for community-rebuilding, particularly after disasters. In particular, such operations restore the bonds of affected communities with their past, and by inference, their future as well. Restoring people’s interpersonal bonds on a time axis may be beneficial in promoting the resilience of affected communities.

**Key words:** Sendai Framework for Disaster Reduction; first aid to cultural heritage; resilience; social capital; psychosocial support.

## 第2章要旨：歴史資料レスキュー活動が持つ心理社会的支援の可能性

### ー PAC分析を用いた事例の検討による考察ー

目的：本研究は、歴史資料保全活動が、高齢者に対する心理社会的支援として果たす可能性について検討することを目的とした。2011年の東日本大震災によって、自家の歴史資料を失ったり損傷したりした資料所有者に対して、臨床心理士がインタビューをおこない、PAC分析によって検討した。本研究では、60歳以上の3事例の検討結果をまとめた。

方法：対象者は、自家の歴史資料のレスキューを受けた60歳以上の資料所有者3名であった。インタビューは、臨床心理士による刺激語を提示した上で、PAC分析による半構造化された形態で実施された。クラスター分析を実施し、各対象者のデンドログラムを作成した。対象者は、デンドログラムをみながらまとまりを決め、各クラスターとデンドログラム全体を命名し、感想を述べた。

結果：各対象者は、デンドログラムの結果に対して、レスキューを受けた時の気持ちを反映した結果であると述べた。3名の対象者の内、甚大な被害を受けた2名の対象者は、資料レスキューの支援に対して感謝の気持ちを表現し、震災後のダメージを乗り越える支えになったと述べた。さらに、3事例ともに、資料レスキューに加えて、臨床心理士の聞き取りを受けることによって、震災後の自らの状況を振り返ることができた、と、述べている。

本研究の結果から、歴史資料のレスキューは、資料所有者にとって、心理社会的支援の効果を持つことを示した。同時に、臨床心理士による事後評価は、高齢の資料所有者にとっては激甚災害を乗り越えて来た経験を振り返る機会となり、同じく心理社会的支援の効果になることを示唆した。

**キーワード:**心理社会的支援、歴史資料保全、高齢者

Chapter 2 A Case Study of Cooperation between Historians and Psychologists in Providing and Assessing Community Psychosocial Support in Tsunami-affected Areas  
Kamiyama, Machiko (Tōhoku University), Satō, Masae (Ishinomaki Senshū University), Ichijō, Reika (Shōkei University), Morris J.F. (Tōhoku University)

This study assesses how historians' salvage operations can provide valid psychosocial support for affected communities and individuals, struggling to rebuild after the disaster 2011. Most of the owners of collections of local heritage are typically elderly people. Data on elderly people after the disaster and how their experience can help their communities is scarce. We investigated how historians' salvage operations on the historical heritage of affected areas for the elderly owners through an analysis of 3 cases over 60 years old.

Method: We conducted a series of semi-structured interviews with people owning collections of salvaged historical heritage. The interviews used the Personal Attitude Construct (PAC) Analysis to analyze the subjects' attitudes towards their historical heritage and self-identity.

The interviews use a stimulus sentence to elicit free word association from the subjects, and then ask the subject to pair their words on a distance matrix. These words are then grouped into clusters which the subject names. SPSS is used to perform an analysis of the clusters, and then the subject is asked to say what they feel on looking at the results of the analysis.

Results: Subjects answered that after the interview process, they were able to regain their ego integrity. Through reflecting on their results, they recognized their role to hand down their heritage to their descendants and the future communities. Among the 3, two subjects whose homes were totally damaged showed positive attitudes and expressed explicit thanks towards the work of historians' support. Our study also suggests that the work of historians can help restore social cohesion in damaged communities and worked as psychosocial support.

In addition to providing clinical support, this study suggests that psychologists can also provide effective psychosocial support for a wider body of disaster victims by working in collaboration with other specialists.

**Key word:** psychosocial support, first aid to cultural heritage, elderly people

## 修正履歴

### 第1稿

本稿は、宮城歴史資料ネットワークの会員である有志が、資料レスキュー活動を災害科学として位置付けるために執筆予定の一連の原稿の1つである。

原稿がすべて揃った段階で著作として再度発表する予定ではあるが、各地で災害が多発している状況に鑑み、まずは完成した論文ごと東北大学のレポジトリで公開した方がよいと考え、本稿の一般公開に踏み切った次第である。そのため、研究チームのメンバーの未完成の論文への言及が本文中にある。早期の発表の趣旨をご理解いただきたく、読者諸賢のご理解をお願いする。

2020年10月23日 第1稿

J.F.モリス

### 第2稿

- ・誤変換・誤記を修正した。
- ・誤植の訂正および句読点の追記や改行を行った。
- ・「宮城歴史資料保存ネットワーク」を「宮城歴史資料保全ネットワーク」に修正した。
- ・「奈良市の青果市場」を「(株)奈良市場冷蔵」に修正した。
- ・ルビを振った部分の行間を詰め、また文章の両端を揃えた。

2020年11月10日

J.F.モリス

### 第3稿

- ・上山眞知子による論稿「歴史資料レスキュー活動が持つ心理社会的支援の可能性 — PAC分析を用いた事例の検討による考察—」および付録資料としてJ.F.モリス「仙台防災枠組 2015-2030 (私訳案)」を加えた。
- ・内容の拡充を反映するため、冊子の題名を「歴史資料保全と災害支援 — 歴史資料保全活動がなぜ、災害に強い地域づくりに貢献できるか」から、「歴史資料保全と災害支援試論 モノの保全から人・コミュニティへの心理社会的支援へ」に改題した。
- ・付録「仙台防災枠組」全文の英語原典と和訳を具に再検討した作業を踏まえ、モリス原稿の第1節の論旨を大幅に改定した。
- ・巻頭に簡易な目次を付した。目次項目冒頭に本文内の該当箇所へのリンクが張ってある。ただし、作成ソフトの自動生成機能を利用していないため、現時点では頁番号まで反映されない。
- ・巻末風呂資料は、独立した文書ファイルからそのまま取り込んだままであるため、ソフト側で頁下の頁の通し番号が表示されなくなってきた。

- ・モリスと上山の原稿は、それぞれが属する学問的領域の「流儀」に則ったままにしているため、両稿の間に書式の不統一がある。

2021年4月5日 第3稿

J.F.モリス

## 前書き

本稿は、歴史資料保全に係わる日本史学と、臨床心理学という異領域間の共同研究の成果物である。表題の通り、歴史資料保全についての論考であると同時に、災害支援についての論考でもある。この2つの視点が一体化して論稿全体に貫かれており、歴史資料保全活動を災害支援一般の1つの形態として位置付けるための方法論となっていると同時に、災害支援一般の在り方についての問題提起ともなっている。

読者として、歴史資料保全の実務に係わる方々の他に、文化財行政と政策立案の関係者を想定していることは言うに及ばない。しかし、さらに、被災地支援における異領域間の協働により、各領域単独では到達できないような成果を、異領域間の相乗効果によって生み出すことができるという、本稿の趣旨は、被災者支援一般にとってもさまざまな問題提起となることを確信する。

なお、この原稿は、現在進行形でまだ「発達途上」にあることをご了承願いたい。そのため、書式の不統一やレイアウトの稚拙さが目に付く。しかし、災害列島日本においては、この成果の公表が最優先課題であると考え、あえて、未完成のままでの発表を選択した。読者諸賢には、ご理解とご海容の程を伏して請う。

# 目次

## [第1章要旨](#)

## [第2章要旨](#)

## [前書き](#)

### [第1章 歴史資料保前保全活動がなぜ、災害に強い地域づくりに貢献できるか](#)

モリス J.F.

#### [はじめに](#)

##### [第1節 仙台防災枠組：英語原典とのずれ](#)

- [1. 「仙台防災枠組み 2015-2030」「仮訳」のどこが問題か](#)
- [2. "Sendai Framework"の受容から応用へ 政策と市民への情報伝達](#)

##### [第2節 文化遺産と資料レスキューとは何か](#)

- [1. 文化遺産とは何か](#)

##### [第3節 宮城歴史資料保全ネットワークを支える多彩な人間模様](#)

- [1. 「資料レスキュー」はどのようにして成り立つか](#)
- [2. 「資料ネット」はどのようにして機能するか](#)

##### [第4節 文化財・遺産と防災を繋ぐ概念：「心理社会的支援」](#)

- [1. 自然科学における「強靭性」](#)
- [2. 人文社会科学における「レジリエンス」：心理学の場合](#)
- [3. 人文社会科学における「レジリエンス」：社会学の場合](#)
- [4. 「心理社会的支援」とは何か](#)

##### [第5節 心理社会的支援を行うための2つの基本的指針](#)

- [1. 「IASC ガイドライン」](#)
- [2. 「心理的応急処置 \(サイコロジカル・ファーストエード：PFA\) フィールド・ガイド」](#)

#### [結語 資料レスキューを災害科学に高めることの意義](#)

#### [補論 IASC「ガイドライン」に至るまで](#)

### [第2章 歴史資料レスキュー活動が持つ心理社会的支援の可能性](#)

#### [— PAC分析を用いた事例の検討による考察—](#)

上山真知子、佐藤正恵、一條麗香、モリス J.F

- [1. はじめに](#)
- [2. 災害時の心理社会的支援と精神保健](#)
- [3. 心理社会的支援としての歴史資料レスキュー](#)
- [4. 資料レスキューを受けた所有者の調査研究](#)
- [5. まとめ](#)

#### [付録 仙台防災枠組 2015-2030 \(私訳案\)](#)

#### [執筆者紹介](#)

# 第1章 歴史資料保前保全活動がなぜ、 災害に強い地域づくりに貢献できるか

J.F.モリス（東北大学災害科学国際研究所）

## はじめに

21世紀に入ってから、世界的な潮流として、'cultural heritage'（「文化遺産」）の保存・保全についての理解が大きく転換しようとしている。従前、文化・文化遺産は、災害時に保護されるべき対象として認識されていた。しかし、近年では、文化・文化遺産が被災した社会の復興過程で大きな推進力となり得る、重要な要素であるという認識が世界中に広まっている<sup>1</sup>。こうした動きを集大成化して形を与えたものが、2015年6月に国連で採択された“Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030”（「仙台防災枠組 2015-2030」）（以下「仙台防災枠組」と略す）である。「仙台防災枠組」の採択以後、海外では、この文書への適合性が文化遺産保全活動を評価する際の重要な指標となっており、また、文化保全活動の重要性を説明するための論理的拠り所ともなっている。

翻って、当の新しい防災枠組制定の舞台となった日本では、「仙台防災枠組」についての様々な公的文書のどこを探しても、文化遺産の保全活動が防災と復興過程にとって重要な要素であることを明示する記述は言うにおよばず、婉曲表現で暗示する字句すら見当たらない。それに呼応するがごとく、国内では、文化遺産の保全活動に限らず、人文科学の諸領域全般にとって「仙台防災枠組」は遠い存在であるように見受けられる。例えば、「文化」と「レジリエンス」をキーワードにして科学研究費助成事業データベースや国立情報科学研究所の各種データベースを探しても、ヒットする件数がごくわずかに過ぎない。“Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030”と「仙台防災枠組 2015-2030」という同一のはずの文書が、国の内外でこれだけ対照的な結果をもたらしているのはなぜであろうか。

結論を先にいうと、英文の“Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030”と、和文の「仙台防災枠組 2015-200」は、同じ文書ではない。本稿では、第1に、文化遺産、文化とレジリエンスに関わる部分の比較を通して、英文から和文へと翻訳される過程で一定の意味の書き換えが行われたことを明らかにする。

世界の「仙台防災枠組」において文化、文化遺産と社会のレジリエンスが重要な位置を与えられていることを確認したことを踏まえて、さらに、その意味を説き明かすための第一歩として、日本で行われている文化遺産保全活動がどのように成り立ち、どのようにして機能しているかを明らかにする。具体例として、筆者が所属する宮城歴史資料保全ネットワーク（以下、宮城資料ネットと略す）の資料保全活動を紹介する。日本の各地で宮城資料ネットのような民間組織が、文化財の指定を受けていない多様な歴史的・文化的資料に対して保

---

<sup>1</sup> International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property (ICCROM)編、*First Aid to Cultural Heritage in Times of Crisis 1 Handbook* 2018. [https://www.iccrom.org/sites/default/files/2018-10/fac\\_handbook\\_print\\_oct-2018\\_final.pdf](https://www.iccrom.org/sites/default/files/2018-10/fac_handbook_print_oct-2018_final.pdf) では、文化遺産のレスキューを重要な社会的支援の1つとして位置付け、災害後の支援全体に組み込むための具体的な手法について述べている。

全・保存活動を実施している。こうした活動こそ、「仙台防災枠組」で謳われている、文化遺産を用いて社会的なレジリエンスを涵養する優れた防災活動である。日本の資料レスキューになぜこのような効果があるかを説明するためには、「仙台防災枠組」の考え方の背景にある「心理社会的支援」について、理解する必要がある。心理社会的支援という概念は、ソーシャル・キャピタル（「人間関係資本」とも訳す）とレジリエンスという2つの考え方を災害・非常時支援の原則に応用したものであるため、この3つのキーワードを正しく理解することこそ、資料レスキュー活動、すなわち”Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2020”で謳われている、文化遺産の保全と社会的なレジリエンスの涵養との関係性を解き明かす鍵となる。これらの概念が、日本の資料レスキュー活動の中でどのように具現されて機能するかを理解すれば、「文化財・文化遺産」の保全活動が災害に強い社会づくりになぜつながるかという、“Sendai Framework 2015-2030”の提言の意味も見えてくるものである。

資料レスキューに携わった人ならば、おそらくだれでもその活動のさまざまな「効用」を直感的に理解している、あるいは体験しているに違いない。しかし、そこへ前述の社会科学から提示されているさまざまな知識と理論を応用すれば、資料レスキューのさまざまな「効用」を、個人の直感から、学術的な議論と、そのさらに先にある政策の提言や制定にまで高めることが可能になる。さらに重要な視点として、阪神・淡路大震災から始まった日本国内の資料レスキューの実践は、世界的にみても例がないほどの長さ回数におよぶ。関係者が「当たり前」と思っているこうした活動は、世界的に見れば、“Sendai Framework 2015-2030”で謳われている文化遺産と防災についての理念についての、類を見ないほどの豊富な実績やデータである。日本国内で蓄積されてきたこの知識を世界と共有することも、非常に重要な課題となろう。

## 第1節 仙台防災枠組：英語原典とのずれ

2015年に仙台市で開催された国連第3回世界防災会議の成果文は、主催者である国連の発表では、3つある。その1つ目が“Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030,”つまり「仙台防災枠組み 2015-2030」と訳されている文書である。2つめは“Sendai Declaration”つまり「仙台宣言」である。3つ目は、日本側のサイトに見られない“Voluntary Commitments”（「自主的な公約」）である<sup>2</sup>。

対して、外務省が主催する当会議の日本語公式サイトでは、採択された文書は次の通りとされている。「仙台宣言」は日本語の仮訳文と英文、そして「仙台防災枠組」の方も、和文

---

<sup>2</sup> UN World Conference on Disaster Risk Reduction 2015 Sendai Japan,

<https://www.wcdrr.org/>

の「骨子」、本文の「仮訳」、および 2015 年 3 月 18 日付の英文が、採択された文書として掲載されている<sup>3</sup>。さらに、同年の 4 月 8 日の外務省サイトの「外交」では、「採択された文書」として、「仙台宣言」の仮訳と英文、つづいて「仙台防災枠組」の「骨子」（和文）と本文全体の英文の計 4 つの文書が報告されている<sup>4</sup>。会議サイトにあった「仙台防災枠組」の全文仮訳は、ここで消えている。3 月 18 日の外務省発表を素直に読むと、世界会議では、宣言と枠組みの 2 つの主要な文書については、和文が先、英文が後で、双方が対等の文書として採択されたかのような体裁になっている。しかし、4 月 18 日の採択文書の発表に和文が含まれないのは、外務省の「仮訳」は会議で採択された正式な文書ではないという、いわば当然のことを示している。両者の関係は、譬えて言うならば、英文が「本物・実物」で、外務省「仮訳」は「複製品」に過ぎず国際的に効力・有効性を有するものではない。

しかし、国内では、“Sendai Framework 2015-2030” の原典にあたって応用しようとするならば、殆どの人は、外務省「仮訳」に頼ることになる。そもそも“Sendai Framework 2015-2030” の原文は非常に難解であり、国内の実践家、行政関係者、市民、研究者の多くは、この文書の原文に当たるのであれば外務省「仮訳」がもっとも現実的な選択肢となるためである。

その場合、利用する側からすれば正式な訳文・定訳を期待するのが当然のように思えるが、仮訳であってもそれが正確な訳であれば、事実上問題はあまい。しかしながら、文化と文化遺産の項目については、外務省の「仮訳」は英文との間には食い違いが多く、注意が必要である。

## 1. 「仙台防災枠組み 2015-2030」 「仮訳」 のどこが問題か

2005 年に神戸で採択された「兵庫行動枠組 2005-2015」では防災文化を構築することが課題として明記されたが、この段階では、文化遺産と防災との関係性についての認識はなかった。

兵庫行動枠組みを引き継いで制定された“Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030”（以下、“Sendai Framework” と略する）では、文化遺産は、人々の生活、健康、社会経済的資源、および生態系と並んで、守られるべき対象として明記されている。のみならず、2015 年の枠組みはそれにはとどまらず、さらに踏み込んだ形で文化・文化遺産を防災計画の主要な一部としても明記われている。

以下では、英語原文である“Sendai Framework” と外務省仮訳の「仙台防災枠組み」から、文化遺産と文化に関係する部分を抽出して比較検討する。

---

<sup>3</sup> 外務省「第 3 回国連防災世界会議」（平成 27 年 3 月 14 日～18 日）、

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page3\\_001128.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page3_001128.html)

<sup>4</sup> 外務省「第 3 回国連防災世界会議における成果文書の採択」 平成 27 年 4 月 8 日、

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page4\\_001062.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page4_001062.html)

文化遺産への言及が最初に見られるのは、序文の第 5 項の文中である。兵庫枠組みの制定以後、新たに見えてきた課題を整理するという文脈で文化遺産の重要性への言及が次の文に見られる。

原文

5. It is urgent and critical to anticipate, plan for and reduce disaster risk in order to more effectively protect persons, communities and countries, their livelihoods, health, cultural heritage, socioeconomic assets and ecosystems, and thus strengthen their resilience.

仮訳

5. 人、コミュニティ、国家、その暮らし、健康、文化遺産、社会経済的資産、そして生態系をより効果的に守るために、災害リスクを予測し、そのために計画を立て、そして削減すること、それによってそれぞれの強靭性を高めることが、緊急かつ重要である。

この訳の最大の問題は、原文の論の順序を入れ替えていることである。和文では、災害リスクを予測し、対策を講じてリスクを低減することが、「それぞれ」の「強靭性」を高めることになるという意味になっている。しかし、英語原文では、リスクの低減云々はあくまでも個人または人間集団そのもの、そしてそれらが有する生業、健康、文化遺産、社会経済的資産、生態系をより効果的に守るためにするものである。こうした個人・人間集団とその個人・集団が有している諸々の「資産」(assets)を効果的に守ることができれば、その結果として人々およびその「資産」のすべてのレジリエンスが強化されることになる、という論である。微妙な差ではあるが、大きな差でもある。レジリエンスの根源は防災・減災計画そのものにあるのではなく、あくまでも人間集団とその「資源」にある、という違いである。つまり、英語原文では、文化遺産を単に守られるべき対象にしているのではなく、文化遺産を人々の生業、健康、社会経済的資源や生態系と同列に、災害時に守れば人々のレジリエンスを強化する源となり得るものとして明記されている。後に細術するが、日本語の「強靭性」から連想される対策と結果と、「resilience」という用語から連想される対策と目標には、大きな差異がある。このように第 5 項目の本来の意味を正確に把握すると、それに続く後の項目の意味が違って見えてくる。

文化・文化遺産に関する記述が次に現れるのは、防災のための優先課題を掲げる部分においてである。英文・和訳は、それぞれ、次の通りである。

原文

Priority 1. Understanding disaster risk National and local levels

24 To achieve this, it is important:

(中略)

(d) To systematically evaluate, record, share and publicly account for disaster losses and

understand the economic, social, health, education, environmental and cultural heritage impacts, as appropriate, in the context of event-specific hazard-exposure and vulnerability information;

仮訳

優先行動1：災害リスクの理解 国家レベル及び地方レベル

24 この達成のために重要な行動は以下のとおりである：

(中略)

(d) 災害損失を体系的に評価、記録、共有、公表し、また事象特有のハザードへの暴露と脆弱性に関する情報を踏まえ、経済・社会・健康・教育・環境・文化遺産への影響を、適宜、理解する；

この項目の仮訳にはさほど大きな誤訳はないが、読者の理解を助けるために、より読みやすいように訳し直せば、次の通りになる。

(d) 災害損失を体系的に評価、記録、共有、公表すること、さらに各種災害特有の危険性への暴露と脆弱性に関する情報を踏まえて、経済・社会・健康・教育・環境・文化遺産への影響を理解すること；(モリス訳)

ここで訳の正確さよりも、この項目について注目すべきは、やはり文化遺産が経済、社会、健康、教育と環境と並列して、防災計画などの中で体系的に観察・評価されるべきものとして掲げられているという事実である。文化遺産がこの項目にわざわざ明記されている理由とは、前掲の第5項目に記されている通りである。繰り返しになるが、文化遺産は、災害などから単に守られるべき対象に留まるものではなく、経済、社会、教育、健康などととも、災害時および復興過程において人々のレジリエンスを強化するものとして認識されているからである。

しかし、優先行動3という題名のもとに記されている項目29の仮訳には、意味を大きく変えるような誤訳が含まれている。問題の箇所は、次の通りである。

原文

Priority 3: Investing in disaster risk reduction for resilience

29. Public and private investment in disaster risk prevention and reduction through structural and non-structural measures are essential to enhance the economic, social, health and cultural resilience of persons, communities, countries and their assets, as well as the environment. These can be drivers of innovation, growth and job creation. Such measures are cost-effective and instrumental to save lives, prevent and reduce losses and ensure effective recovery and

rehabilitation. (下線モリス)

仮訳

優先行動3：強靱性のための災害リスク削減のための投資

29. 構造物対策（ハード施策）及び非構造物対策（ソフト施策）を通じた災害リスクの予防及び削減への官民投資は、人、コミュニティ、国及びその資産、そして環境の経済・社会・健康・文化面での強靱性を強化するために不可欠である。これらは技術革新、成長、雇用創出の推進要因である。そういった施策は、人命を守り、損失を予防・削減するのに際し、また効果的な復旧・復興を確実に成し遂げるのに際し、費用対効果が高かつ役に立つものである。(下線モリス)

ここで問題になるのは、原文の“innovation”を「技術革新」(下線)としているところである。「技術革新」は英語では“technological innovation”という、数ある種類の革新の中の一つであり、無修飾の“innovation”であれば、さまざまな形の革新として理解されるものである。原文では、innovation 一般と technological innovation は、使い分けられている。ことに29項の文脈であれば、ここで言っている「革新」とは、前の文に列挙されている「人、コミュニティ、国およびそれらの各種資産の環境的、経済的、社会的、健康上、および文化的レジリエンス」を引き継ぐものであり、ここに列挙されている諸々のものが、革新、成長と雇用創出の推進要因となることがある、という意味である。

第29項をより正確に訳すのであれば、次のような文になる。

29. 構造物（ハード施策）及び非構造物（ソフト施策）の対策に基づく災害リスクの予防・低減への官民の投資は、環境に限らず、人々、コミュニティ、国及びそれらの資産の、経済的、社会的、健康、および文化的レジリエンスをより高めるためには不可欠である。こうした対策は、(さまざまな)革新、(経済)成長と雇用創出の推進要因となることもある。さらに、こうした対策は、人命を守り、損害を予防・減少させ、さらに効果的な復旧・復興を確実に成し遂げる上で、費用対効果が高い重要な要因ともなる。

論点を明確にするために論旨を文化だけに絞って言い換えると、人間個人および集団の文化的レジリエンスを高めるための官民の投資が必要不可欠である。こうした投資をすることが様々な「革新」(ないし「刷新」)、(経済)成長および雇用創出と推進要因となりうる。ハード・ソフト両面の対策は減災・復興双方の局面において、費用対効果の高い投資である、ということになる。ここで重要なのは、外務省「仮訳」のように前段の「官民投資」と後段の各種効果を繋ぐ文、すなわち「こうした対策は」に続く各種の効果の冒頭に「技術革新」が入ることによって、少なくとも「それに繋がる項目に含まれるものとして「文化的なレジリエンス」を想定することが極めて困難になる。第29項目の基となるものは、2011年の東

日本大震災以後、日本政府の防災政策審議会などで醸成されたものであり、日本側の強い思いが込められていた。<sup>5</sup>

“Sendai framework” “Sendai framework”における文化・文化遺産に関する最後の項目は、「優先行動 3: 強靱性のための災害リスク削減のための投資」の下位項目である「国家レベル及び地方レベル」の中において投資すべき具体的な項目の1つとして掲げられた部分にある。以下に原文を示し、仮訳の問題点を述べる。

原文

30.(d) To protect or support the protection of cultural and collecting institutions and other sites of historical, cultural heritage and religious interest;

仮訳

30.(d) 文化的機関及び収集機関その他の歴史的・文化的・宗教的意義のある場所の保護又は支援を行う；

この項目の本来の趣意とは、「文化機関や収集機関に加え、文化・歴史的遺産また宗教上の観点からして意義ある場所などを直接的・間接的に保護・支援すること」となるが、ここで問題になるのは、この個別的な項目そのものの訳の正確さではない。より重要なのは、文化施設や文化遺産などとして意義ある場所の直接的・間接的保護が、レジリエンスを高める目的の災害リスク削減のために、国および地方レベルで投資すべき項目として掲げられているという事実である。

以上、2015年に仙台の地で採用された“Sendai Framework 2015-2030”が和訳される過程で、少なくとも文化遺産を保護することの意味については、外務省「仮訳」に英語原文の意図が十分に反映されていないことを詳細に指摘した。これだけを見ればそれほど大きな違いではないように思われるかもしれないが、もとより文意が極めて難解な“Sendai Framework”が、首相官邸の政策会議および一般市民向けに再構成されて発表される過程で、こうした「些細な差異」が大きな違いとなったことを確認したい。

---

<sup>5</sup> 2012年の中央防災会議防災対策推進検討会議『最終報告～ゆるぎない日本の再構築を目指して～』平成24年7月31日、第2章「防災政策の基本原則～災害対策のあらゆる分野で「減災」の徹底を～」

[http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/suishinkaigi/pdf/saishuu\\_hontai.pdf](http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/suishinkaigi/pdf/saishuu_hontai.pdf), 6頁、および外務省『2012年版 政府開発援助（ODA）白書 日本の国際協力』第III部 > 第2章 > 第2節 > 3. 地球規模課題への取組 > (5) 防災と災害援助

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/12\\_hakusho/honbun/b3/s2\\_2\\_3\\_05.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/12_hakusho/honbun/b3/s2_2_3_05.html)。

## 2. “Sendai Framework”の受容から応用へ 政策と市民への情報伝達

“Sendai Framework”の精神を日本国内でトップレベルの政策決定から市民の日常生活の隅々まで行きわたらせるためには、それぞれのレベルに見合った読み替え・解説作業が必要である。ここでは、首相官邸で行われた報告資料と、防災会議に集結した国内 NGO などが総力をあげて作成した、『市民のための仙台防災枠組』において、文化・文化遺産とレジリエンスに着目した観点がどのように日本の政策決定のプロセスにどのように反映され市民に伝達されたか、あるいはされなかったかについて確認したい。以下では、まず、原文の第 29 項がどのように解釈され伝えられて行ったかを中心に述べる。

2015 年 3 月 25 日に首相官邸において、第 3 回世界防災会議についての報告会が行われた。その会議に提出された「国連防災世界会議への参加結果を踏まえた今後の検討への提言」（以下「提言」と略す）を現在もネットで閲覧できる。<sup>6</sup>この「提言」においては、たしかに、「文化」という語彙が 2 回ほど使用されているが、それは、守られるべきものの 1 つとして羅列されているに過ぎない。それとは対照的に、外務省「仮訳」では、「技術革新」と誤訳された言葉が前面にでてきているが特徴的である。「強靱性」を高め、さらに官民の投資により経済成長を促進し雇用を生み出すものとして、日本がもつ高い技術力と災害対応の経験が国内のみならず、国際的にも大きく貢献できる分野であることに報告者が大きな自信と抱負をいただいていることが「提言」の文面から伝わってくる。総体としての「日本」という視点からみればその限りでは全く正鵠を射た主張ではあるが、被災地のグラウンド・ゼロの経験とは隔絶の世界のようにもみえる。とりわけ、被災地では「提言」で唱えられている技術革新による経済的恩恵に浴びることはないだろうということは、論を待つまでもあるまい。被災地を「日本全国」に読み替えることによって、「仙台防災枠組」の英文原文第 29 項目に明記されていた、被災地における（いろいろの）革新、経済成長と雇用創出を促進するという視点は「提言」から完全に抜け落ちてしまっている。以後、結果から見れば「提言」に対する大きな修正は行われず、文化・文化遺産を人々のレジリエンスを高める資産として活かすという視点も日本の最高レベルの政策決定の議題に載せられないことになったと思われる。

視点を換えて、訳の問題以前にもともと英語原文が極めて難解である「仙台防災枠組」（外務省仮訳）を一般市民向けに普及させる目的で作成された『市民のための仙台防災枠組み 2015-2030』（以下、『市民版』と略する）を検討することにしたい。<sup>7</sup>この文書は、表題

---

<sup>6</sup> 平本 健二（政府 CIO 補佐官）「国連防災世界会議への参加結果を踏まえた今後の検討への提言」2015 年 3 月 25 日

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon\\_bunka/bousai/dai8/siryou6.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/bousai/dai8/siryou6.pdf)

<sup>7</sup> 松本淳編『市民のための仙台防災枠組み 2015-2030』（防災・減災日本 CSO ネットワーク {JCC-DRR} 発行、2016 年）

[https://jcc-drr.net/wpJD/wp-content/uploads/2017/05/SFDRR\\_2a\\_2018.pdf](https://jcc-drr.net/wpJD/wp-content/uploads/2017/05/SFDRR_2a_2018.pdf)

の通り、「仙台防災枠組」の難解な文章を一般市民向けに噛み砕いて要点整理をして読みやすくした普及版である。執筆者たちは、外務省「仮訳」ではなく、英語原典に当たって書いたとみられる。原文のエッセンスを「仮訳」よりの確に捉えている、全体として大変優れた冊子である。民間団体が作成したものであるにもかかわらず、この冊子へのリンクが外務省のウェブサイトにも設けられており、一般市民向けの定訳にとって変わるものとして位置付けられているようである。<sup>8</sup>とりわけ、「仮訳」で「強靱性」と訳されている英語の“resilience”を、レジリエンスという語彙に置き換えてその意味を分かりやすく説明していることを高く評価したい。<sup>9</sup>しかし、文化とレジリエンスに焦点を絞ってみると、この冊子にも不十分な点がある。『市民版』では、「文化」の使用例が5回、「文化遺産」は0回、「文化的レジリエンス」も0回、そして「防災文化」は1回であり、決して多くない。

同じく30頁では、「優先すべきこと {その3}」として、「災害・減災への投資を進め、レジリエンスを高めること」という大項目の下位項目として、「民間と政府が協力して、災害リスク削減のための準備と投資をすること」があり、その具体的な内容として「学校や病院、生活インフラなどの重要な施設について、ハード・ソフトの両面から災害への対応を考え、準備しておくことが必要です。ユニバーサルデザイン（すべての人が利用しやすいデザイン）の採用や建築資材の基準設定により、建築や改修の際に危険な要因を除く対策を取らなければなりません。」とあり、仮訳第29項目同様に「ハード・ソフト」という語彙はあるものの、実質的には「建造物」に大きく偏った解釈となっている。さらに、同じ第29項目でも、その前の第5項目でも人々などの生業、健康、文化遺産、社会経済的資産と同等に明記されている「生態系」は、『市民版』では「教えて⑦」という独立項目に格上げされており、執筆者独自の視点がやや強調された結果となっている。

以上の通り、『市民版』においても、“Sendai Framework”の主要な部分の一角をなす考え方や、すなわち、文化と文化遺産などがレジリエンスの形成で果たす・果たせる役割への言及が抜け落ちている。文化とは、もっぱら、「災害文化」という文脈のみで理解・評価されており、それ以外に文化や歴史が人々のレジリエンスを形成・強化するのに重要な要素となり得るという認識は、この文書の射程内にはない。

以上、“Sendai Framework for Disaster 2015-2030”がどのように和訳され、政府の最高政策決定プロセスおよび市民向けの資料においてどのように伝えられたかを具体的に検討

---

<sup>8</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000205560.pdf>

<sup>9</sup> レジリエンスについて、は「困難な状況下でも、基本的な機能などを保持し、また災害からの悪影響に対し抵抗できる強い芯を持ち、しなやかに回復できるシステム、コミュニティ、個人および社会の力」と解説しており (p.10)、「強靱性」から連想されるイメージと違いレジリエンスをシステムや人間と社会と関連付けているところは評価できる。ただし、後述するようにレジリエンスを「力」とすることについては不十分さもある。

した。英語原典にあった、文化と文化遺産を、レジリエンスを育む重要な要因として位置付け、被災後の復旧と復興過程に地域社会再生の1つの推進要因として活用するという視点は、日本政府内での解釈の土台となった外務省「仮訳」には反映されなかったことを指摘した。その帰結として、政策レベルでは文化を守るべき対象として視点が強化されることはあっても、さらに踏み込んで、文化・文化遺産を防災や復興に活かすという発想も生まれてきていない。市民レベルでも、外務省「仮訳」を媒介せず独自に英語原典を読み直して普及用資料と作った NGO 連合体の文書においても、文化とレジリエンスとの関係性が理解されなかったため、こちらの経路からも日本国内でこの視点についての理解が広がる可能性の芽が摘まれる結果となった。こうして、2015年に世界中の英知を集めて作成された「Sendai Framework」は、日本においては、こと文化と文化遺産に関しては本来の趣旨が十分に伝わらない形でのることになった。続く節では、いよいよ、文化遺産、資料レスキューとレジリエンスと、それぞれの間の関係性について検討することにしたい。

なお、本稿の趣旨から逸脱するがこの他にも、「市民版」には英語原典の趣旨を沿わないような訳出があったことを指摘しておきたい。『市民版』34頁の「第5章 ステークホルダーの役割」において、ステークホルダーに含まれるように格別の配慮が必要な人々を、「Sendai Framework」本文をなぞって紹介するところで、原文ではその中に「先住民」と「移民」をそれぞれ独立した項目として明示しているのに、『市民版』では両者を同一の項目にまとめていることを指摘したい。そもそもステークホルダーという概念は、社会の周縁に追いやられ集团的意識形成と政策決定のプロセスから排除されがちな人々をこうした過程に参加する場を保障する目的で提示された概念のはずである。原文では、先住民と移民を各自ステークホルダーの独立項目にしたことに意味があったはずなのに、両者をあたたかも「その他」として同一の範疇にまとめることこそ、両者の周縁化を促すがし、当事者の人間としての尊厳を踏みにじる行為に他ならない。当事者の一人として、この場を借りて強く抗議したい。

## 第2節 文化遺産と資料レスキューとは何か

文化と文化遺産が人または人間集団のレジリエンスを高める重要な要素となれるとはいえ、そのプロセスを解明すること自体は、非常に複雑で紆余曲折に満ちている。大きく分けていえば、文化・文化遺産そのものがレジリエンスを高めることもあれば、文化や文化遺産を保全しようとする活動の中で、ゴミとして処分されかねないようなものが文化遺産などに昇華する・させられることもあり、その保全活動そのものもまた、レジリエンスを育む重要な要因となることもある。本題に分け入っていく前に、まず、「文化遺産」とはなにか、さらに、筆者がメンバーでもある宮城歴史資料存ネットワークの活動を事例に、「文化遺産を保全する」とは具体的にどういうことであるかを説明する。

## 1. 文化遺産とは何か

本稿では、人間のレジリエンスを高めるものとして文化財が“Sendai Framework”で重要な位置づけを与えられていることを繰り返し述べてきたが、そもそも、このような効果が期待できる「文化遺産」とは何かについて、確認する必要がある。

「文化遺産」とは、英語の“cultural heritage”の訳語である。明治以降、日本国内で独自に積み上げられてきた法律体系では、これに該当するものを「文化財」として呼ぶことが定着しており、「文化財」と「文化遺産」とは本質的に異なるものがあると推測をめぐらすのは、妥当ではない。現在では、国内向けには「文化財」が用いられる一方で、「世界文化遺産」・「世界遺産」などという用法も矛盾もなく普及している。

もともと物理的なモノを連想させる意味の「文化財」も、時代とともにその意味が拡張され、モノにとどまらず、「人間国宝」や「無形文化財」といった用法が確立してくる中で、「文化財」という範疇も有形・無形を問わず、過去からの多様な遺産を包摂する言葉にまで拡張されてきている。とはいえ、日本語としての「文化財」という言葉・概念には、文化財保護法と、この法律を根拠に国および地方自治体が推進する文化財保護政策や行政と切っても切れない関係がある事実も否認しない。

日本でもなじみ深い「世界文化遺産」は、1960年着工されたエジプトのアスワンダム工事での古代遺跡水没の回避をきっかけにして、1972年のユネスコ総会で、採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて制定されるようになった。その後、日本の「文化財」と同様に、指定の対象となる範疇が拡張され続けている。

文化財にしても世界遺産にしても、中確認る条文に変化はないとしても、それぞれの範疇としての周縁の境界線は、つねに時代と社会の変化にあわせるようにして変容し、拡張されてきているのである。ことに2015年に制定された“Sendai Framework”との関係についていえば、その中で謳われている「文化遺産」とは具体的に何を意味するかについても、その範疇が現在も形成中で、流動的である。

“Sendai Framework”制定当時の段階でいえば、おそらく、この文書の作成にかかわった多くの人々にとっては、人々のレジリエンスを支える拠り所となる「文化遺産」とは公的機関によって認定され保護の対象になっていることが、暗黙の前提であったと思われる。しかし、自明の理のように見えるこの考え方は、実は非常に曖昧で矛盾に満ちていることに気づくことであろう。

例えば、朝ゴミ出しをする場合に、自分が抱えているゴミ袋の中身が世界遺産かどうか悩む人はまずいないであろう。一方、世界中の博物館に陳列されている、人類の歴史を語る貴重な遺物の中には、ゴミ捨て場、トイレや墓場から掘り出された私物が少なからず含まれていることに思いを寄せる、あるいは違和感を自覚する来場者もいないであろう。この場合、「時間」と「希少性」がこれらのモノに特別の価値を与える源泉であると考えられがちであるが、実は、さらに、研究者・専門家がこうしたものに特別の意味・意義を付与していることも、その遺物に特有の価値が認められる必要条件でもある。

この程度の話であれば、考古学や歴史学を学んだ者ならばほぼ常識の域に属するが、筆者があえてこのことにこだわるのは、日本の場合、文化的・歴史的価値の境界線のありようが世界的にみても極めて身近なところであつねに問われているからである。文化遺産と、個人や集団のレジリエンスとの関係性について追究しようとする、国家レベルの言わば「大きい」遺産の効果も重要ではあるが、被災した特定の個人・集団にとっては、国家や公的機関より認定され保護されるこうした遺産よりも、自分たちの地域の生い立ち・成り立ちを語るローカルな、地域限定の「小さい」文化遺産のほうがはるかに効果的であるという現実突き当たることになる。しかしながら文化財関連の専門家の間では「大きい」文化遺産のみが注目される傾向がある。例えば、2019年京都で開催されたICOM（国際博物館会議）第25回世界大会において、文化遺産と災害後のレジリエンスについて数多くの発表が行われたが、その大部分は、いわば「大きい」遺産に関するものであった。あるいは、ICCROM（文化財保存修復国際センター）においても、専従職員の中には「小さい」文化遺産に秘められている可能性についてその重要性に気付いている人もいるが、Covid-19の世界的流行をきっかけに企画されたICCROM主催のオンラインシンポジウムシリーズをみると、宮城歴史資料保全ネットワークの活動とその意義についての筆者以外には、「小さい」遺産の重要性について注目する発表はなかった<sup>10</sup>。以下の述べるように、こうした背景には、日本特有の歴史的事情がある。

江戸時代に入ると、和紙の生産能力が飛躍的に高まることにもなって、すべてのレベルにおける公的支配が文書を介して行われることになった。さらに、全国的な交通網の整備も進んだことも加わって、商業や生活における交換・交流も多くも文書を介して交わされるようになった。その結果、日本国内の津々浦々まで、近世から近代にかけて、おびただしい量の文書が作成され、個人（または個別のイエ）によって管理・伝承されてきた。しかし、20世紀後半からの地方行政システムの変革に加え、生産と生活の加速度的な変質により、こうした文書が実用上の意味を失い、さらに、数多くの道具・家具・調度品もその本来の役割を失うことになった。しかしながら、古い住宅や蔵で眠っている昔の私信、経営記録、日記、写真や動画などにも、その地域固有の成り立ちや、開発や災害によって失われた風景を伝える貴重な情報が数多く残されている。代替わり、あるいはイエの断絶をきっかけに旧家や古い蔵の整理が行われると、文化財の指定を受けていない、こうした過去からの遺物の大部分は、顧みられずに廃棄される。日常的にこうした状況であるから、災害後の後片付けという即効性が求められる状況下では、なおさらである。しかし、少子高齢化が招く地位社会の緩慢な崩壊にせよ、災害がもたらす急激な崩壊にせよ、公的機関から文化財の指定を受けていないこうした無数の遺物は、使い方・見方次第では、現在と過去をつなぎとめる「遺産」

---

<sup>10</sup> ICCROM “Heritage and Pandemics: Psycho-social Support During a Crisis” 05 June 2020 <https://www.iccrom.org/video/heritage-and-pandemics-psycho-social-support-during-crisis>

に昇華する可能性を多く秘めている。

1995年の阪神・淡路大震災をきっかけにはじめられた資料レスキューは、当初、歴史的に価値ある資料の紛失を食い止めるために始められた。その後、全国規模で展開しつつある資料レスキュー運動は、現地で直面する現実を前にして、歴史家などがすでに重要と認定した資料だけではなく、将来、人々が新たな見方や分析視角を形成・獲得することによって、今はその意味がみえない遺物でも遺産になり得るという認識に至っている。現在は、所有者から依頼があれば、資料レスキューではこうした遺物に序列をつけずに将来への遺産として対等に取り扱うようになってきている。こういう意味で、“Sendai Framework”で謳っている“cultural heritage”・「文化遺産」は、現在、国内の資料レスキュー運動が対象にしている指定・未指定文化財のすべてを包摂する言葉または概念として、大変有用だといえよう。しかし、日本の資料レスキュー運動の中でこうした考え方が少しずつ広がっているとしても、国・地方の政策と行政の中にそれが浸透しているとは言い難いのが現状である。さらに、世界に目を転じると、先述の通り、「文化遺産」とは公的な指定を受けたものであるという潜在意識ないしは先入観がいまだにも根強いように見受けられる。

こういう意味では、日本で実践されている資料レスキュー活動そのものも、いうならば、世界的に重要な「文化遺産」の1つだといっても過言ではあるまい。とくに、現在の資料レスキュー運動が対象にしている資料の大部分が近現代のものであることを考えると、こうした資料レスキューは、1000年以上の悠久の歴史を刻んできた国・地域・民族だけではなく、100年にも満たない歴史しかない新しい国家などにおいても有効であるはずである。

次節では、世界的にみても先駆的な実践として価値が高い、文化遺産保全活動運動の具体的な在り方を示す一事例として、筆者が創立メンバーである、宮城歴史資料保存ネットワークの活動がどのようにして成り立って機能しているかについて、紹介したい。

### 第3節 宮城歴史資料保全ネットワークを支える多彩な人間模様

NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク（通称宮城資料ネット）は、2003年7月26日に発生した宮城県北部地震を契機に設立された。設立以降から宮城資料ネットがたどってきた道程や、東日本大震災をはじめ主要な災害の都度に行ってきた活動については、ネットの公式ウェブサイト<sup>11</sup>に譲ることにする。ここでは、宮城資料ネットの活動がどのようにして成り立つか、そして機能するかを、この組織を支えている多彩な人間関係、すなわち名前通りの「ネットワーク」に注目して、解説することにする。

---

<sup>11</sup> 宮城歴史資料保存ネットワーク『宮城資料ネット NPO 法人宮城歴史資料ネットワーク』<http://miyagi-shiryounet.org/>

## 1. 「資料レスキュー」はどのようにして成り立つか

宮城資料ネットのレスキュー活動は、縦横に幾重にも結ばれた人間関係の上ではじめて成り立つものである。NPO 法人としての正会員はおおよそ 120 人であるが、日々の業務を担う事務局は、一握りの若い正会員によって担われている。しかし、個別具体的なレスキュー活動に集まる人数の多くは、組織の正会員ではない。創立当時に壮年だった中核的な正会員の多くは、高齢化しており、現場での活動の大部分は、現在、一握りの（相対的に）若い正会員と、その都度集まるボランティアによって支えられている。さらに、対象となる資料の量や性格によって、必要となる知識や技術が異なるので、ミッションごとに集まる人員が大きく変わるといった特性がある。しかし、このように多様である資料レスキューの活動を俯瞰したら、少なくとも次の3つの範疇の人間集団が必要である。

### イ) 資料所有者と所有者と繋がる人々

第一の集団は、資料レスキューを求める、あるいは資料ネットからのレスキューの申し出を許諾し受け入れる資料者である。当たり前のことのように思えるだろうが、資料レスキューは所有者あつての活動であることを忘れてはならない。私人であれば、所有者として旧村役人、商家、元地主、地域の名望家など、が典型的な所有者といえよう。公人ならば、会社や博物館なども、資料レスキューを必要としたり対象となったりすることもある。さらに、寺社のような宗教法人・施設もある。

こうした所有者の周囲には、当然ながら、さらにその家族、一族、集落・町内などの血縁・地縁の集団も広がっている。そのさらに外縁には、郷土史家や地元の歴史愛好家、さらに地元の教育委員会などがひろがっている。こうした人間模様がどこまで広がるかは、あくまでもケース・バイ・ケースではあるが、多くの資料所有者はこうした幾重にも広がる人間関係の中にあることに留意する必要がある。

### ロ) 資料レスキューする集団

資料レスキューが成り立つのにもう1つ必須の人間集団が、資料レスキューを行い、レスキューした資料を保管・保全する人である。

その中核となるのは、資料レスキューに必要な技術や知識を持った人であるのは、いうまでもない。博物館などの学芸員や大学教員がその典型的な例であろう。各地の資料ネットには独自の活動拠点もてるだけの財源を有する組織は皆無に等しいため、現実には、学芸員や大学の教員が行う教育、研究活動、社会的貢献に相乗りする形で活動をこなっている組織が多いという実情もある。

その他に、資料レスキューそのもの、および保全した資料の洗浄・修復・整理・記録をするには、その時の状況に応じた人材と人員が必要となる。多くの場合、レスキュー活動そのものは単発的な人員動員で終わるが、その先に続く資料の保存活動のためには恒常的に活動できる人員も必要になる。大学であれば学生という人材を動員できる

可能性もあるが、多くの場合、市民ボランティアを広く募集してはじめて資料レスキュー活動に必要な集中的な動員型と、保存活動に必要な恒常的な人材の確保が可能になる。さらに、資料レスキューが広義の文化財行政ともかかわるものであるため、その時の状況に応じて地元の教育委員会から県や国の文化財行政機関との連携も重要な場合もある。資料レスキューで求められる多様な形の人材と参加の形を満たすためには、官・学・市民が協働し、広範囲の人材が参加し連携することが必須である。

#### ハ) 外部専門家

各資料ネットの中核を担う集団にはそれなりの専門性が求められるが、個別具体的なレスキュー・保存活動の場面においては、往々にして、正規会員や公募のボランティアの他に、レスキューの対象と状況に応じてしかるべき専門家の力を借りることもある。装具士、大工、石工、紙漉き職人、建築家などがその典型的な例であるが、例えば、2011年の大津波で水没した資料を処理するために、宮城資料ネットは奈良県の(株)奈良市場冷蔵支援を仰ぐことになった。国内で最大の真空凍結乾燥器をもつ奈良文化財研究所で水没資料を処理できるまでの待機時間に、資料の劣化を止めるために冷凍保存し、かつ、作業の効率性を図るために保管場所を研究所の周辺にする必要があった。このミッションに手をあげたのが、巨大な冷凍庫をもつ奈良市場冷蔵であった。このように、平時であれば交叉することがないような組織同士が協働するというチャンスが生まれるのも、資料レスキュー活動の一つの「力」だといえよう。

以上をまとめると、宮城資料ネットが活動を行うためには、NPO法人に参加する正会員のみならず、外部の専門家や人材、集団、ボランティアなどの力添えで初めて成り立つのである。宮城資料ネットを例にして本稿の問題関心から鑑みると、資料ネットはこうした自在で広範な人間関係のつながりで成り立っていることが分かる。より積極的に言えば、資料ネットは、こうした様々な人間関係を随時創出し形成することによってはじめて、その目的を果たせるようになるのである。既存の人間関係を土台にしつつ、新たな人間関係をも常時創出するという資料レスキュー運動のこの特性は、資料レスキューそのものの意味を超えて、別の次元において社会的な効果が生み出さず契機となる。この関連でとりわけ重要な点は、資料ネットという組織は、被災地などに住む資料所有者を結節点とする多種多様な人間関係の網の目と接続して、はじめて、その使命を全うできるようになることである。資料ネットという組織が、被災地などの住民と接続することによって、双方においてそれまで存在していなかった(ことが多い)新たな人間関係がさらに創出される、あるいは既存の関係が新たな形で再生されることを指摘したい。資料レスキュー運動が生み出す人間関係がなぜ重要かについて、次節で取り上げることにする。その前に、本節の次の題について述べることにする。

## 2. 「資料ネット」はどのようにして機能するか

宮城資料ネットを支えている多彩な人間関係について述べてきたが、次に、こうした人間関係を活用してネットがどのような活動をしているかについて説明する。宮城資料ネットは、セ資料所有者との間に結ばれた信頼・協働の関係を土台にして、レスキュー活動そのものを中心とする活動と、後方活動という、性格が異なる二通りの活動を展開している。

### イ) 資料レスキュー活動

資料レスキュー活動は、個々の活動を抽象化して大別すれば、3つの段階に分けられる。

(i) 被災などのリスクにさらされている資料・文化遺産の存在と所在を特定する、(ii) 予備調査により所有者と資料・文化遺産の状況を把握する、(iii) 現場に赴いて、資料・文化遺産をその場で保全するか安全な場所に運ぶ、というものである。

#### i. 資料・文化遺産の把握

資料レスキューの出発点となる、危険・危機に晒されている・晒される恐れのある資料・文化遺産を把握するきっかけは、多様である。宮城資料ネットが活動を重ねていく中で知名度と社会的信用度が上がるに従い、所有者やその周辺の人から直接レスキューの依頼を受けることが多くなったが、当初は、被災地域の自治体史や研究論文などに掲載されている資料・所有者名を頼りに、地元の教育委員会や郷土史家を通して所有者と繋がるが多かった。文献から得られる情報が乏しい場合には、被災後に被災地への交通と立ち入りが制限されていない状況であれば、直接赴いて1軒々々家を回って人海作戦で資料など探し出し、所有者にレスキューを提案し、保全活動が開始されることも多々あった。ただし、こうした場合は、教育委員会職員など、地元で社会的信用のある人に事前紹介や同伴を得ることが必須である。

#### ii. 出動前の状況把握

資料の存在と所在がわかったら、本格的な出動前に所有者自身の置かれている状況、および資料などの状況を把握する必要がある。資料の量と状態によって、レスキュー活動に必要な人員、時間と機材が大きく異なる。理想的には、専門知識のある代表者が事前に所有者の所に赴いて、所有者と資料双方の状況を確認するのが望ましい形であるが、東日本大震災のように広域的に甚大な損害が発生している場合には、例えば電話での聞き取りで済まざるを得ないこともある。レスキューする資料・文化遺産の量によって、予備調査とレスキューが同一になる場合もあれば、極端な場合は、何年も通って泊まり込みでコレクション全体のデジタル写真撮影をする場合もある。いずれにせよ、可能な限り、資料レスキューに赴く前に、所有者への配慮、資料・文化遺産の量と状況に応じた態勢、そしてレスキュー参加者の身の安全が保障を事前に、状況に応じた方法で確認する必要がある。

#### iii. 現地での活動

出動する準備が整ったら、いよいよ、現地に赴いて資料保全活動をすることになる。所

有者の状況（住居および資料保存場所が安全か否か）、資料・文化財の状況・状態（現地で保存が継続可能か否か、危険が潜在的か顕在化しているか、資料などの保存状態の良し悪し）によっては、資料・文化財を現地においてデジタル記録するか、安全・保全を確保するために持ち帰るか、いくつもの活動のパターンがある。また、資料・文化遺産に対する危険を評価する場合には、少子高齢化と過疎化がもたらす所有者のイエ存続の危機といった、自然災害とは違った形で進行する「災害」にも配慮しなければならないことも多い。

以上のように、資料レスキュー活動の成否の大部分は、現地入りする前からの準備段階で決まる。特に、現地に入ってから予想外の事態の発生を可能な限り未然に防ぐことが肝心である。この段階では、まず、資料レスキューをする際に資料所有者をはじめ現地の関係者と適切に接触することができ、かつ、資料・文化遺産の価値と扱い方について十分な知識をもつ専門家が中心となる。それ以外に、学生やボランティアの人員の確保が重要な課題となる。資料が多く、あるいは所有者の後片付けの手伝いが必要となる場合には、人海戦術で臨むことになるため、相応の数の人員が必要となる。こうしたボランティアなどの人員は、経験や知識よりもまずは体力が求められることが多く、往々にしてメンバーの出入りが激しい。長期にわたるレスキューもあるが、大方は、単発的な出動となるため、参加者の募集はその都度、個別に行われる。

ただし、現地での資料レスキュー活動が成り立つためには、所有者や地域社会の人々の信頼を得ることが大前提であり、絶対条件となる。旧仙台藩領域内（福島県浜通りの最北端、宮城県、岩手県北上市以南）では、戦後からしばらくの間、研究者が旧家から借用という名目で史料を持ち去って返却しないという被害が続いたために、未だに大学と研究者に対する根強い不信感が残っている地域もある。宮城資料ネットを立ち上げた2003年の当初、こうした強固な不信感による拒絶反応に対処するのに非常に苦慮した。資料ネットに対する社会的認識が大きく改善された現在でも、こうした不信感が未だ払拭されていない地域も残っている。宮城資料ネットから所有者に接触を試みようとするときには、できる限り、現地の教育委員会などを通すなどして細心の配慮を心がける。現地のこうした不信に対応するためには、次に紹介する後方活動、とりわけその中の広報活動が重要となる。

## ロ) 後方活動

後方活動とは、大別して、レスキューした資料・文化遺産の保全措置を行う活動と、資料などから学んだことの成果を地域社会に還元する活動の2つを指す。

### i. レスキューした資料・文化遺産の措置

資料レスキューの大原則とは、レスキューした資料を現地において保全して、保存を確保することである。しかし、現実には、現地で措置・保全できないケースの方が圧倒的に多い。こうした場合、いったん、宮城資料ネットの活動拠点に資料・文化遺産

を持ち帰ることになる。典型的には、水損、破損、虫食いが激しいものや、現地で保存する施設（個人宅、蔵など）が使えなくなったなどの例が該当する。創立以来、東北大学のご厚意により大学施設の一部を借用している状況であったが、2020年12月に、「東北大学災害科学国際研究所とNPO法人宮城歴史資料保全ネットワークとの連携に関する協定」が結ばれたことによって、今後、新たな可能性が開けてきたことを指摘しておきたい。

損傷・汚れが著しいものを洗浄・清掃・修復するためには、安定した作業環境（空気清浄や温度・湿度管理ができる）部屋が確保できることが理想である。さらに、実際に清掃・洗浄といった地道な作業に継続的に参加できるボランティアも必要である。事実、2021年2月の段階でも、東日本大震災の被災地からレスキューした資料の洗浄・修復作業はまだ終わっておらず、終了の見通しはまったく立たない。体力と迅速な行動力が必要な災害発生直後のレスキューとは異なり、レスキュー後の資料の保全作業に求められるのは、一定程度の技術と知識の習得と、継続的に作業に参加できる時間的余裕と忍耐力である。現在は、年金生活者や子育てを終えた女性などがボランティアとして後方支援の中心を担っている。こうしたボランティアの中には、保全活動への参加をきっかけとして、自分たちが扱っている史料などの内容に興味を抱くようになり、学習を重ねて、自主的に古文書の解読と公表をしたり、独自に資料レスキューを行ったりするほどの実力を身につける人もいる。

## ii. 成果の還元

東日本大震災のような広域的な大災害の後、資料ネットの活動は資料・文化財のレスキューと保全をこなすだけでも圧倒され身動きもとれないほどの状況に陥るものである。しかしながら、こういう状況にいるからこそ、可能な限り、レスキューした資料の内容と価値について、所有者をはじめ地域社会にも、レスキューした資料などから得られる情報を還元することが肝心である。還元の形と在り様は多様である。もっとも典型的、あるいは簡単な形とは、資料のデジタル記録を所有者の立会いの下に撮りながら、レスキューチームの責任者が作業中に、資料についてその場で所有者に解説するような例であろう。資料を持ち帰ることになった場合には、資料の清掃などが終わった後に、全点のデジタル記録を撮りながら資料目録をも作成し、簡単な解説を加えて資料を返却する時に目録、デジタル記録（写真）のファイルと印刷したハードコピー、さらに解説文を返すことも、所有者に対する還元としてさらに効果的である。しかし、可能な限り、レスキューした資料を用いて、所有者のイエと地域の歴史を再構成して、講演会、展示会、あるいは一般読者向けの出版物として被災地に還元することが理想である。こうした活動の具体例として、東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究部門が2012年以来行ってきた、地域と密着した資料調査・レスキューと成果還元が一体化し

た各種活動<sup>12</sup>、あるいは、宮城資料ネットメンバーで執筆した『よみがえるふるさとの歴史』シリーズと関連する講演会がその好例である<sup>13</sup>。資料所有者だけではなく、より広く地域社会に公開された形で地域の忘れられた歴史の一面でも提示できれば、人々が再結集して復興に新たに取り組み始めるきっかけを提供することにもつながる場合がある。

最後に付け加えて強調したいのは、上記のような資料レスキューの成果還元と併せて、メディアの支持と信頼を得てメディアの力を味方にすることの重要性である。例えば、資料ネットの代表者が記者クラブなどを通して地元メディアに対し活動の告知や報告を行う形の情報発信を頻繁に行って、社会的認知を得ることも重要である。しかし、少なくとも旧仙台藩領域内において地元関係者（資料所有者、郷土史研究家など）が抱く、大学などのプロフェッショナルな歴史家に対する根強い不信感を少しでも払拭するためには、宮城資料ネットでは、メディアだけに頼らずに自分たちで直接的にそして独自に地域社会に対し多様な情報発信を行うことが、自分たちの活動に対する社会的信用を得るのに必要不可欠であること学んできた。こうした地道な活動の積み重ねこそが、次の資料レスキューにつながるのには必要不可欠である。宮城資料ネットが過去のネガティブなイメージを乗り越えて、地域社会の中で受け容れられながら活動できるようになってきたとするならば、こうした広報活動がその土台となっていることは間違いない。

やや理念的な記述となったが、宮城歴史資料保存ネットワークが行う資料レスキュー活動と、その活動から発生する後方での保全と広報活動について紹介した。本稿の課題との関係でとくに注目してほしいことは、宮城資料ネットの活動は、多面にはわたるが、どの側面を切り取ってみても、それがまさしく人々の間の関係、すなわち文字通りのネットワークに支えられてはじめて成り立つ、ということである。そうした関係の中には当然、ある程度既存のものもあれば、何か新しい活動、例えばはじめて入る地域での資料レスキューをする場合、あるいは既存のメンバーでは対応できない技術や専門性を求められる措置を行わなければならない局面に出会った時には、公式・非公式、そして最後は運を味方に引き付けてたえず新しい人間関係を形成しなければ新たな状況や課題に十分に対応できないのである。

このようにして、資料ネットの活動そのものが既成の人間関係を出発点にしながらも常に新しい繋がりを創出していることは、資料レスキュー活動そのものが資料・文化遺産の所有者とその周辺にも新しい人間関係を創出していることを含むものである。“Sendai Framework”で文化遺産の保護と活用が有用な防災・復興支援活動になるとされている根拠

---

<sup>12</sup> 東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究部門ウェブサイト、  
<https://uehiro-tohoku.net/>

<sup>13</sup> 宮城歴史資料保存ネットワーク企画『よみがえるふるさとの歴史』12冊、蕃山房発行、2014～2016年、  
<http://banzanbou.com/category/books/furusato/>

の1つは、こうした側面にある。

#### 第4節 文化財・遺産と防災を繋ぐ概念：「心理社会的支援」

“Sendai Framework” 29 項で謳っているように、文化遺産の保護が人々のレジリエンスを高め、復興過程において斬新な取り組みや（経済）成長を促進し雇用を創出するという現実的な課題とどのようにして結びつくかを説明するために、「心理社会的支援」という概念を説明する必要がある。そのためには、まず「レジリエンス」と「ソーシャルキャピタル」という二つの別の概念について理解する必要がある。

##### 1. 自然科学における「強靱性」

英語の“resilience”とは、元来、物理学や素材学などの自然科学で使われた概念である。日本では、この英単語が「強靱性」と訳され、自然科学の諸領域で広く通用している。

物理学などでいう「強靱性」とは、ある物体に力を加えて変形させることに対して、元の形に復元しようと働く物体内在の力を表す概念である。ゴムボールを指先で押し込んだ時にボールが凹むのに、指先を放すとボールが元の形に復元することが強靱性という概念の身近な一例である。つまり、物理学などの分野における「強靱性」とは力であり、かつ素材固有の特性であることがこの訳語に含意されるのである。その結果、一般的に「強靱性」という漢字熟語から連想するイメージとは、次に説明する人文社会科学領域で使われる「レジリエンス」とも大きく懸け離れたものになることも、日本語固有の問題であろう。

とりわけ「仙台防災枠組」に限らず、阪神大震災以降の日本政府の公式文書において災害科学でいう“resilience”を「強靱性」として訳することが定着しているが、これには大きな問題がある。

##### 2. 人文社会科学における「レジリエンス」：心理学の場合

対して、英語として同じ“resilience”という単語で言い表されても、人文社会科学と物理学などで指示されている中身には大きな違いがある。端的に言えば、人文社会科学で“resilience”という単語を使う場合には、そのイメージを比喻として採用していると説明した方がわかりやすい<sup>14</sup>。自然科学でいう「強靱性」と、人文社会科学や環境学で用いるレジリエンスという語の最大の差異とは、後者ではその現象が、基本的にはシステム論として理解されるところにある。心理学におけるレジリエンス研究の第一人者であるアン・マステン

---

<sup>14</sup> Norris, Fran & Stevens, Susan & Pfefferbaum, Betty & Wyche, Karen & Pfefferbaum, Rose *et al.* (2008). “Community Resilience as a Metaphor, Theory, Set of Capacities, and Strategy for Disaster Readiness.”

は、人文社会科学や環境学における多様なレジリエンス研究に共通して使える定義として、レジリエンスを過程やシステムとしてとらえることを提案している。すなわち、レジリエンスとは、「自らの機能、存続、または発達を脅かすものに適応する、動的システムのキャパシティ」であるとしている<sup>15</sup>。ここで留意しなければならないのは、レジリエンスとは逆境に瀕した時に発揮されるシステムであるということ、レジリエンスとは個人や集団の特性として捉えてはならないという点である。したがって、逆境に瀕した個人がレジリエンスを発揮するためには、システムに有効に働きかける支援を行うことが必要となる。システムを見据えた支援が有効に行われない場合には、逆境の中で一時的にうまく適応しているように見える個人や社会でも、限界が生じる可能性があることを、支援する側は常に念頭に置く必要がある。レジリエンスは、決して、個人や社会の能力や特性を意味するものではない。

マステン自身がこの定義を説明するため、(アメリカ合衆国における)発達過程の中で就学児のレジリエンスを支えるものを次頁の概念図「子どものレジリエンスにおける適応システム」を用いるのである。<sup>16</sup>

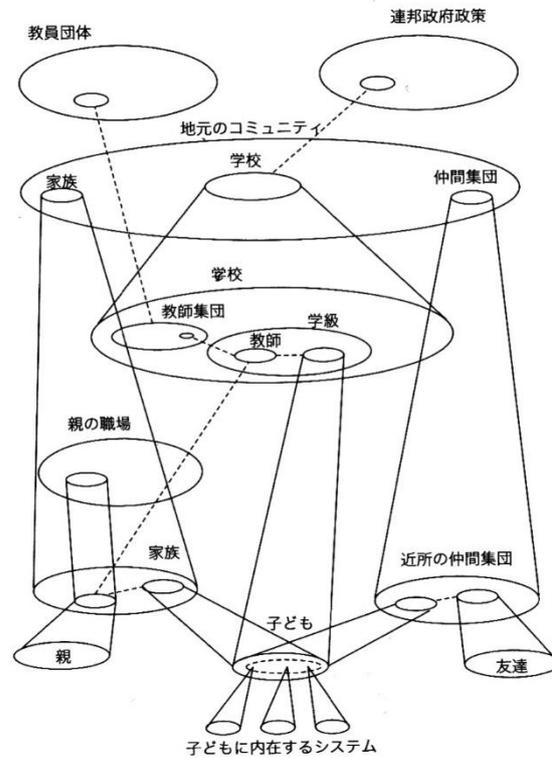
---

<sup>15</sup> アン・マステン (著)『発達とレジリエンス——暮らしに宿る魔法の力』、26 頁。

<sup>16</sup> マステン 238 頁より転載。

図1 子どものレジリエンスにおける適応システム

第III部 レジリエンスにおける適応システム



出版社および原典の出版社の許可により、マステン 2020 より掲載。原典：Ann S. Masten  
 “Commentary: Developmental Psychopathology as a Unifying Context for Mental Health and Education  
 Models, Research, and Practice in Schools” *School Psychology Review Journal*/Vol. 32, Jun 1, 2003, p.170  
 (Taylor & Francis).

図の下から2番目のレベルに「子ども」自身がいる。子どもを挟むように、その下の層には「子どもに内在するシステム」、すなわち個体の体内の各種生命・生理プロセスや遺伝子の働きなどが挙げられている。最高レベルには「連邦政府の政策」が挙げられている。子どもに直接かかわるシステムとしての「学校」とそこに集合する教師などの集団、あるいは、子どもと同じレベルに「近所の仲間集団」もある。しかし、他に「親の職場」のように間接的な形で子どもに影響をあたえるものも含まれる。このように、多様な要因が重層的に、かつ直接的・間接的に1人の子どものレジリエンスに影響する、という在り様を図形化している。2020年執筆現在の時点でこの図を眺めると、さらに上の方に「パンデミック流行の有無」と「世界経済の景気・不景気」を書き加えたいくなる。マステン自身の専門は発達心理学であるが、この図に凝縮して表現されているように、「レジリエンス」という現象を説明

するには、心理学には留まらず、生理学、医学、遺伝子学、社会学、経済学などといったように、生命科学の最先端の研究から、社会科学の各分野まで非常に幅広い学際的な視野で1人の子どもの発達過程におけるレジリエンスをとらえる必要があることと視覚化している。この図の意味するところは、ここでいうレジリエンスとは1人の人間に内在する固有の特性ではなく、あくまでも個人とその個人を取り巻く大小様々な「システム」（体内のシステム、そして家族、仲間集団学校、地域社会、地方自治体、国の政策）の間の複雑な相互作用の結果として表出するということである。ある状況の組み合わせでレジリエンスを発揮した人物が、条件が変われば同様にレジリエンスを発揮するだろうという予測はできない。別の観点から言えば、人のレジリエンスの発現を促進する要因をある程度特定できれば、より多くの人々においてレジリエンスの発現を促進する状況を作り出すこともできるはずであるということになる。

加えて、レジリエンスが非常に多様な要因の上に成り立つものであると考えると、ある特定の重要な要因（例えば「親」）に問題があったとしても、その要因以外の別の要因（または要因の集合体）全体で個人を支える、という対処法を開発する道も開けてくる。つまり、レジリエンスに関する理論と研究の成果を応用すると、逆境に立たせられている人々のレジリエンスを高める環境を整えることによって、より効果的な支援法を編み出すことが可能になる。マステン自身は、こうした視点から貧困家庭の子供たちのための支援プログラムの開発を推進してきているが、心理学とは別の視点でレジリエンス研究を被災者の支援に応用しようとする試みが社会学とその関連学問からも提示されている。

### 3. 人文社会科学における「レジリエンス」：社会学の場合

社会学では、集団同士の関係性を中心に、レジリエンスという現象の解明を通して、より効果的な防災と被災者支援に結びつけようとする研究が行われている。その代表的な研究として、D.P.アルドリッチの地域債権とレジリエンス構築についての研究を紹介したい。アルドリッチは、関東大震災（1923年）と阪神淡路大震災（1995年）の他に、インド（2004年のインド洋津波）、および著者自身が経験し自分の災害研究の出発点ともなった米国ニューオーリンズなどを襲ったハリケーン・カトリーナ（2005年）における被災と復興を統計的に検証して、被災者・被災コミュニティの「ソーシャル・キャピタル」が決定的な役割を果たすことを論じている。

「ソーシャル・キャピタル」の和訳として「人間関係資本」または「社会関係資本」が使われることもあるが、本稿では、アルドリッチ著書の訳者たちが選んだカタカナ語を採用する。ソーシャル・キャピタルとは、人または集団が、自分以外の人間との間に結んでいる様々な関係に注目した概念である。人やコミュニティが、自力で対応・解決できない課題・問題に直面したとき、他者・他集団を頼ることによって、より望ましい形で問題を解決できる可能性が、その人・コミュニティが持っている他者・他集団との関係の多さに比例して高くなるものである。したがって、こうした関係性を持っていること自体が自分にとっての一種の

「資本」、すなわちキャピタルとなるということから「ソーシャル・キャピタル」と名付けられているのである。

ソーシャル・キャピタルは、その性質によって、次の3種に分類される。<sup>17</sup>

- 1) **結束型** 同質性が強い集団の中で結束する、横の関係である。典型的な事例として地域社会（町内会や、村・町・市）、あるいは血縁・婚姻関係で結ばれる「家族」などがあげられる。結束型のソーシャル・キャピタルは、日常的に触れ合うほど結束が強く、信頼関係が高まるとされている。
- 2) **橋渡し型** 異なる集団の間の「橋渡し」をする、横の関係である。一般的には結束型より相互の結びつきが弱く、接触の機会と度合いがより少ないとされる。事例として、学校のPTA役員、友人の友人、横断的に組織される団体（スポーツ、趣味などの仲間、あるいは職能団体、商工会議所など）があげられる。内部の同質性の強い集団と、別の集団との間の「橋渡し」として機能する。異質性がある、あるいは共通の接点を日常的に持たない集団を緩やかに繋ぐ働きをする。
- 3) **連結型** 結束型や橋渡し型の関係で結ばれている集団を、権力、財源、専門的な知識や技術などを持ったより「上位」の人・組織と結びつける垂直の関係である。政治家、官僚や、外部のNPO/NGOといった事例が考えられる。

被災した場合にこうした3種のソーシャル・キャピタルが実際にどのように作用して被災者を助けることになるかの具体例として、宮城県内の、2011年3月11日の東日本大震災後のあるマンション群のサバイバル戦略を紹介したい。

このマンション群は、仙台近郊に位置する高層マンション8棟、740世帯、居住者約1,700人からなる1町内会を構成している。地震発生直後から電機、水道とガスがすべて断絶し、復旧するには電機は5日間、水道は約2週間、ガスは約1か月間かかった。加えて安全点検が済むまでにエレベーターが長期にわたって停止していたため、寝たきりや高い階段を上り下りできない人たちは、生命の危機に立たされることになった。

当時、要介護者の情報は町内会に知らされていなかったもので、まず、要介護者を特定した。町内会が仲介して、看護師資格のある住民が介護に当たり、若者たちが水や食料を届けた。こうした行為は、結束型ソーシャル・キャピタルの1つの典型である。

さらに、ライフラインや商業・流通の長期にわたる断絶を自力で乗り越えるだけの貯えのない家庭も多くあった。そこで町内会で災害備蓄品としてあらかじめ用意していた大型の窯で豚汁とお米の炊き出しを約1か月間にわたって、毎日行った。食材については、初回は住民の知人・友人が経営するレストランから保存できなくなった素材の提供を受け（橋渡し型）、次は町内会からの呼びかけで住民が持ち寄った食材の供給（結束型）に頼った。しかし、窯2つを毎日炊くのに必要な燃料は自前での貯えはなく、ある住民が近隣の農家から

---

<sup>17</sup> D・P・アルドリッチ（著）『災害復興におけるソーシャル・キャピタルの役割とは何か：地域再建とレジリエンスの構築』

菜園を借りて野菜栽培を楽しんでいたという縁を頼って、農家にあった廃材を分けてもらって炊き出しを立ち上げられたのも、橋渡し型のソーシャル・キャピタルの1例である。

このようにして町内会である程度危機を乗り越える道筋を立てた次の段階として、町内会長が市役所と交渉して、町内会の集会所を臨時避難所として指定してもらい、市役所に届き始めていた支援物資を町内会を単位として受け取ることができるようになった。この措置は、連結型ソーシャル・キャピタルの1例である。

最後にもう一度強調しておくが、「強靱性」とは異なり、「レジリエンス」は人または集団固有の特性でもなければ、「力」でもない。レジリエンスとは、脅威に対する適応過程として表れる動的システムのキャパシティである。「キャパシティ」という語には、「能力」と「容量」(または「容積」)の双方の意味が含意される。すなわち、レジリエンスには限度あるいは限界値があることも含意されている。レジリエンスは、個人やコミュニティ・集団に内在するものではなく、それらが結ぶ諸関係(家族や友人・仲間など)、またそれらを包摂する関係(学校、職場、自治体や政府など)に代表される、重層的なシステム・関係網の中で育まれるものである。したがって、均質性・同一性が高く多様性に乏しい関係しか待たないことが脆弱性を招き、逆に、人間関係を豊かにすればするほどレジリエンスが高まるという相関性が認められる。一見して関係ないように思われる関係や現象が、予測外にレジリエンスの出現を促すということもあり得る。

#### 4. 「心理社会的支援」とは何か

レジリエンスとソーシャル・キャピタルという言葉が理解できれば、心理社会的支援という概念は、大変わかりやすくなるはずである。

心理社会的支援は、ソーシャル・キャピタルなどによって育まれるレジリエンスの特性に主軸をおく、人道的支援<sup>18</sup>の考え方であり、実践法である。その特徴は、被災者などのココロの支援を狭義の心理的手法<sup>19</sup>ではなく、社会関係の回復と創出を重視する支援の中で心理的な支援を同時に成し遂げようとするところにある。治療を要する精神疾患のレベルに至っている人なら話は別であるが、大部分の被災者にとっては、心理社会的な手法が個人・集団・コミュニティの自発的な回復を広範囲に促進するのにもっとも効果的な手法であるとされる。

人々の社会関係に働きかけるものであるので、心理社会的支援の形は、往々にして特別なものではなく、日々の営みに溶け込ませるものである。場合によっては、些細なこと、さもないようにみえることも素晴らしい心理社会的支援となる。心理的・精神医学的な被災者支援の多くが受け手にとって社会的な烙印<sup>ステイグマ</sup>を押される危険性を伴うことを考えると、心理社

---

<sup>18</sup> 国際的にみれば、支援の仕方は、軍事的支援と人道的支援に大別される。

<sup>19</sup> 「狭義の心理的手法」とは、心理療法的な手法という意味で使っている。

会的支援が「特別な」ものに見えないことの意義は非常に大きい。

これまで述べてきた宮城資料ネットが行う資料・文化遺産の保全活動などすべてが、人々の社会関係に何らかの形で働きかけるものであるから、ネットの活動がレジリエンスの涵養を意図したものでなくとも、その活動に参加したすべての人々（資料所有者だけでなく、ボランティアおよび資料ネットメンバー自身）の潜在的レジリエンスを補強するものになる。参加者がそう意識しなくとも、あるいは、参加者がそのように認識しないからこそ、資料レスキュー活動全般は、状況次第で強力な心理社会的支援となる可能性を大きく秘めるものである。

最後に、ソーシャル・キャピタル論との関係で、資料・文化遺産レスキューの心理社会的支援としての意味について、補足したい。

ソーシャル・キャピタル論で注目されている人間関係資本の形は、すべて、現在進行中の関係として論じられていることが特徴である。自明のこのようにみえるが、通常、過去の人が現在生きている人の助けになれないので、ソーシャル・キャピタルの範囲をこのように限定するのも当然の結果ともいえる。具体的な利益や問題・課題解決を重視するソーシャル・キャピタル的な観点に対して、資料・文化遺産を保護・保全することは、一見して眼前の課題などに対する働きかけを図るものとはみなされない。資料レスキューの本質は、被災者と「過去」との関係性を修復・取り戻すだけのものである。このように時間軸に沿った人間関係を修復することは、現世を生きる上での「資本」とは通常ならないが、時間軸を意識することは、現在を過去と未来との間の一通過点としてみるという視角を提供することにつながる。

心理学の領域では、数多くの精神疾患が記憶関連の問題を伴うとされている。このことに鑑みれば、被災者にとって、自分と自分のイエ・家族・コミュニティの「記憶」を回復することが健全な精神状態の維持や回復に貢献するであろうことは、想像に難くない。被災者にとって時間軸の中の自分の関係性を回復・修復することが具体的な問題解決につながるものではなくとも、精神的な健全性を高めることによって人々の問題解決能力を土台のところで支えることになる。資料・文化遺産レスキューの心理社会的支援としての具体的な分析と評価について、続く「歴史資料レスキュー活動が持つ心理社会的支援の可能性 — PAC分析を用いた事例の検討による考察—」（上山、佐藤、一條、モリス著）を参照されたい。

## 第5節 心理社会的支援を行うための2つの基本的指針

心理社会的支援が特別なものではなく通常の・その他の支援を通して実現されるものであることは、裏返えば、自分が行っている支援が、図らずとも被災者の状態に大きく影響を及ぼす可能性があることを支援する側が肝に銘じるべきであることを意味する。支援の評

価は、支援者の意図・動機や自己評価・自己イメージではなく、実際に被災者・被災地にどれだけ貢献できたかという、被災者を中心に据えて行わなければ意味がない。意図せずとも被災者・被災地の迷惑となる、より極端な場合には害をなす支援の罠に陥らないために、心理社会的支援の理論と実践について定めた、国連主導の二つの重要な指針が発表されている。この2つの指針・ガイドラインは、“Sendai Framework”の論理的前提ともなっている。1つめの指針は、2007年に発表された「災害・紛争等緊急時における精神保健・心理社会的支援に関する IASC ガイドライン」(以下、「IASC ガイドライン」または「ガイドライン」と略す)である。2つ目は、2011年に発表された「心理的応急処置 (サイコロジカル・ファーストエイド：PFA) フィールド・ガイド」(以下、「PFA」と略す)である。

## 1. 「IASC ガイドライン」

「IASC ガイドライン」<sup>20</sup>は、国連総会の決議をうけて、人道的支援にかかわる国連諸機関が、同様の支援を行ってきた実績のある国際的な NGO と協同して定めた、心理社会的支援の基本原則とその応用法を定めた、いうならば、現時点での心理社会的支援のもっとも基礎的なテキストである。日本国内での災害支援という観点から読むと該当しないようにみえる部分も少なからずあるが、例えば“Sendai Framework”にも「仙台防災枠組み」のどちらにおいても基本的な概念となるステークホルダーの重視という考え方が「IASC ガイドライン」に拠るものである。世界のいたるところで、災害、戦争、紛争などにも苦しめられている地域で長年にわたって成功も悲惨な失敗をも重ねてきた百戦錬磨のベテラン支援者・支援機関の経験と、たゞかなる学術的な裏付けを重んじる姿勢に裏打ちされた文書であるだけに、その言葉の一つ一つには大変な重みがある。

本稿との関連で見れば、心理社会的支援のあるべき姿・実施法を理解するうえで「ガイドライン」で定められている6つの原則が重要である。被災地で資料・文化財レスキューを組織・指導する立場の人なら、この原則とその解説文を理解することが、レスキュー活動の心理社会的支援としての可能性を確かなものにするためには参考となるはずである。6つの原則そのものは、非常に簡潔で、次のとおりである。

- 1) 対象者の人権を尊重し、公平・無差別であること。
- 2) 被災者参加型であること。
- 3) 害を与えないこと。
- 4) 現地にある人的・制度的・社会的資源を活用すること
- 5) 支援機関間の支援システムを統合すること
- 6) 多面・多層的なアプローチをとること

---

<sup>20</sup> IASC 編「災害・紛争等緊急時における精神保健・心理社会的支援に関する IASC ガイドライン」2007年 [https://www.who.int/hac/network/interagency/news/iasc\\_110423.pdf](https://www.who.int/hac/network/interagency/news/iasc_110423.pdf) 基本原則、11～14頁に述べられている。

各原則を、資料・文化遺産レスキュー活動に特化した視点で解説をすると、次の通りになる。

1)の人権の尊重と、公平・無差別であることは、当たり前すぎるだけに逆に等閑になる恐れがある。しかしながらこの原則は、続く5つの原則の土台をなす、基本中の基本である。「人権の尊重」が日本語として大げさに聞こえるのであれば、「人格を傷付けない」・「人の尊厳を傷付けない」と読み替えても大過ない。資料レスキューをする場合、資料の所有者の置かれている立場を十分に理解せず、所有者が希望しない形で保全活動を進めるのであれば、大きな禍根を残すことになる。資料・文化遺産レスキューを企画するとき、資料所有者あつての活動であること、その所有者の立場を第一に重んじる必要があることを肝に銘じるべきである。

この原則後段の「公平・無差別である」点は、一見、資料レスキューそのものと矛盾するようにも読み取れる。なぜなら、レスキューの対象となる資料・文化遺産をもっている個人・機関などは、地域社会の中の限られた人々であり、かつ、往々にして、過去あるいは現在でも地域内で特権的な地位にいる場合が多い。この側面は変えようがないが、その限定の中でみると、資料レスキュー活動は、資料の時代・属性・所有者が何・誰だろうが、平等に扱うという原則で成り立っており、資料・文化遺産レスキューという枠組みのなかでみれば、実は、この原則に則る活動であるはずである。

2)の「被災者参加型であること」についても、一見、資料・文化財レスキュー活動に求められる専門性などと矛盾するように見えるが、所有者側にたってみれば、自分が資料レスキューを依頼した、あるいは受け入れたということによって、自分自身も資料レスキューに所有者という立場・資格で参加していることになる。イエ・組織伝来の「家宝」の保全を図ることができたということは、多くの所有者にとって大きな心の支えとなる。

3)の「害を与えないこと」は、1)と密接にかかわる。心理社会的支援の考え方からすれば、被災地入りして被災者と接すること自体は、いわば毒にも薬にもなれる、諸刃の剣であることを、少なくとも資料レスキューの責任者は、レスキュー活動に潜むこの両面性を認識する必要がある。「ガイドライン」に記されている一般論として、リスクを軽減するための有効な手段として、他から学ぶこと、常に自分の活動に対する評価とモニタリングを行うこと、正確な情報に基づいて計画・行動することが重要であるとされている。さらに、支援活動の対象となるコミュニティの文化的価値観を知り、それに対応できる能力も必要である。自分の価値観を無意識に相手に押し付けてはならない。相手に応じた言葉かけや言葉遣いを用いて活動・成果の説明をすること、地元の言葉（いわゆる「方言」）を理解しようとする努力をすることなど、相手の文化・価値観と人格に対する配慮が必要である。さらに、外部者・専門家・「大学の先生」などとしての自身の立場と、被災者との間の力関係の差を常に認識して、自分の言動を律する必要がある。

4)の「現地にある人的・制度的・社会的資源を活用すること」については、「ガイドライン」では、支援の初期段階でも、基本的な方針は現地の能力を高め、自助を支援し、既存の

資源を強化することを薦めている。外部によってもたらされたプログラムは、場合によっては当事者の意向に沿わない不適切な心理社会的支援になることもあり、持続しないことも多い。したがって、可能な限り、「政府」（日本の場合、地元の行政）と市民社会両者の能力を高めることが重要である、と説明されている。資料レスキューの立場からみると、理想としては、現地入りする前に地元の教育委員会および郷土史家や歴史愛好家と協同して、レスキューと長期的な保全活動をおこなうことにしたいが、現実には、東日本大震災後の状況では、そもそも、沿岸部の教育委員会は対応できる状況ではなかったこと、レスキューの依頼が多すぎて、宮城資料ネットの事務局が所有者以外の人物・機関と調整をする時間的・人的余裕はなかったなどの問題が多く露見し、理想ないしは理論通りにはレスキューを実現できなかったことも数多くあった。実際にはその時の状況でベストを尽くして不可抗力的な制限の中で誠実に仕事にあたる以外にはないが、少なくとも、状況が許す限り、なるべく地元との協同をはかり、資料レスキューの実務と成果が地域社会の中で広く共有されることを目指すことがベストである。

5)の「支援機関間の支援システムを統合すること」については、これまで繰り返してきた通り、文化遺産の保存・保護にかかわる地元の教育委員会や博物館や郷土史家など地元にある「資源」と、状況が許す限り、協働すべきであることの必要性はすぐに理解されるであろうが、それ以外に、見落とされがちな重要な視点が2つある。

最初は、資料・文化遺産レスキューの心理社会的支援としての効果をより高めて確かなものにするためには、心理学や社会学など、近接する学問的な専門分野との連携が有効であることを指摘したい。宮城資料ネットの場合は、上山真知子が率いる心理学者の専門チームと協働することが、資料レスキュー単独、または心理学単独ではなしえなかったような成果を上げており、その具体的内容については、第2章「歴史資料レスキュー活動が持つ心理社会的支援の可能性 — PAC分析を用いた事例の検討による考察—」を参照されたい。宮城資料ネットでは、個人的な事情もあって、心理学者との継続的な協働が実現されているが、心理学に限らず被災者支援を目指す広範な支援との協働関係を築くことによって、資料・文化遺産レスキュー単体では解決できない課題の解決の糸口を見出すことができる可能性があることを念頭に置きながら、資料レスキューを企画するときに自分のアンテナを高くして、相互補完的に協働できる支援者を探すことが望ましい。例えば、資料所有者の多くは高齢者であるので、被災地の高齢者支援団体や活動とうまく協働できれば、資料・文化財レスキューがもっている心理社会的支援としての可能性を一層高める可能性がある。この形での協働についての実践例がまだまだ少ないので、実際にどういう形の協働ができるか、より効果的な形にはどのようなものがあるかなどについて未知数であり、まず、広く実践を重ねていく必要がある。

もう1つ重要な問題として、資料・文化遺産レスキューは、あくまでも緊急事態への臨時的な対応でしかないことを忘れてはいけない。宮城資料ネットでは、レスキューした資料・文化遺産の多くは、クリーニング・修理の処理を終えた後に、その先の安定的な保存場

所の見通しが立たないのが実情である。究極的に言えば、少子高齢化社会がもたらすイエとコミュニティの崩壊こそ、民間に所有されている資料・文化遺産のみならず、弱小自治体の公的機関で現在所蔵・保護されている文化財の存続をも脅かす、ゆったりと進行する慢性的・構造的な災害であるに他ならない。この現実を冷静に直視する必要がある。宮城資料ネットではこの問題に対する回答は得られていない、というより、当面のレスキューと保全活動に圧倒されて、こうした長期的な展望を会員で共有して対策を考える余裕はない。しかし、長い目でみれば、資料・文化遺産レスキューの努力を水の泡にしないためには、長期的な視点に立って、行政などと協働して、地域に留まらず、ひいてはこの国の文化遺産を如何に遺せるか、遺すべきかについて真剣に考える必要がある。ここで強調したいことは、資料ネットを組織して当面の資料・文化遺産レスキュー体制を築くことはできたとしても、市町村・県・国を巻き込んで長期的な展望で文化遺産をどうするかという合意を形成して実のある対策を実施できなければ、せっかくレスキューした資料・文化遺産は、そう遠くない将来に、再びより深刻な保存の危機に晒されることを避けられないであろう、という現実である。資料・文化財レスキューが単体で資料所有者とコミュニティにとって当面の心理社会的支援となることはあっても、こうした可能性の幅は現在進行形で急速に失われつつある。中長期的にみれば、その効果を持続させ、また、再び発動可能にするためには、地域の総合的な持続可能な開発目標（SDGs）計画の制定とあわせて、その中に地域の資料などを文化遺産として位置づけて後世に残す道筋をつける必要がある。

6番目の「多面・多層的なアプローチ」の原則は、基本的に被災者の状況の多様性と相互関係性に注目する原則である。初めて激甚の被災地に入る人は、たとえ支援の専門家としての教育・訓練を受けた者でも、しばしば、被害の大きさと人々の見た目の悲惨さに圧倒され、精神的に大きなショックを受けるものである。心理社会的支援の基本は、見た目の悲惨さではなく、人々に秘められている能力や可能性に注目して、それを援助することによって、被災者自身が回復・復興の推進力の中心となることである。6番目の原則の詳細な解説は「ガイドライン」に譲ることにするが、資料レスキュー活動との関連で言えば、被災者に接するときに、資料レスキューは、大きな網の目の一部であることを見失ってはいけない。自分たちが担っている活動が小さなものにしか眼に映らなくとも、専門的なケアが必要なレベルの被災者以外の、つまり大多数の被災者にとっては、自分を取り囲んで支えていた人間関係の大事な部分を取り戻すことによって、心理社会的支援で重視される家族やコミュニティとの絆を再構築する有効な手がかりが得られることを見失ってはならない。また、資料レスキュー活動の必要性・正統性を他者に説明する必要性に迫られる局面が多々生じることに備えて、資料・文化遺産をレスキューすることが被災者にとって持つ心理社会的支援として持つ意義を自覚して、他者に整然と、かつ分かりやすく説明できるようになることが望ましい。

以上、資料レスキューとの関係性に焦点を絞って、「IASCガイドライン」の内容を解説した。ただし、「ガイドライン」の原則とその説明以外の、被災の現場での実践についての記

述は、自国内での資料レスキューのような活動には当てはまらない内容ばかりであるため、参考にならない。資料レスキューの現場に赴く人にとって、自分の活動を有効な心理社会的支援として活かそうとするならば、「ガイドライン」の理念を具体的でわかり易く解説するフィールド・ガイドとして、「心理的応急措置」（通称）「PFA」がおすすめである。

## 2. 「心理的応急処置（サイコロジカル・ファーストエード：PFA）フィールド・ガイド」

通称 PFA は、実際に被災地に支援に入る人、あるいは後方支援をする人でも、支援すること・するときの心得、そして被災者と接するときの言動についての具体的な示唆、および支援にあたっての自己管理の重要性などについて記しており、大変重要な書物である。

日本において PFA と呼ばれるものには、2006 年に米国立子どもトラウマティックストレス・ネットワークと米国立 PTSD センターが作成したものと、2011 年に公表された WHO 版がある。<sup>21</sup>

双方のバージョンには共通点は多くあるものの、米国版では、災害などの悲惨な出来事の影響によってより広範な人たちがトラウマになる危険性が高いことを前提にしていることが、したがって PFA を行う主体として精神医療従事者という専門家を中心に想定していることが、WHO 版との大きな違いである。2007 年に発表された「IASC ガイドライン」を土台とする WHO 版 PFA では、人々のレジリエンスに早期に働きかけることによって広範囲のトラウマ（もしくは「トラウマ的な」）症状の発生を大きく抑えることが可能ということを前提にするため、PFA を行う主体は被災地内、被災地外を問わず支援を行うすべての人々であるとする。米国版が重視する、少数だが深刻な精神疾患や症状を抱える人々について、WHO 版では、万人のケアから解放された精神医療従事者は、専門的な治療・ケアを必要とする深刻なケースに専念できるようにしようとする。両者の間にこうした方法論上の大きな差異がある。ただし、WHO 版は、世界共通のマニュアルとして作成されている性格上、日本国内で活動する場合には該当しないようにみえる記述も多々含まれる。異文化に入っていく時の心構えと準備を説くこうした部分は、実のところ、日本における地域差や地域間格差、あるいは都会と田舎の文化の相違を考えると決して蔑ろにはできないが、日本国内での活動に焦点を絞った、心理の専門家団体「ケア宮城」が作った抜粋版「被災者の心を支え

---

<sup>21</sup> 米国立子どもトラウマティックストレス・ネットワーク・同 PTSD センター著、兵庫県こころのケアセンター訳「サイコロジカル・ファーストエード実施の手引き 第 2 版」2009 年。 <https://www.niph.go.jp/topics/PFAmanual.pdf> 。WHO 版は、国立精神・神経医療研究センターの金吉晴・鈴木友理子監訳「心理的応急処置（サイコロジカル・ファーストエード：PFA）フィールド・ガイド」として公開されている。 [https://saigai-kokoro.ncnp.go.jp/pdf/who\\_pfa\\_guide.pdf](https://saigai-kokoro.ncnp.go.jp/pdf/who_pfa_guide.pdf) 。

るために～地域で支援活動をする人の心得」は扱いやすく、とくに独学で学ぶ人にはお薦めである。<sup>22</sup>

「PFA」では、心理社会的支援の考え方を踏まえているため、被災者のレジリエンスを高めることがもっとも効果的な精神的支援となることを大前提とする。したがって、一般的なココロのケアは、特別なものではなく日常の生活や支援の中に埋め込む形で行うものだとする。特別なものではないためには誰にでもできるものであると同時に、逆に、PFA の原則と実践を無視した支援が被災者の尊厳を傷付け害を及ぼす危険があることを合わせて、具体例を提示しながら論じている。

簡単な例でいえば、例えば、避難所にたどり着いた被災者にペット・ボトルに入った飲料水を届けて配布する状況を想定してみよう。人々に水を渡すときに笑顔で自然に優しい言葉で語りかけるのと、仏頂面で渡す場合や、上から目線となるような態度で渡した場合の受け取り手の気持ちとその人の自己評価に及ぼす影響については、解説するまでもあるまい。さらに、状況が許すようであれば、被災者自身が水の配給過程に主体的に参加する形で活動を組み立てられたら、被災者たちの自己効力感や自己評価にとってプラスとなろう。たかが水の配給なれど侮るべからず、なのである。

「PFA」に基づく支援の基本は、被災者（および支援者）の安全の確保と、被支援者の尊厳と権利の尊重・保護におかれている。支援者の行うべき活動として、「見る・聞く・つなぐ」の三項目のもとで説明されている。最後に、支援者のストレスと健康の管理法とその重要性、および支援の振り返りと評価法について説かれている。全体的に平易でわかり易い言葉で記述されており、「普通の人」でも十分に理解・実行できる内容になっている。

資料調査など、フィールド型の調査を多く経験した人ならば、「PFA」の内容のうち、常識または暗黙知として既知のもののように映る部分も少なからずあるはずであるが、多くの人々が実践と経験を通して学んだ「常識」を、論理的・体系的に整理してわかり易く解説しているところにこの書物の意義がある。各地で資料レスキューに長年従事した者ならば、一見してとくに目新しいものは少ないように映るかもしれないが、こうした「日常的・常識的」な事柄にこそ、効果的な心理社会的支援が秘められていることと、さらにそうした些細なことがなぜ大事な支援となるのかという理由・仕組みを理解すれば、ちょっとした工夫でも自分の活動の効果をより高められる可能性が開けてくる。さらに、資料レスキューに駆けつけるボランティアたちにとっても、「PFA」には自分たちの活動・言動に自信を持てるようになる効果、また、現場の状況に圧倒されて過度のショックを和らげる効果が期待できよう。

---

<sup>22</sup> WHO 編、ケア宮城編訳「被災者の心を支えるために～地域で支援活動をする人の心得」 [https://www.plan-international.jp/about/pdf/blog\\_pdf\\_01.pdf](https://www.plan-international.jp/about/pdf/blog_pdf_01.pdf) WHO 版 PFA 抜粋

## 結語 資料レスキューを災害科学に高めることの意義

本稿では、2015年に日本が採択した「仙台防災枠組み 2015-2030」の日本語仮訳に誤訳が含まれているため、この国際的な文書において文化遺産（広義の歴史的・文化的資料）の保存が国・地域の防災計画と活動にとって大変重要な要素であるとされていることについて、国内での理解と注目が進んでいないことを指摘した。

しかし、この合意文書を正しく理解すると、1995年の阪神淡路大震災から始まった日本国内各地で行われている資料レスキューの運動と活動について、新たな見方ができるようになる。「仙台防災枠組み」の本来の意味・意図の背景には、2007年に国連総会の決議によって本格化し始めた人道的支援の新たな潮流、すなわち心理社会的支援を災害などの被災者支援の基本に据えとする運動、がある。心理社会的支援の特徴とは、被災者を「可哀そうな人々」と決めつけずに、人々のレジリエンスと、それを支えるためのソーシャル・キャピタルに代表されるような人間関係の回復・修復・創造に防災・減災と復興の中心的推進力を求めることである。「仙台防災枠組み」の本来の文書にあったこうした観点が、日本語訳で建物・建造物などのいわゆる「ハード面」と混同されている。このこと自体は問題なのであろうが、本稿の課題との関連だけで見れば、日本の資料レスキューが「ネットワーク」という、~~それこそ~~多種多様な人々を結びつける網の目状の人間関係によって実現されていることは、その網の目で結ばれているすべての人々、すなわち被災者、ボランティア、専門家にとって、レジリエンスを高め、心理社会的支援となることが浮かび上がって見えてくる。とりわけ、資料レスキュー固有の意義としては、被災者についていえば、ソーシャル・キャピタル論で重視される人間関係の「資本」（いうならば、「利用価値」）以外に、過去・現在・未来という時間軸に沿って人間関係を修復することによって、被災者の精神衛生状況にとって大きな支えとなるということが、心理学的な知見を加えることによって示唆されている。

資料レスキュー活動にこのような大きな効果を期待できる半面、課題も多い。第1には、ソーシャル・キャピタル、レジリエンス、そして心理社会的支援までを視野に入れて現在行われている資料レスキューの形をながめると、この運動・活動を歴史学・考古学などの関連分野という狭い視野に収まるものではないことも見えてくる。資料レスキューが被災者支援として持つ豊かな可能性をより高めて確かなものにするためには、いわゆる「関連分野」だけではなく、現在、連携が考えられていない領域、わかり易い例でいえば心理学や社会学の支援論と活動と提携・連携して行った方が、双方が別々に活動する場合以上により大きな効果を発揮できる可能性がある。現在、管見の限り、こうした試みを実行している組織は宮城歴史資料保全ネットワークの一例だけである。その一例以外にどのような活動が考えられるか、可能か、そしてどのような効果が期待できるかについて、現時点ではまだ事例が少なく未知数である。

第2の課題は、日本の資料レスキュー活動は、おそらく、世界には他に例をみないほど普及している。その中で、すでに25年間に及ぶ豊かな実践経験が蓄積されている。国際連合教育科学文化機関（UNICEF）、文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）、国際博物館会議（ICOM）などが推進しようとしている、文化遺産を防災・減災・復興に活かそうとしている活動の多くは、現在、緒についたばかりであり、理論と理念が先行している感が否めない。

日本国内で蓄積されている豊かな実践は、世界の文化財保護運動の最先端で求められる実例の宝庫である。日本の実践にかかわっている私たちが、もっとこのことの意味・重みを自覚して情報発信に努めるべきである。私たちそれぞれが自分の地元で必死に行っている地道な活動が、世界中の至る所で災害・戦争・紛争によって苦しめられている人々の助けとなる素晴らしい可能性を秘めている。世界に向けての発信は、ハードルが高い課題である。しかし上述した様に、日本における資料ネットの活動は、総体として世界に向けて発信する必要があるものである。このことに鑑みて、各自が自覚的に、あるいは少々背伸びしてでも情報発信に努めることを心掛けるだけでも、総体として世界に向けても大きな貢献となるはずである。

なお最後に、本稿で資料レスキューを説明するモデルとして宮城歴史資料保全ネットワークを事例に用いたが、ここで描かれている資料ネットの「姿」が、資料レスキュー組織のあるべき姿であると主張する意図が皆目ないことをお断りしておきたい。行論の都合上、立ち上げ以来の17年間の中で状況に応じて変化してきた宮城資料ネットについて、時間配列をほぼ無視して理念的な形を述べているに過ぎない。また、大学教員が中心となり、かつ、活動拠点を大学においているという宮城資料ネットの在り方を国内一律に普遍化できるものではないことも、重々承知している。宮城資料ネットは、資料ネットという組織、ないし人々の連携の在り方を提示する一つの形であるに違いないが、典型的なものでも理想的なものでもけっしてない。地域によっては、大学・大学教員が直接的に参加しない形などもあるであろう。本稿では、資料レスキューのしかるべき取り組み方について論じてはいるが、資料レスキューをする組織の理想的な、あるいはあるべき姿を描いているわけでは決してないことをご理解いただきたい。新たに資料ネットを立ち上げようとする場合には、完成形としての既存の資料ネットを参考にすることはあっても、自分が置かれている状況に応じて試行錯誤を積み重ねながら、自分の地域に適した、持続可能な在り方を少しずつ創り上げていく過程こそが資料ネットの「正しい在り方」であるのではなかろうか。

## 付記

この論文は、「高齢者・地域住民に歴史資料保全活動が及ぼす心理社会的影響に関する調査研究」（研究代表者佐藤大介、研究課題/領域番号 19K21645、研究種目 挑戦的研究(萌芽)）の助成を受けて執筆されたものである。

## 補論 IASC「ガイドライン」に至るまで

2007年にIASC「ガイドライン」が発表されるに至る原点は、2003年4月にWHOが編集・発表した、「非常時における精神保健ガイドライン」(英文)に求められる<sup>23</sup>。この段階の指針では、心理的な介入が副次的に社会的な影響を及ぼすこと、逆に社会的な介入が副次的に精神衛生上の効果をもたらすという現象を紹介するという文脈で「心理社会的」という用語がこうした現象を言い表すものとして紹介されるにとどまっている。この段階では「心理社会的支援」を明示的に人道的支援の土台に据えるには至っておらず、また、言葉自体は「用語」の域を出て概念として確立されるにはいたっていなかった。しかしながら、この資料で推奨されている支援の実際の形は、すでに後のIASC「ガイドライン」の原型をなしており、言葉はともあれ、心理社会的支援の実践を薦める内容となっている。

こうした状況に大きな転換をもたらすきっかけは、2004年12月に起きたスマトラ沖地震・インド洋大津波であった。2005年1月に、国際赤十字、セーブ・ザ・チルドレン、UNICEFなどが連名で、A4サイズ3枚ほどの共同声明という形で子どもの支援にあたっての簡単な支援のガイドラインを発表した<sup>24</sup>。この文書の中では「心理社会的支援」という言葉が支援の基本的な考え方として明示されている。合わせて、WHOの方では、「心理社会的」という言葉こそ明示していないものの、「不適切な支援」の横行について警鐘を鳴らし、2003年に発表した支援についての指針の遵守と実践を強く求める文書を発表した<sup>25</sup>。この文書ではさらに、不適切な支援を減らすために、新しい指針を策定するための機関間委員会を立ち上げていることも発表されている。この委員会の成果が、2007年のIASC(機関間常設委員会の英語頭文字)「ガイドライン」として結実した。

---

<sup>23</sup> World Health Organization Geneva 編、*Mental health in emergencies: Mental and social aspects of health of populations exposed to extreme stressors* 2003年4月10日  
<https://www.who.int/publications/i/item/mental-health-in-emergencies>

<sup>24</sup> PSYCHOSOCIAL CARE AND PROTECTION OF TSUNAMI AFFECTED CHILDREN  
Guiding Principles 国連人道問題調整事務所(OCHA)主催 reliefweb に掲載。  
<https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/psychosocial-20guiding-20principles-20tsunami.pdf>

<sup>25</sup> WHO”Mental health assistance to the populations affected by the Tsunami in Asia”  
[https://www.who.int/mental\\_health/resources/tsunami/en/index1.html](https://www.who.int/mental_health/resources/tsunami/en/index1.html)

## 参考文献

- アルドリッチ、D・P・(著), 石田 祐 (翻訳), 藤澤由和 (翻訳)『災害復興におけるソーシャル・キャピタルの役割とは何か：地域再建とレジリエンスの構築』ミネルバー書房 2015年
- 外務省「第3回国連防災世界会議」(平成27年3月14日～18日)  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page3\\_001128.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page3_001128.html)
- 外務省「第3回国連防災世界会議における成果文書の採択」平成27年4月8日、  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page4\\_001062.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page4_001062.html)
- 外務省『2012年版 政府開発援助(O DA)白書 日本の国際協力』  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/12\\_hakusho/](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/12_hakusho/)
- 外務省『市民のための仙台防災枠組み2015-2030』  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000205560.pdf>
- 中央防災会議防災対策推進検討会議『最終報告～ゆるぎない日本の再構築を目指して～』平成24年7月31日  
[http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/suishinkaigi/pdf/saishuu\\_hontai.pdf](http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/suishinkaigi/pdf/saishuu_hontai.pdf)
- 東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究部門ウェブサイト  
<https://uehiro-tohoku.net/>
- 平本 健二(政府CIO補佐官)「国連防災世界会議への参加結果を踏まえた今後の検討への提言」2015年3月25日  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon\\_bunka/bousai/dai8/siryou6.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/bousai/dai8/siryou6.pdf)
- 米国立子どもトラウマティックストレス・ネットワーク・同PTSDセンター著、兵庫県こころのケアセンター訳「サイコロジカル・ファーストエイド実施の手引き 第2版」2009年。  
<https://www.niph.go.jp/topics/PFAmanual.pdf>
- マステン、アン(著), 上山 眞知子(翻訳), J・F・モリス(翻訳)『発達とレジリエンス—暮らしに宿る魔法の力』明石書店 2020年
- 松本淳編『市民のための仙台防災枠組み2015-2030』(防災・減災日本CSOネットワーク{JCC-DRR}発行、2016年)  
[https://jcc-drr.net/wpJD/wp-content/uploads/2017/05/SFDRR\\_2a\\_2018.pdf](https://jcc-drr.net/wpJD/wp-content/uploads/2017/05/SFDRR_2a_2018.pdf)
- 宮城歴史資料保全ネットワーク企画『よみがえるふるさとの歴史』12冊、蕃山房発行、2014～2016年、  
<http://banzanbou.com/category/books/furusato/>
- 宮城歴史資料保全ネットワーク『宮城資料ネット NPO 法人宮城歴史資料ネットワーク』  
<http://miyagi-shiryounet.org/>
- IASC編「災害・紛争等緊急時における精神保健・心理社会的支援に関するIASCガイドライン」2007年。  
[https://www.who.int/hac/network/interagency/news/iasc\\_110423.pdf](https://www.who.int/hac/network/interagency/news/iasc_110423.pdf)
- International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property

- (ICCROM)編、*First Aid to Cultural Heritage in Times of Crisis* 1 Handbook 2018.  
[https://www.iccrom.org/sites/default/files/2018-10/fac\\_handbook\\_print\\_oct-2018\\_final.pdf](https://www.iccrom.org/sites/default/files/2018-10/fac_handbook_print_oct-2018_final.pdf)
- ICCROM “Heritage and Pandemics: Psycho-social Support During a Crisis” 05 June 2020  
<https://www.iccrom.org/video/heritage-and-pandemics-psycho-social-support-during-crisis>
- Norris, Fran & Stevens, Susan & Pfefferbaum, Betty & Wyche, Karen & Pfefferbaum, Rose. (2008). “Community Resilience as a Metaphor, Theory, Set of Capacities, and Strategy for Disaster Readiness.” *American journal of community psychology*. 41. 127-50. 10.1007/s10464-007-9156-6.  
[https://www.researchgate.net/publication/5691020\\_Community\\_Resilience\\_as\\_a\\_Metaphor\\_Theory\\_Set\\_of\\_Capacities\\_and\\_Strategy\\_for\\_Disaster\\_Readiness](https://www.researchgate.net/publication/5691020_Community_Resilience_as_a_Metaphor_Theory_Set_of_Capacities_and_Strategy_for_Disaster_Readiness)
- Save the Children 他編、PSYCHOSOCIAL CARE AND PROTECTION OF TSUNAMI AFFECTED CHILDREN: Guiding Principles 国連人道問題調整事務所 (OCHA) 主催 reliefweb に掲載。<https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/psychosocial-20guiding-20principles-20tsunami.pdf>
- UN World Conference on Disaster Risk Reduction 2015 Sendai Japan,  
<https://www.wcdrr.org/>
- World Health Organization (WHO) Geneva 編、*Mental health in emergencies: Mental and social aspects of health of populations exposed to extreme stressors* 2003 年 4 月 10 日  
<https://www.who.int/publications/i/item/mental-health-in-emergencies>
- WHO 編、”Mental health assistance to the populations affected by the Tsunami in Asia”  
[https://www.who.int/mental\\_health/resources/tsunami/en/index1.html](https://www.who.int/mental_health/resources/tsunami/en/index1.html)
- WHO 編、国立精神・神経医療センター精神保健研究所訳監修「心理的応急処置 (サイコロジカル・ファーストエード：PFA) フィールド・ガイド」  
[https://saigai-kokoro.ncnp.go.jp/pdf/who\\_pfa\\_guide.pdf](https://saigai-kokoro.ncnp.go.jp/pdf/who_pfa_guide.pdf) WHO 版 PFA 完訳
- WHO 編、ケア宮城編訳「被災者の心を支えるために～地域で支援活動をする人の心得」  
[https://www.plan-international.jp/about/pdf/blog\\_pdf\\_01.pdf](https://www.plan-international.jp/about/pdf/blog_pdf_01.pdf) WHO 版 PFA 抜粋

## 第2章 歴史資料レスキュー活動が持つ心理 社会的支援の可能性

### — PAC分析を用いた事例の検討による考察—

上山 眞知子(東北大学災害科学国際研究所)

佐藤 正恵(石巻専修大学)

一條 麗香(尚絅学院大学)

モリス J.F.東北大学災害科学国際研究所)

## 1 はじめに

東日本大震災の折、沿岸地域では、多くの歴史資料が失われたり損なわれたりした。震災直後から、NPO 法人宮城資料保全ネットワークが入り、多くの歴史資料を救済した。資料所有者の多くは代々続く家柄の当主であり、ほとんどが 65 歳以上の高齢者であった。中には家屋と共に家の歴史を伝える多くの文物を失うという、過酷な状況にさらされた方々もいた。NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク(通称宮城資料ネット)は、家に伝わる古文書などの資料をレスキューし、修復後に所有者に返却している。こうしたレスキュー活動を、被災した資料所有者はどのように見ていたのだろうか。

被災地での歴史資料レスキューは、被災者への「こころのケア」を目指した活動ではない。しかしながら、近年、精神保健の専門家ではない支援者によっておこなわれる様々な支援活動が、被災者にとっては心理社会的支援になることが指摘されるようになった。この考え方を主導したのが、世界保健機関や国際 NGO である。筆者は、東日本大震災で津波が襲来した地域に居住している臨床心理士(公認心理師)である。「こころのケア」を専門とする立場にあったが、自分が被災者になったとき、様々な社会的支援活動が心理的支えになることを知った。その中で資料レスキューの活動を知り、甚大な被害を受けた沿岸地域に住む人々、特に災害弱者と見なされる高齢者にとって、心理社会的支援になるのではないかと考え、調査をおこなうことにした。

本研究は、こうした歴史資料のレスキューを、所有者がどのように受け止めていたか、この活動が被災者の心理にどのような影響を及ぼしたのかを明らかにすることを目的とする。調査は、社会心理学と臨床心理学を専門とする内藤(1933)によって開発された PAC(個人別態度構造)分析に基づいたインタビューでおこない、結果を質的量的に検討した。

本稿では、まず、心理社会的支援について概説し、なぜ歴史資料レスキュー・修復することがなぜ被災者にとって心理社会的支援になりうるのかについて述べ、続いて 3 事例を質的に検討した結果を報告する。

## 2 災害時の心理社会的支援と精神保健

近年、国際支援の潮流では、災害や紛争に巻き込まれた地域の住民に対して、心理社会的支援と呼ばれる支援方法が推奨されるようになった。被災地でおこなわれる様々な社会的な支援活動には、心理社会的支援となる可能性がある、とする考え方である。では、心理社会的支援とはどのようなことを指すのであろうか。

心理社会的支援という用語は、2003 年 4 月に世界保健機関(WHO)が発表した「非常時における精神保健ガイドライン」以来、用いられるようになった。このガイドラインが発表された翌年の 2004 年 12 月 26 日に、M9.1 の超巨大地震であったスマトラ島沖地震が発生し、インド洋全域は津波による甚大な被害に見舞われた。2005 年には、WHO 東南アジア地域事務所(ニューデリー)が、津波発生後の心理社会的支援についての報告書( Framework for Mental Health and Psychosocial Support after the Tsunami )を発表している。概要は、以下の通りである。

- 被災直後は、人命救助が最優先課題となり、社会的介入による社会的支援がおこなわれる。社

会的介入はメンタルヘルスのための心理社会的支援になり、メンタルヘルスへの介入は社会全体にとっての支援になる。

- 被害が広範に及ぶ場合には、メンタルヘルスの支援対象者は、膨大な数になる。しかしながら、すべての人が、専門家による治療的ケアを必要としているわけではない。治療的ケアが必要か否か、心理社会的支援が適切か否かは、被災者の状況によって判断する必要がある。
- 被災者への精神保健的介入は以下のようなレベルに応じておこなう必要がある。
  - 1) 治療が必要な被災者 心的外傷後ストレス障害 (PTSD) などの重篤な精神疾患は多くの場合被災前の罹患歴と関連しており、疫学的には 3~5% の発症率である。このレベルでは、地域の病院などの専門家による治療が必要となる。
  - 2) 精神的苦痛が強い被災者 被災者の 30% から 50% は、災害発生後に心理的問題を自覚するようになる。このレベルの人々には、治療よりも、心理社会的支援や傾聴などの心理的支援が効果を発揮する。
  - 3) 自然回復する被災者 被災者の 40~50% は、心理的な苦痛から自然に回復する。特別な介入は必要としないが、心理社会的支援は回復を助ける効果を及ぼす。
- 心理社会的支援は地域の実情に合わせておこなう必要がある。被災者の 80% にとって、心理社会的支援は精神保健の専門家による介入と同じような効果を発揮する。心理社会的支援とは医療以外のすべての社会的支援を指し、具体例には以下のようなものがある。
  - 1) 被災地域の人的資源と連携し、地元の様々な資源を活用した支援をおこなう。人的資源としては、地域の精神保健関係機関だけでなく、土着の祈祷師や教師、宗教者、女性や地域のリーダーなども含まれる。
  - 2) 地域のアイデンティティを重視し、被災者参加型の活動をおこなう。
  - 3) 経済活動の再開や学校再開などを支援し、被災者の負担を減らす。
  - 4) 医療関係以外の福祉支援事業を、例えばコミュニティ単位で体系的におこなう。
  - 5) 孤立した人を支援するため、地域のネットワークを強化する。

この報告書によると、スマトラ島沖地震では、直後から地域外の国際 NGO などによる支援が入った。しかしながら、現地の言葉や文化などを十分に理解しないままに、地域の支援者との繋がりも不十分なままにおこなわれた様々な「心理社会的支援」には問題があったとしている。東南アジア地域ではそもそも PTSD の発症が稀であったにも関わらず、PTSD の発症を前提とした西洋社会型の治療的介入がおこなわれたことが、その代表的な例として挙げられている。メンタルヘルスと社会的支援の関係性が十分に理解されずに、心理社会的と称する支援がおこなわれていた経緯があった。今後、被災地でおこなわれた支援活動が独善的にならないためには、フォローアップ調査をおこなうことが必要であるとしている。

WHO 東南アジア地域事務所は被災地の中で活動していたため、上記のような問題を具体的に把握することができたのであろう。被害地域が広範に及ぶ自然災害においては、地域の医療機関にも甚大な被害が及び、場合によっては専門家による治療やケアそのものを実施することが困難な状況に陥る。しかしながら、東南アジア事務所が発表したガイドラインは、こうした状況に対して

心理社会的支援という新たな支援の可能性を示唆している。被災者の多くは治療的ケアを必要としている訳ではなく、個別心理的な介入よりも心理社会的支援の方がメンタルヘルスにとっては効果的であるという見解が示された。重要なのは、被災地内のすべての人々が心理社会的支援の担い手になることができるという指摘である。地域で心理社会的支援を理解する人が増えることによって、地域住民のメンタルヘルスの回復を促進する可能性が広がる。ガイドラインでは、地域の状況を把握して、臨機応変に地域の実情に応じた心理社会的支援を組み立てることができる人材を育成し減災に備えるために、平時に研修のような教育活動を実施することを推奨している。

2007年には、国連諸機関と国際 NGO 諸団体によって構成された機関間常設委員会 (IASC) から、「災害・紛争等緊急時における精神保健・心理社会的支援に関する IASC ガイドライン」が発表された。被災者へのメンタルヘルスへの支援は、従来型の精神保健領域の独壇場ではないこと、そしてすべての支援活動が心理社会的支援として被災者のメンタルヘルスへの支援になり得ることを明文化し、以下のような心理社会的支援の基本原則が示された。

1. 被災者すべての人権を守り公平性を最大限に高める
2. 救援活動や復興活動への被災者の参加を促進する
3. 被災者を傷つけるような活動をしてはならない
4. 被災地が持つ資産やキャパシティ(能力だけでなく許容量も意味する:筆者註)を活用する
5. 支援システムを統合する
6. さまざまなサポートを組み合わせて実施する(特に、精神保健と心理社会的支援は密接に関連しているためである:筆者註)

IASC のガイドラインを受けて、WHO は、2011 年には現場での心理社会的支援の実践に向けた心理的応急措置 (PFA) のためのガイドラインを発表した。PFA の序文では、「トラウマティックな出来事に遭遇して深刻な精神的苦痛を感じている被災者には、『心理的デブリーフィング』よりも PFA を提供すべきという結論を出しました」(日本語版 p3)という経緯が述べられている。被災地では長年、メンタルヘルスのための支援法として、感情の吐露を被災者に求めるデブリーフィングのような専門家による治療的アプローチや「こころのケア」がおこなわれて来た。IASC ガイドラインで示されたのは、専門家主導の治療的ケアだけでなく、被災地にいるすべての人々が心理社会的支援の実施者になることができるという支援の考え方へと舵を切るための指針であった。

精神保健分野の研究者からも、デブリーフィングのような治療的アプローチの問題が指摘されるようになった。Hobfoll ら(2009)は、災害後のトラウマへの介入支援に関する多数の研究論文をレビューし、大規模災害では多くの人々が一時的にトラウマにストレス反応やショック症状を示すことがあるが、時間が経つにつれて自然に回復していくことを忘れてはならないと指摘している。同時に、心理的支援を目指した支援者の中には、急性の反応を示した被災者に対してデブリーフィングによってトラウマを語らせるというアプローチをおこなうこともあるが、場合によってはトラウマ反応を増幅しかねないと指摘し、コミュニティをベースとした方法を組み合わせた介入の方が効果的であると述べている。

日本においても、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所の金ら(2019)は、以下の

ように、デブリーフィングを用いた介入を総括している。

PTSD 予防治療のような医学的介入と、震災による非疾患レベルの心理的動揺に対する対応が混同されていたこと、後者についてまで急性な精神医学化が行われる傾向にあり、自然の経過を考慮しない診断が下されがちであったこと、効果が証明されていないデブリーフィングのような予防介入法が強く主張されたこと、そしてその対象となる PTSD についてもまた、自然の回復経路を考慮せず、あたかも急性期に予防をせずに PTSD が発症すればもはや治療の手立てはないかのような議論が行われたことである。この 20 年余りの災害精神医学の発展は、上記の心理的デブリーフィングの批判的検討を討論の軸として発達してきたと言っても過言ではない(金ら、精神保健研究 65: 51-55)。

国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所は、機関誌である『精神保健研究』第 32 号(通巻 65 号)平成 31 年(2019 年)において、心理社会的支援をタイトルにした特集を組んでいる。ちなみに、2012 年の「精神保健研究」第 25 号(通巻 58 号)平成 24 年(2012 年)の特集のタイトルは、「東日本大震災とメンタルヘルス」であった。

このように、心理社会的支援は、新たな支援方法として定着しつつある。しかしながら、心理社会的支援の有効性を検証することは決して容易ではない。エビデンスに基づく検証をおこなうためには、調査条件を統制したり、有効なサンプル数を確保したりすることが必要だが、激甚被害を受けた地域で、そうした調査方法を用いることは物理的に困難であるだけでなく、日々の生活の再建に追われる被災者に対する調査研究の実施自体が倫理的な問題を孕む可能性が高くなる。IASC のガイドラインの序文でも記されているように、心理社会的支援が有効であることを示す研究事例や、例えば第三者評価などをおこなったエビデンスに基づいた研究の数は十分とは言えないのが現下の状況である(Shults ら 2013)。

被災地域の状況が、国や文化によって多様であり課題も異なることも、普遍的な研究を困難にしている一因である。スマトラ島沖地震のマグニチュードは東日本大震災とほぼ同等であったが、被害の状況は同じではなかった。災害弱者の想定も、国や文化の状況において異なる。東南アジア事務所が想定した代表的な災害弱者と見なされる対象者への心理社会的支援の例は、子どもが中心だった。しかしながら、例えば IASC のガイドラインなどで、同じく災害弱者と想定される高齢者への言及はなかった。被災したインド洋沿岸の地域は、人口に占める高齢者の割合が低いためであろう。例えばインドネシアでは、2005 年当時人口の 4.8%であった。一方総務省統計局のデータによると、同じ時期の日本では、高齢者の割合は 20.2%で、すでにこの時点で超高齢化社会を目前としていた。したがって、日本では、災害が発生したときには、高齢者に対応する心理社会的支援が他の年齢層と同じく意識化されるべき課題となる。平成 30 年版高齢社会白書(内閣府)によると、2050 年までにはインド洋沿岸も含めて世界中で高齢化が進むことが示されている。日本から高齢者に対応する心理社会的支援の具体例を示すことは、重要な意味を持つものである。本研究で取り上げた、歴史資料レスキューの活動は結果的には高齢者への心理社会的支援になっていた可能性があり、この活動を心理学的に検証することは、今後の災害支援にとって重要な事例になる可能性がある。

### 3 心理社会的支援としての歴史資料レスキュー

被災地でレスキューされる歴史資料の多くは家族や法人が所有しているものであり、文化財保護法の対象にはならない(モリス 2021)。多くはプライベートなものであるために、所有者が要請しない限りレスキューされることはない。では、所有者はなぜ自家の歴史資料のレスキューを望むのであろうか。

先祖伝来の歴史を残したいからという動機は大きな要因であろう。では、先祖伝来の資料を残したいという所有者の心理を、どのように説明することが可能だろうか。心理学的にはアイデンティティとの関連で考えることができる。精神分析学者エリクソンは、治療法と発達理論を構築する中で、アイデンティティという概念を打ち立てた。エリクソンは、アイデンティティを、「一つの人格的な同一性を持っているという意識的な感情」であり、「時間的な自分の自己同一と連続性」に基づくと定義している(エリクソン、『自我同一性』小此木啓吾訳 P10)。個人は、こうした時間的同一性と連続性、そして時間展望を持ちながら、ライフサイクルを生きていく。エリクソンは、人間の発達とそれぞれの発達段階での病理を説明する上で、個人の時間展望の拡散に原因の一つを求めた。

時間展望は、過去からの伝承と未来への伝承から生まれる。エリクソンは、アメリカ大陸の先住民スー族を対象とした調査研究を通して、アイデンティティ形成に及ぼす歴史文化伝承の重要性を述べている(エリクソン、1977)。スー族は他の先住民と同様に、ヨーロッパ人の入植によって歴史的形態の実在性を失った。この当時の世界的には多文化社会という発想はなく、白人社会の文明に同化させることが先住民にとって利益になると考えられ、教育による同化政策がおこなわれていた。エリクソンはこうした政策に対して異を唱え、それまでに蓄積されていた歴史や文化的遺産が喪失の危機に瀕したときに、人々のアイデンティティもまた危機に瀕することになると警告した。アイデンティティ形成には、人々の日々の生活の中に埋め込まれている歴史や文化とそれらの伝承が重要であることを世に示したのである。

発達的な観点から時間研究をまとめた都築ら(2006)も時間展望を重視し、生物学的時間、社会歴史的時間(過去から未来へ)、心理学的時間という3つの時間軸を提示している。生物学的時間は、誕生から死に至るまでの個体の時間である。歴史文化的時間は、過去、現在そして未来へと繋がる時間である。心理学的時間は、「現在という場にいながら過去を振り返り、そして、未来に思いをはせること」(都築 2006 P3)としている。個体の生物学的な時間の枠を越え、個人と属する集団が伝承してきた社会歴史的時間を土台とし、未来を展望することで心理学的時間を持つことが可能になる。歴史資料の継承と文化伝承は個体の生物学的な時間を越え、アイデンティティと時間展望を支えるものである。

大規模災害でも、自家での伝承されてきた多くの歴史文化的な資料が失われ、所有者やコミュニティの時間展望にも影響した可能性があった。こうした状況の中でおこなわれた歴史資料レスキューは、「もの」である資料を救済するだけでなく、所有していた被災者やコミュニティが社会歴史的時間と心理学的時間を取り戻す、メンタルヘルスのケアにつながる人道的な支援となっていた可能性がある。

歴史資料レスキューは、多くの場合、長い時間を要する。被災資料を保全・修復し、所有者に返却し、発見された成果をコミュニティに還元するという一連の作業を活動の内容とするためである。災害発生直後の緊急時の心理社会的支援と異なり、被災者との関係は長期にわたることが多い。そのため、長期にわたるメンタルヘルスの維持が重要な課題の一つとなる被災者と被災地にとって、こうした資料レスキューの息の長い活動は継続的な心理社会的支援となる可能性がある。東日本大震災の7年後におこなわれた支援活動と被災地住民の健康状態に関する調査研究の結果によると(陳 2019)、災害後におこなわれる数多くの支援の中で、長期的におこなわれていた「災害後のカウンセリングなどの人的支援活動に関しては、一定の継続性を保っているため、長期にわたり、被災者の健康状態と関連している可能性が高い」ことが示された。資料レスキューの活動は、短期間にすべての作業を終了することは難しいが、ハガキや電話による簡単な経過報告なども含めて、被災地との関係は長期的に継続されることが多い。歴史資料レスキューは、こうした点においても、理に適った人道的支援となる可能性を持っているのである。

次に、上山らがおこなった研究に基づき、歴史資料レスキューが被災者や被災地にもたらした影響について述べる。

#### 4 資料レスキューを受けた所有者の調査研究

##### 1) 調査方法の方針

心理学的な聞き取り調査にはいかなる場合であっても、対象者に害を及ぼさず有意義なものとなる方法を選択することが倫理的にも重要な課題となる。今回の調査対象者のほとんどは、60歳以上の高齢者であり、被災体験をしていた。加えて聞き取り調査の対象となる場面は、資料レスキューに限定はしているものの、被災体験を想起させる内容を主としていた。そのため、聞き取りに際しては、対象者の心理的負担の軽減を最優先課題とした。本研究では、内藤(1993)によって開発された個人別態度構造分析(Personal Attitude Construct : PAC分析)を採用することで、この課題をクリアできると考えた。PAC分析は、課題が設定された上での自由連想による半構造化された面接形態であるため、回想よりは高齢者にとっては負担が少ないと考えたことも、採用の理由である。では、PAC分析は、回想法とどのような違いがあるのだろうか。

災害がらみではないが、Haight(1988)は、在宅する50歳以上の対象者について、人生を回想することによる聞き取り調査をおこなった結果、回想は情緒的安定をもたらすという結果を示している。ただし、枠組みを設定せずに回想数が多くなった場合には、喪失感を呼び起こしたりし、抑うつ的な危険性があるとしている。こうした危険性を回避するために以下のような方法を用いることが必要であるとしている。

- ・面接が構造化されること
- ・語られたことに対して自身が評価をおこなうこと
- ・個別におこなうこと
- ・熟達した聞き手から肯定的なフィードバックが得られること

こうした条件が整った場合には、回想者は、高齢者にとって、情緒的な安定と満足感を得るものに

なることができると述べている。本邦の研究でも、高齢者がストレスに遭遇した場合には、自分の語りを肯定的に聞いてもらうことによって、自尊感情を取り戻すという結果が示されている(菅沼 1997、野村ら 2001、野村 2009)。

本研究では、実施に際して、インタビューのテーマが被災に係わることであるために、場合によってはデブリーフィングが要求されたときに生じるようなフラッシュバックなどの反応を誘発する危険性を避けることが重要であると考えた。本研究では先行研究の方法を参考にして、個人別態度構造分析(Personal Attitude Construct PAC)を用いて、半構造化された場面での聞き取り調査を実施することにした。第1回目の聞き取りは歴史資料レスキューに係わることと限定し、1時間以内で終わるようにした。

## 2) 目的

資料レスキューを経験した被災者は、どのような心理的な経験をしたかを聞き取り、資料レスキューの効果を検討することを目的とした。

本稿では、資料レスキューを以下の範囲で考えた。

- ①東日本大震災以前、あるいは以後に自家の資料の調査がおこなわれた経緯がある
  - ②東日本大震災以降、宮城資料ネットが直接かかわり、調査、修復、所有者への返却や、レスキューされた資料の成果の発表による還元がおこなわれた
- ①か②いずれか、あるいは両方がおこなわれた所有者を対象とした。

## 3) 対象者

宮城歴史資料ネットワークにより自家の資料のレスキューを受け、臨床心理士による聞き取り調査に合意した所有者。過去に自家の歴史資料のレスキューを受けた対象者に対して、聞き取り調査への協力を求めるアンケートを実施したところ、26名の所有者から応募があった。最終的には、21名が聞き取りの対象者となった。第1回目の聞き取りのあと、参加を辞退した対象者の理由は以下のようなものであった。

- 高齢のため(1名)
- 時間が取れない(2名)
- 過去(今回の震災前)に、歴史資料を持ち出し返却しなかった研究者がいた。今でも不信感がぬぐえない(2名)

今回は調査開始後、21名中、調査順位1と2と3の3例について報告する。

対象者 1 70代女性。十数代にわたる旧家の当主。東日本大震災までは沿岸部に居住していた。東日本大震災では家屋は全壊し、家族に2名の犠牲者を出した。代々伝わっていた歴史資料をすべて失う。震災後は、他の地域に転居した。東日本大震災以前に、地元の町史編纂との関連で歴史家による自家の歴史資料の調査と整理がおこなわれ、デジタル化が終了していた。資料の現物はすべて失われたが、研究者が個人として持っていた資料のデジタル記録から画像を印刷・製本して返却した。また、この資料を用いて、地域の歴史をまとめた冊子が出版されている(PAC分析の際に語られる「本」とはこの冊子のことである)。震災の5年後に、資料の複製とこの冊子をセットにして受け取っている。

対象者 2 60 代男性。十数代にわたる旧家の当主。沿岸部に居住。震災後も同じ地域に居住。地震と津波により、敷地内の母屋が全壊。津波襲来を予測して敷地内の高所に建てた現家族の家屋と半壊状態の蔵が 1 棟残った。家族に犠牲者はいない。

対象者 3 60 代男性。分家した後の三代目当主。現家族は対象者 3 の生家から離れた都市に暮らしており、現家族と住む家には大きな被害はなく、家族内に犠牲者はいない。レスキューを受けたのは、親の代まで居住していた無人となっていた内陸部の家で、地震によって家屋が半壊し、取り壊すことを決意した。

#### 4) 調査期間

2015 年 9 月より聞き取りを開始し、2017 年度で終了した。

#### 5) 調査者

女性 3 名。全員、臨床心理士の資格を持つ(調査当時)。2 名は、総合病院の常勤臨床心理士としての経験を持つ。

#### 6) 倫理的配慮

実施に当たっては、東北大学災害科学国際研究所の倫理委員会の審査承認を得た(代表 人間社会対応研究部門 歴史資料保存研究分野 准教授 佐藤大介)。

#### 7) 資金

本研究は、日本学術振興会科研費挑戦的萌芽研究(研究課題領域番号 19K21645 主任研究者佐藤大介)を得て実施した。

#### 8) 調査方法

本調査では、内藤(1993)によって開発された個人別態度構造分析(Personal Attitude Construct PAC)を用いた。調査の目的等の説明の後、PAC 分析の実施に先立ち、対象者には資料レスキューとの関わりを自由に語ってもらった。次のセッションでは、調査者が用意した言葉や文(刺激語/文)が提示され、対象者はその場で頭に浮かんだことをカードに書き込み(自由連想)、記載カード間の距離を判断するなどの作業をしてもらった。統計ソフトを用いて、書き込み項目がいくつかの要因にまとめられ(クラスター)、デンドログラムと呼ばれるまとまりを示した図を本人に示した。

インタビュー時には、資料レスキューの関係者は同席しなかった。聞き取りはすべて、臨床心理士の資格を有する者(心理チーム)が実施した。毎回複数(2~3名)の心理士が役割分担(インタビューアー、記録者)して聞き取りをおこない、事後の記録を整理し、全員で確認している。用いた刺激文は以下の通りである。

刺激文:「震災後資料レスキューを経験して、どんな言葉、考え、イメージが浮かびますか?」

PAC 分析実施の流れは、以下の通りである(図 1 参照)。インタビューは、3 つのセッションで構成されている。

【第 1 セッション】 調査者の自己紹介と調査の趣旨と流れの説明をおこない、協力の承諾を得

る。この時点で辞退の申し出があった場合には終了とした。被災とレスキューに関することを自由に語ってもらった。聞き取りに当たり、心理士チームはレスキュー活動の枠外の者であり、対象者が望まない場合には内容をレスキュー担当者には伝えないことを約束した。

【第 2 セッション】 刺激語／文を提示した後、「頭に浮かんだことを、何でもお書きください」という導入で開始する。対象者は、連想したことを、順次カードに記入していく(記入順序)。次に、記入された語／文は、その場で直ちにペアリング提示ソフトPAC-Assist2+で入力した。ランダムに提示されるカードペアに従って、調査者は、対象者が書き入れたカードをペアにして順次提示した。対象者は、カード間の距離について、「非常に近い」から「非常に遠い」までの七段階のいずれに当たるかを判断するよう求められた。10の連想では、50回ほどのペア比較が必要になる。続いて、①記入順序を重要度順序に並び替え、次に②各記入内容に対するイメージを、プラスイメージ(+)、マイナスイメージ(-)、どちらもない(0)のいずれに当てはまるかを判断し、対象者自身がカードに書き入れた。調査者は結果を、統計ソフト SPSS を使用し、クラスター距離測定としてワード法を選択して解析した。解析の結果、項目のクラスターのまとまりを示すデンドログラム図を作成した。その場で直ちに結果を示して感想を得るか、あるいは後日、第 3 セッションとしてインタビューを実施するか、は、対象者の疲労度を見て判断した。

【第 3 セッション】次のような作業がおこなわれた。①調査者は作成したデンドログラム図を対象者に示す、②対象者は、デンドログラム図(例:図 2 参照)に示された各クラスターをどこで分割しまとめるかの判断をする、③対象者は感想を述べた後、各クラスターのタイトルと全体のタイトルを決めて記入する、④その後対象者は、各クラスター同士を較し感想を述べる、⑤対象者は、再度、デンドログラム図を見ての感想、項目のまとまりについての感想、クラスター全体の感想、調査を受けての感想、を話す、⑥最後に調査者が全体の解釈とまとめを伝え、そのことに対する対象者の感想を聞いて終了となる。

以上の 3 セッションを、2 回から 3 回の面接で実施した。一回の面接時間は、いずれの対象者においても概ね 1 時間以内で終了した。調査のための面接間隔は 1~3 週間であった。承諾を得た場合には、後日の確認のために録音した。記録内容は、複数の調査者で精査し確認した。なお、聞き取り場所については対象者の意向に合わせ、自宅以外の場所でも実施した。

## 9) 結果

以下では、各対象者のクラスター分析の結果と、対象者の感想や語りについてまとめた。なお、語りの部分については個人情報保護のため、全体の内容に影響しない範囲で具体的な名称等を省略するなどして一部に変更を加えた。年齢は、調査時点のものである。

### ① 対象者 1 の結果

70 代前半の女性。無職。調査は、自宅でおこなわれた。この家の古文書は、18 世紀初頭まで遡っていた。代々村役人を務め、海運業を展開させ、地域社会に貢献してきた家系であった。しかし、明治時代の鉄道開通と戦後の農地改革によって、廃業した。家族が津波の犠牲者となり、家を失って転居している。家に伝わる文書などはすべて失われた。今回の災害で、物心共に非常に過酷な経験をしていた。資料レスキューは震災前からおこなわれていたため、2015 年に宮城資料ネ

ットのメンバーが連絡をして、デジタル化するなどして整理した文書とこの家の歴史をまとめた冊子を届けている。レスキューのメンバーが本研究の開始を伝えたところ、本人が早期の面接を希望していた。聞き取り調査は、対象者1の自宅で行われた。

【第1回目】津波で犠牲になった家族について語りながら、終始泣いていた。しかし、調査の趣旨を理解し、この家代々の歴史について語ってくれた。一族は地域の中心として繁栄のために努力し、かなりの財をなした家であった。戦後の農地改革以降、以前のような勢いを失ったと語っている。レスキューの対象となった資料には、先祖の地域貢献を示す内容のものが含まれていた。今回の被災で、地域には目立った被害がなかった家々もあり、なぜ自分たちだけがこのような目に合わなければならないのか、自分の代で家が潰れてしまう羽目になったのかと語り、号泣している。心理的な困難に陥っていることを予測させる状態であった。しかし、調査者は傾聴に徹し、対象者1は話を続けることができた。また、室内は整えられており、日常生活での破綻はないようだった。この時点で、調査者は、対象者1について、治療を必要とするようなレベルにないと判断した。対象者1は、第2回目以降の調査にも応じる意向を示したため、調査を継続することにした。

【第2回目】2週間後に再訪した。前回と異なり、大きな動揺を示すことなく、聞き取り調査のメンバーへの慰労と感謝を述べている。9項目の連想を書き入れ、ペアリングの作業を滞りなくおこなった。作業中は平静を保ち、第1回目のような動揺は見られなかった。

重要度1位は、「あの(宮城歴史資料ネットワークのメンバーである)Z先生のお電話がすごくありがたくて、嬉しかった」だった。なお、Zからの電話があったのは、震災後5年が経過していた時点であった。9個の連想のうち、8個がプラスイメージとなり、マイナスイメージは、「全部流されたのが夢だったらと考えた」のみだった。

【第3回目】各段に落ち着いた状態で調査者を出迎えた。第2回目の調査の後、自宅があった地域に残してきた墓所にお参りができた、心のつかえが取れたと語った。さらに、近所の人たちから、気の毒で声がかけれなかった、事例1の家族の歴史がまとめられた冊子を肴にして、みんなで飲み会をしていた、この地域の先祖も過去災害のときに頑張ったんだから自分たちも頑張ろうと思った、と語りかけてくれたという。やっとわだかまりが取れ、近所の人たちに感謝する気持ちが生まれ、墓参りが楽しみになったと話している。調査者は分析した結果のデンドログラムを示し、各クラスターのタイトルを命名してもらった。デンドログラムのまとめを図3に示す。

第1クラスター:タイトルは【いろいろな気持ち】であった。

- 全部流されたのが夢だったらと考えた
- 大変うれしかったです
- しばらく過ぎてから、昔のことがもったいない
- 考えるとくやしいしつらい
- 世界のことがすごく大事なことだと思います
- ありがたかった

このクラスターでは、「つらさ」と「うれしさ」という矛盾する感情が示されている。このまとまりを見て、「混乱していた状況で、資料レスキューのZ先生の電話がありがたかった、つらかった気持ちに整

理がついたのだとわかりました」と話している。「昔のことがもったいない」という点については、この家に藩主の正室の直筆と伝えられている文書があったらしいこと、その確認をやらないままに今回流出してしまったことを悔やんでいる話した。このエピソードの中で、自分は非常に裕福な家に生まれていたと思うようになったこと、例えば、葬式のときに配られる饅頭も、他の家の子どもは家族で分け合って食べるのに、自分は丸ごと食べ「すっけ水」(胃液が逆流する現象)が出るほどだったと語ってから、「この言葉分かりますか?」と調査者に問いかけた。調査者の 1 人は、父方が三陸沿岸の出身であり意味が分かると答えたところ、彼女は破顔一笑した。この後、彼女は日常的に用いている地元の言葉を交えて話すようになった。

第 2 クラスター:タイトルは【Z 先生の仕事】であった。

- あの Z 先生のお電話がすごくありがたくて、嬉しかった
- 親戚に(先祖に関する Z 先生の著書)10 部全部渡したんですが、喜ばれて嬉しかった

第 2 クラスターでは、レスキュー関連の具体的な支援について述べられた。

第 1 クラスターが「あのときのいろいろな気持ち」としてまとめられ、第 2、第 3 クラスターが「レスキューの仕事」としてまとめられた。

第 3 クラスター:タイトルは【未来へ】であった。

- 誇りに思います
- 孫たちにも(本を:著者注)持たせました

全体タイトルは「自分が生まれてきた意味の自覚」であった。

各クラスターの比較と語り

第 1 クラスターから 3 への流れを見て、現在の自分が未来を考えられるようになったことを自覚したと語っている。以下のように述べている。

本を遠方のいところにも送り、喜ばれました。こちらに住んでいるいところにも渡しました。すると、「うちの家系にもすごい人いたんだな」と言われました。以前は実家のことを話すと、「昔はすごかった。でも今は(大したことない)…」だったのですが、現在は(本を読んだから)「こうだったんだ」と誇りに思えるようになりました。今では、自分は先祖に見守られている気がします。

本は親戚だけでなく、地域にも広がっています。娘の同級生(今回の震災でまだ夫が見つかっていない)も、(地域の)自分の店で本を置いて売ってくれています。

町史なんて分厚い本は読めない、読む気がしないが、あの本なら読める、わかりやすいと言われます。うちには立派な人がいたんだなということが子や孫に伝わり、そして地域にも広がっています。

震災直後は、親戚でも、家を流されなかった人たちとは口もさしたくない(話したくないという意味)と思いました。何で自分だけこんな目に合うのかとばかり考えていました。流された家があったところに行くのも嫌でした。地域の人たちがこの本を肴にして酒っこ飲みしていると知り、(第 1 回の聞き取り調査以降)やっとお墓参りもし、近所(以前の居住地の:筆

者注)の人がたと話せるようになりました。訪ねていったら皆さん喜んでくれて、申し訳なくて声がかげられなかったと言われました。うれしくてありがたくて、涙が出ました。今は、お墓参りなどにも気軽にいけるようになったし、楽しみにもなりました。生きていればこそ、いろいろなこともできる、私の役目は、家の歴史を引き継ぎ次の世代に伝えることだと思っています。自分はこの家を守り伝えるために生まれてきたのかなと思います。

初めは、死んだらよかった、生きていて何の意味があるのか、何でこの家に生まれたのか、津波がもっと早く来ればよかったのに、んでなければもっと遅く来ればよかったのに(そうすれば自分が遭遇しなくても済んだ)などと思っていました。でも今は、家族のために生きていなくてはいけないと思うようになりました。

世界のことを考えたり、先生たち(聞き取り調査者)とこうやってお茶っこのみができるのも、震災があったからのこと。それから地の言葉(この地方の日常語)で話せて嬉しかったです。

以上のような語りの後、全体のタイトルを、「自分が生まれてきた意味の自覚」としている。震災後4年が経過していた第1回目の聞き取り調査のときには、終始、強い悲嘆を示していた。しかし今回臨床心理士による傾聴を経験する過程で、改めてレスキューとの関りを振り返りながら、家族の歴史に対する誇りを取り戻し、自分の役割は、次世代に伝えることであるという自覚を持つようになったと述べている。対象者1はデンドログラム上の分割の作業を終えた後、混乱した「あのときのいろいろな気持ち」が「レスキューの仕事」によって支えられながら、「自分が生まれて来た意味の自覚」にいたったことを、視覚的に把握することができたとまとめている。さらに、結婚以来専業主婦として生きて来た対象者にとっては、資料ネットのメンバーや聞き取り調査者との出会いは、有意義なこととして位置付けられていた。

この事例における資料レスキューは、震災前からすでにおこなわれていた。その意味で、直後のレスキューとは異なっている。しかしながら、レスキューのメンバーが、震災によって失われた原本を整理していたため、すべてを失ってしまった対象者1の先祖からの伝承が途切れることなく次世代に繋がることとなった。震災後から5年が経過してはいたが、資料レスキューは時間が経過しても心理社会的支援になることが示された事例である。支援の開始時期については、WHO版のサイコロジカル・ファーストエイドでは、支援の開始の時期について「つらい状況にある人に最初に会った時から行う」(WHOら2011、p15)のものであるとし、直後とは限定していない。この事例では、住居が落ち着いた震災後5年近くが経過した時期に本研究の聞き取り調査がおこなわれた。先行していた資料レスキューに加えて、この聞き取り調査自体の開始も心理社会的支援になっていたと思われる。2つの心理社会的支援によって、対象者1は、途絶しかけていた出身コミュニティとの交流を復活することができた。災害直後のレスキューはまさに時間との闘いである。しかし、今回のように活動の振り返りのための聞き取り調査のような数年後の再訪のアプローチであっても、心理社会的支援の効果があつた。こうした継続性は被災者にとって有効な心理社会的支援となる可能性があり、今後の活動においても留意する必要がある。

この事例から、対象者の文化を理解する支援者や調査者が参加する効果、すなわち、WHO東

南アジア事務所のガイドラインが指摘している、調査対象地域の「言葉や文化」を理解し共有しながら支援に入ることの重要性を実感した。聞き取り調査者の中に、地元で用いられている言葉を共有していると理解した途端に、対象者は、緊張することなく自家の話をするようになったことを目の当たりにしたためである。地域の文化や言葉に対する理解が、支援と調査をスムーズにおこなうカギになった事例である。WHO によるガイドラインでは、被災地に入る時に、地元の人々や専門家の力を借りることの有効性や必要性が強調されている。今回の経験によって、こうした指摘が妥当であることを確認することができた。

## ② 対象者 2 の結果

【第 1 回目】60 代男性。スポーツ施設を経営。インタビューは、自営のスポーツ施設の事務所で実施した。十代以上続く家系で、江戸時代、廻船問屋として発展していた。百年ほど前の鉄道の開通後は、対象者 2 の親の代で醸造業に転業している。1978 年の宮城県沖地震を、船員として海上にて経験している。このとき、家族の安否確認ができないという心理的な苦痛を経験した。その後、地域の震災について独自に調査研究を開始している。同時に、地域の歴史に興味を持つようになり、宮城県内陸地震のときから宮城歴史資料ネットワークの活動に関心を寄せていた。過去の震災の際に、居住地域にも津波が襲来していたことを確認し、今回の災害前から、敷地内の小高い場所に現家族が暮らす家を建てたり、家に残る資料を、研究者の協力を得て整理したりして、将来の震災を見越して備えていた。日頃から地域住民に、この地域には過去に津波が襲来したと訴えていたが、ほとんどの人たちには相手にされなかったという。東日本大震災の折には、避難する際にカメラを持ち、自宅裏の高台より津波の襲来を記録している。津波が襲来するのを目の当たりにしながら多くの住民が泣き崩れる中、彼は記録を取り続け、震災当日に復興のために何ができるかと考えていた。東日本大震災の折には、流出を免れた現家族が暮らす家屋に近所の人たちを招き入れ、安全の確保に尽力している。過去の震災体験とその後の準備が、自分のこうした対応を可能にしたと自覚していた。

この地域は、鉄道が開業するまでは、廻船業によって大きな成功を収めていた。今回の震災もさることながら、鉄道開業という流通システムの変化によってもたらされた打撃の方が、今回よりも過酷だったかもしれないとも語っている。

### 【第 2 回目】

連想は単語のみで、11 項目だった。重要度 1 位は、「残す」だった。11 個の連想の内、プラスイメージは 9 個だった。マイナスイメージは、「地震」と「津波」だった。連想の迷いがほとんどなく、2 回目はインタビューも含めて、50 分で終了している。

【第 3 回目】 デンドログラムを示し、クラスターの分割と各クラスターのタイトルを命名してもらった。デンドログラムのまとめを図 4 に示した。

第 1 クラスター:タイトルは【経験から学ぶ】であった。

- 伝える
- 地震
- 協力

第 2 クラスタ タイトルは【歴史を残すということ】であった。

- 歴史
- 物語
- 残す

第 3 クラスタ:タイトルは【復興】であった。

- 未来
- 過去

第 4 クラスタ:タイトルは【その時のこと】であった。

- 感謝
- 津波
- 災害

4 のクラスタは 2 群にまとめられ、それぞれ「残す」と「復興」と命名された。全体のタイトルは、【地震も歴史の一つだから残す】であった。

結果について、以下のように語った。

1、2、3 の 3 つのグループは一つという感じ。4 グループは歴史からは離れていてそのとき(東日本大震災)のこと。家や地域、震災の歴史があって、将来の復興へ。10 年はかかるだろうか、などです。このデンドログラムをみて、そう思いました。グループは、自分の考えを表し、よくまとまっていると思います。

宮城県沖地震も必ず来ると言われていたし、過去に矢本地震、栗駒の地震などを経験していた。栗駒地震のとき「駒の湯」(温泉施設:筆者註)が流された後でいってみましたが、慰霊碑にすでに「絆」と刻まれていました。宮城県沖地震では沖(宮城県沖:筆者註)で船に乗っていました。スマトラの地震もありました。こうした過去の経験が心の深層や頭の中にあって、津波ではなく「地震」という言葉が出たのかもしれない。

「伝える」というのは災害を伝えるということで、「協力する」ことに自ずと繋がります。実際、震災直後は近所 4 軒で夕食会をやっていた。米を持ちより、食べるのにしばらくは困らないとわかりました。

流された町を見て、10 年後には復興すると思っていました。どこの町も必ず復興しているから。自宅(本宅)は流されたが事務所は残ったので、そういう気持ちに早くなれたのでしょう。土蔵も残った。市から、区画整理のじゃまになるので撤去して欲しいと言われて、一時はそうするしかないと思いましたが、それでも諦めきれずに(宮城資料ネットの)Y 先生に電話し、残せるようになりました。土地の嵩上げのため少し移動しましたが、津波のおかげで結果的に壁がきれいになり、周辺の花壇も整備されました。

蔵だけでなく、この地域の歴史も残すということを考えています。蔵以外に地蔵さんもあり、2013 年に元の通り戻して地蔵講祭りをやりました。それ以外に最も古いものでは、鎌倉時代の「悼碑」が下水道工事の際に出てきました。これも(これから敷地内に作る予定の)公園に残す計画です。X 寺の本堂も 250 年くらい前に作られた古い建物。(交流

のあった同市内の他地域の)U 地域の人たちが立てた供養碑もあります。W 市(対象者 1 が旧住している:筆者註)の船は江戸に入る前に必ず U に寄っていた。こうした交流もありました。徳田秋声の小説を読むと、海を通した文化的な交流があったことが書かれています。昔の人はこうしたことを誇りに思っていた。鉄道ができてから廃れてしまったと思います。陸蒸気が入ったときの方が、打撃が大きかった。

昭和 30 年代に作られた(地元の)V 小学校の歴史書に、地震のとき他の町の人が避難したということが書かれてありました。台風の高潮で死者もあったようです。みんなは忘れているが、そうしたことがあった。自分も今回のことを日記やデジカメで記録しています。3.11 の前日に 3 回地震があったが、それも日記に書きました。

未来は復興のこと。できれば以前より良くなって欲しいと思います。津波のおかげでこの辺も整備されたが、多大な犠牲の上にとということ。復興は誰もやらなければ、仕方ない、自分が(やる)、という思いです。

津波の災害はあったが、援助も受けたので感謝の気持ちが強いです。3 月末からボランティアが生鮮野菜などを持ってきてくれました。それまで生鮮野菜は食べていなかった。4 月から泥出し、片付けなどにいろいろな人が来てくれました。私が土蔵に入ったのは 3 月 24 日でした。資料レスキューは 4 月 8 日で一番早かった。文化財レスキューにひと安心した。

Z 先生とは 20 年前からの知り合いです。4 月 3 日に、土蔵の件でアドバイスをもらいたくて電話しました。4 月 4 日に調査に来てくれ、4 月 8 日に発電機、段ボール 60 箱など持って来てくれました。水と食料には困っていなかったのも、こうしたことにも意識が向いたのかもしれない。

町内会の安否確認もしました。8 月に X 寺で町内会の慰霊祭をやって、約 40 人集まった。そのときに住所を聞き、名簿を作成しました。

対象者 2 は、1978 年の宮城県沖地震から災害の発生について丹念に調べはじめ、数多くの知識を得ていた。こうした理解は、過去の災害が今回の災害への予防接種のような効果を及ぼしたと言えよう。今回の災害後も地域の復興に努力している事例である。震災直後は、市から、残った土蔵が土地区画整備事業に支障を来すため、壊すか移築して欲しいと依頼された。個人では移築が困難であったため、一時は土蔵の撤去も考えたが、資料ネットに連絡することで保存が可能になった。そうした経験を支えにして、地域の歴史保存に意欲を示し、被災当日から津波襲来の記録を撮り続け、その後地域全体の復興に尽力している。こうした取り組みは地域に広がり、観光客むけの物産販売場を開設したり敷地内でのイベントを開催したりするようになった。過去から学び、津波の被災状況を理解し知性化することで、激甚災害に打ちのめされることなく、復興の先の地域の発展を見据えている。デンドログラム分割の作業にも迷いはなく、「残す」と「復興」は、対象者 2 のこれからのビジョンを示す命名であった。対象者 2 は、類まれなレジリエンスを発揮している事例である。

### ③ 対象者 3 の結果

60代の男性。会社員。明治時代に分家した家の三代目当主。インタビューは、災害科学国際研究所内の一室で実施された。レスキューの対象となったのは、主に祖父が所有していたガラス活版や古文書。生家は一部損壊であった。家族内に犠牲者はいない。震災時は実家があった場所ではなく、別の都市で暮らしており、現家族と住む住居への被害はなかった。

【第1回目】レスキューを受けた経緯について、以下のように語った。

出身地は宮城県内陸で、レスキューの対象となったのは生家だった。進学で他市に転居して以来、居住したことはない。教員であった父母が他界した後に、東日本大震災前から家の整理をしていたが、今回の発災後に取り壊しを決意した。親戚に、大学院で歴史学を専攻している人がおり、片付けに困っていると相談したら、宮城資料ネットを紹介してくれた。資料ネットの援助を受けながら、家に残っていた古文書や祖父の遺品を公的機関に寄贈し、後片付けを完了することができた。

遺品である器の多くは、祖父が戦前に勤務していた満州の研究所時代に購入した唐三彩だった。銀座の美術商に鑑定してもらったところ、10年ほど前だったら高値で売れたが、唐三彩は墓所から出土されたものであることが知れ渡り、値が下がったと言われた。それでも総額90万円ほどで売れ、薬剤師であった祖父が大量に所蔵していた薬品類の処分のために使った。ラベル不明のものを、業者に頼んで1本1万円で処分した。

この震災で、なかなか進まなかった実家の片づけが終わった。子どもに家を継がせるつもりはない。子どもたちの負担にならないようにしたので、ほっとした。

【第2回目】12項目の連想があった。

重要度1位は、「思い出」だった。12個の連想の内、9個がプラスイメージで、マイナスイメージは、「大変」と「片づけ」だった。どちらでもないと言われたのは「ガラス」だった。なお、ガラスとは、写真撮影のときに用いられたガラス活版のことであった。作業は、1時間で終了した。

【第3回目】解析した結果のデンドログラムを示し、デンドログラムの分割と各クラスターのタイトルを命名してもらった。デンドログラムのまとめを図5に示した。

第1クラスター：タイトルは【ファミリーヒストリー】であった。

- 古文書
- 大変
- 祖父
- 両親

第2クラスター：タイトルは【歴史を残すということ】であった。

- 写真
- 片づけ
- ゴミ
- ガラス

第3クラスター タイトルは【家の空気感】であった。

- 思い出
- 器

- 本

第4クラスター:タイトルは【昭和の幕引き】であった。

- 昭和

クラスターは2群に分割され、第1と第2クラスターは「片付け」、第3と第4は「思い出」と命名された。全体へのタイトルは【、昭和の幕引き】であった。

結果を見て以下のように語っている。

このまとめ方は、自分の予想とは違っていたが、話していてそうなのかなと思うようになりました。自分の心の奥の部分に、そういう昭和とか家族とか、塊としてあるのかなと思いました。予想と違っていたのは、古文書。写真ではなく、古文書なのか、と思った。大変、ゴミ、片付けとかは、一つの塊にはならないんだな、とか。捨てる、というのは整理整頓の過程。こうだよ、残すのはこれと決まれば、簡単。そこまでが大変でした。デンドログラムを見ると、「個人の思い出の整理」がキーワードになっていると思います。家を継がせるということは、子どもたちには求めていないと、改めて思いました。

祖父の写真はゴミではない。あれは芸術品。写真は両親のものが、山のようにありました。初めは捨てにくかった。どうすべ…とっているとなかなか捨てられないが、最後はどっと捨てました。写真とは両親のもの。祖父のものは美術館にいった、特別のもの。両親のものは、個人的に価値があるもの。世代が変わるとゴミでしょう。ほとんどはゴミ。器もゴミだった。ガラスは、(祖父の)ガラス活版。一枚も捨てていません。T市教育委員会に寄託したので、手元に残ってはいませんが。祖父は自分が5歳のときに亡くなっています。思い出といっても断片的なものでしかない。周りから聞いた話からすると、祖父は大正時代の人らしく厳しい人だったらしいが、孫には優しくかった。思い出が生々しくない。親はもうちょっと身近なので、いいところも悪いところも見えているので。

父母は、付き合いが広がったが、自分はそういう人間ではない。広い付き合いで、お歳暮やら引き出物やらが山のようにあったが、ほとんどは廃棄しました。

古文書が入ってくるのは、「あ〜、そうか」という感じ。手紙とかではない。大福帳(江戸末期)とかを出した。(宮城資料ネットの)R先生の仲介で、市に寄託してよかった。

「大変」は、世代を超えて次のところに引き継がれること。自分がやらないと、子どもたちも困る。家を継ぐという時代ではもうなくなってきているので。仕事の基盤はQ市。(生家がある)T市でなくてはならない必然性はなくなりました。年をとり、T市に戻ってやっていけるか、今はまだよくわかりませんが。地方では少しは名前のある家で、本家、分家があるが、状況は変わっている。親の代では地域との結びつきがあったが、自分の代になると希薄になっていると思います。

両親は高校の先生だった。父も母も大学は東京でした。2人ともT市の学校が長い。転勤はほとんどありませんでした。両親は、外に出ることは考えにくかったのではと思う。本について、祖父もそうだったが、両親も、本を読むのも集めるのも好きだったので、ハードカバーの立派な本がたくさんありました。器については、自分はあることさえわからなかった。

子どものころの思い出には器は存在していません。家族の写真をみると、背景に器が映っていたりするんですが。すっきり処分して一区切りつけました。震災だけでなく、自分たちの代では今住んでいる所が拠点で、先が見えてきたなと思います。「ゴミではないが、ある種、蓋をした」という感じ。

T市という場所そのものが、自分にとっては昭和。祖父がT市に戻って来たのも昭和10年代の戦前だった。そこにまつわるのは、「昭和」というひとまとまり。早い時代からカメラがある家だったので、写真もたくさんありました。地震で、昭和の幕引ということを思いました。地震がすべてではないにしても、引き金になっていると思います。地震前から片付けは始めていたが、意外に片付けられない。家族でそれぞれがいろいろ言う。進まないの、あるときから、一人で片づけ始めました。昭和を片付けた。価値観は家族それぞれ。自分の平成の時代はこれからだと思います。

対象者3の家族は、震災前から都市型の核家族の形態に移行し、生家がある地元コミュニティとの関係は希薄であった。連想の内容も、個人と家族の「物」の整理が中心だった。対象者3では、感謝という連想はなかった。しかしながら、資料レスキューを受けることで、思い出の整理に区切りがついたと述べている。対象者3は、生活の基盤が被災地にはなかったため、他のケースに比べると打撃が少なかった。この対象者のように、出身地域を離れてより大きな都市に移住したケースでは、親が残した家や物は、もはや廃棄するしかないという人々や家族が、今後も増えてくる可能性がある。一方で、育った家族の思い出を残したいという思いもあり、歴史資料として後世に伝えるものを、震災を契機にしてレスキューによって公的機関に託すことができたため、肩の荷を下ろしたという気持ちが強かった。対象者3は、レスキューに支えられ、「片付け」と「思い出」との間に折り合いをつけることができたと言っている。今回のレスキューを振り返ったまとめた言葉が、「昭和の幕引き」だった。

## 5 まとめ

本研究の調査対象者は、WHO 東南アジア事務所の分類に従えば、以下のようになる。

対象者1: 精神的苦痛が強い被災者で、心理的問題を持つ。このレベルの人々には、治療よりも、社会的支援や傾聴などの心理的支援の方が効果的である。

対象者2と対象者3: 自然回復する被災者。特別な介入は必要としないが、心理社会的支援は回復を助ける効果を及ぼす。

対象者1のケースでは、すでに震災前から資料レスキューが実施されていた。震災後5年近くが過ぎていたのが、対象者1は、第1回目の聞き取り調査の時点でも依然として強い悲嘆の感情を残していた。しかしながら、PAC分析の過程で、自らの語りを通して気持ちの整理をつけることが可能になり、第2回目の調査以降に出身地域に残してきた先祖の墓所に参拝することができるようになった。わだかまりが取れなかった地域住民とも昔のように交流することが可能になった。第3回目には、デンドログラムの全体タイトルを「自分が生まれてきた意味の自覚」と命名した。過去と未来を繋ぐ現在の自分というアイデンティティを取り戻したタイトルである。資料レスキューと臨床心理士に

よる調査がセットになることで、対象者 1 は過去と未来を結ぶ時間展望と心理的な時間を取り戻すことができた。さらにこのケースからは、調査者一同は、資料レスキューに加えてフォローアップのための面接調査も心理社会的支援になること、可能な限り支援を継続することの必要性、心理社会支援の開始には時間的な限定はないという WHO 版 PFA の指摘の妥当性、を学ぶことができた。

対象者 2 は、1978 年の宮城県沖地震の際には、家族の安否への不安を抱えながら船員として船上におり、トラウマに近い体験をしていた。その後下船し、地域の災害の歴史について調べ始めた。こうした活動は、対象者 2 にとって、トラウマを乗り越えるために重要な役割を果たしていた。過去の災害と学びによる知性化が、ワクチン効果をもたらした可能性を示唆している事例である。対象者 2 は、自力で自然回復できる被災者であった。しかしながら、東日本大震災は個人の努力で克服するにはあまりにも破壊的な被害をもたらす結果となった。幸いなことに、対象者 2 は過去の経験から歴史資料のレスキューの重要性を理解しており、窮状の解決に向けて、主体的に、支援を要請した。資料レスキューの支援によって土蔵を修復するために組まれた足場は、同時に対象者 2 自身のコミュニティ再生の活動への決心を支える足場になった。土蔵は私家の博物館となり、コミュニティの人々の活動の拠点となった。資料レスキューが「もの」だけでなく、所有者を支え、所有者の活動が、コミュニティ全体に波及した。心理社会的支援を受けた個人が、コミュニティのレジリエンスを高めた例である。この分野の研究の第一人者であるマストン教授は、レジリエンスを、「存続または発達を脅かすものに適応する動的システムのキャパシティ」と定義する(マストン、2020、p 26)。レジリエンスは、個人やコミュニティが災害のような存続を脅かす状況にさらされたときに発動するシステムの力動である。システムには個人の能力だけでなく、個人を取り巻くすべての関係性が含まれる。対象者 2 は、個人としての対処が難しいと判断したときに宮城資料ネットのシステムにアクセスして、状況を変えていった。その後、対象者 2 は、修復された歴史資料を支えにしながら自分自身とコミュニティのために新たな適応システムを構築していったのである。

対象者 3 にとって、東日本大震災で家の中に散乱した多くの資料は「ゴミ」と化すものであった。しかし宮城資料ネットの支援を受けて、「ゴミ」は博物館に寄贈され「資料」となった。レスキューの依頼を決意するまでは、「ゴミ」と「資料」を区別することが難しく、親が残した膨大な量の「もの」を処分することに痛みが伴い多くの時間を費やしてしまったと語っていた。60 代の対象者 3 は、第二次世界大戦後に生まれであり、高度経済成長の中で育った。70 年代から日本では急速な核家族化が進み、家を継ぐということは重要ではなくなった。家を継ぐという価値観が希薄になった日本では、今後も災害が発生するたびに、多くの私的歴史資料が「ゴミ」として廃棄される可能性がある。対象者 3 は、偶然宮城資料ネットの活動を知り、支援を要請し、自家の資料を博物館に寄贈した。自らの手で家の歴史に幕引きをしたという安堵感は、大きかったと語っている。「ゴミ」として処分される危険性に瀕した歴史資料を後世に残すために、資料レスキューの活動を広報することが役立つことを示す事例であった。

災害によって家に代々伝わった歴史資料を失うということは、対象者 1 が初回の面接で語ったように、高齢者にとっては場合によっては、アイデンティティに深刻なダメージを及ぼす事態である。

アイデンティティとは、「単なる主観的自己定義を越えた、歴史的社会的心理的存在としての自分を意味する」(小此木 p164)ためである。代々伝わる歴史資料は、対象者 1 にとっては、500 年近くにわたり継続してきた家という集団と、自分がその集団を引き継ぐものとしての自己価値を象徴するものであった。対象者 1 の、「自分の代で家が潰れてしまう羽目になるのか・・・」という悲嘆の言葉は、彼女の代で集団の連続性が途絶することへの絶望を意味していた。しかし、レスキューと今回実施した面接調査を受ける過程で、過去と未来を繋ぐ存在としての自分の役割を再認識し、「自分が生まれてきた意味の自覚」を取り戻すことができた。長い歴史を持つ家系を受け継ぐ人々、特に対象者 1 のように、そのアイデンティティが家族集団を中心としている人々にとっては、資料レスキューは、アイデンティティの危機を乗り越えることを助け、自我の統合性(ego integrity)という高齢期の発達課題達成を成し遂げる支えになる可能性がある。対象者 1 は、取り戻したアイデンティティと役割の自覚によって、他の家族が自家の歴史に対する誇りを取り戻すように働きかけたり、地域の人々とともに、先祖が復興に努めて来た歴史を共有したりするようになった。

今回取り上げた 3 名の対象者はいずれも、資料レスキューの効果を家族やコミュニティの人々にも波及させ、未来へと繋ぐ仕事を成し遂げた。激甚災害という状況は、場合によっては被災した人々のアイデンティティを根こそぎ奪うものでもある。しかし今回の調査で、資料レスキュー活動は、「もの」だけでなく、「人」にとっても自らのアイデンティティと心の健康を取り戻すための支えになっていたことが示された。さらに、臨床心理士による事後の PAC 分析を用いた聞き取り調査と組み合わせられたことで、さらなる支援効果がもたらされた可能性がある。WHO 東南アジア事務所の報告書にあったように、支援後のアセスメントは、支援者にとってだけでなく、受け手にとっても重要な振り返りの経験になるのではなかろうか。

最後に、今回の調査の成果に関して、心理チームを構成した臨床心理士の立場から述べたい。臨床心理士はメンタルヘルスへの支援を専門領域にしている。しかしながら今回は、対象者に対しては、レスキューの事後調査を目的にしていることを伝え、臨床心理領域で通常用いられるカウンセリングなどのメンタルヘルスへの支援は一切実施しなかった。だが、激甚災害の被災者という対象者の状況に対して、臨床心理士としての配慮をおこないながら、臨床心理学の知見を活用して調査方法を練り上げ実施したという点では、専門性を発揮したと考えている。その結果、資料レスキューと事後調査の組み合わせは、心理チームの予測を超えるレベルで、対象者への心理社会的支援になっていたことを確認した。WHO 東南アジア事務所の報告書でも指摘されていたように、災害時の支援とアセスメントには、複数領域の専門家の連携が効果的であることを、改めて認識した。しかし現時点では、今回のような連携は、専門家同士の「たまたま」のネットワークによるものであった。こうした連携が、国内外の資料レスキューの現場で心理社会的支援の手法として認知されるようにすることが、今後の課題となる。そのために、心理チームとしては、まず、今回の一連の調査に協力していただいた方々の結果の検討を通して、資料レスキューを核にした支援と臨床心理学との連携が果たした役割の詳細を明らかにしていきたい。さらに今後は、日本の資料レスキューが、特に高齢者とその人々のコミュニティにとって心理社会的支援の貴重な事例になることを、臨床心理学の立場から国内外に向けて発信していきたいと考えている。

図1 PAC分析実施の流れ

手順	対象者	調査者(1ガイド担当、2記録担当)
初回		
①	刺激文を見て自由連想をカードに書く	導入と刺激文の提示、連想語の入力
②	カードを重要度順に並べ替える	
③		重要度順をカードに書き入れ入力する
④	カード間の類似度距離を考え、示す	提示ソフトを用いてランダムに2枚ずつカードを提示し、示された結果を入力する
⑤	連想語への+、-、0のイメージを示す	示された結果を入力する
初回から2回目の間		
⑥		④の類似度距離を統計ソフトに入力し、デンドログラムを作成する～クラスター分析(ワード法 SPSS使用)
2回目		
⑦	デンドログラムを見て、クラスターのまとまりごとに分割する	デンドログラムの提示と聞き取りの開始
⑧	クラスターのまとまりごとにさらに自由連想をする	自由連想の内容を記録する(記録と録音)
⑨	クラスターのまとまりごとに命名する	名称を記録する
⑩	クラスターのまとまりごとに2つずつ比較し、類似点、相違点を考える	クラスターの類似点 相違点を記録する
⑪		各項目についての質問をする
⑫	全体の感想を述べる	感想を記録する
2回目終了後		
⑬		考察を伝える

図 2 加工処理後のデンドログラム図の例

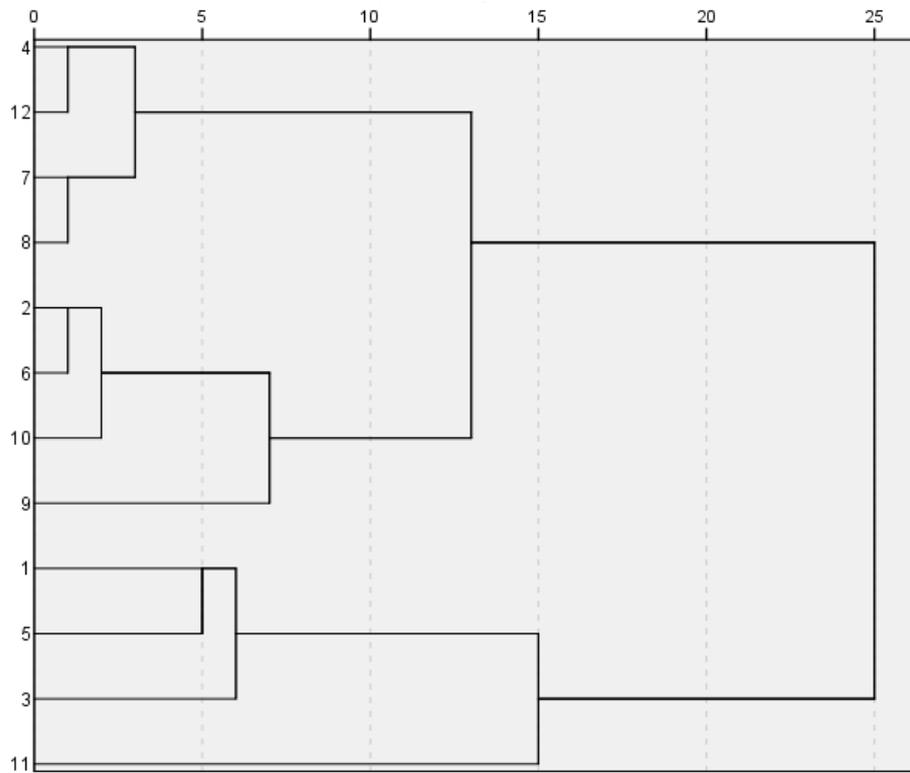


図3 対象者1のデンドログラムのまとめ

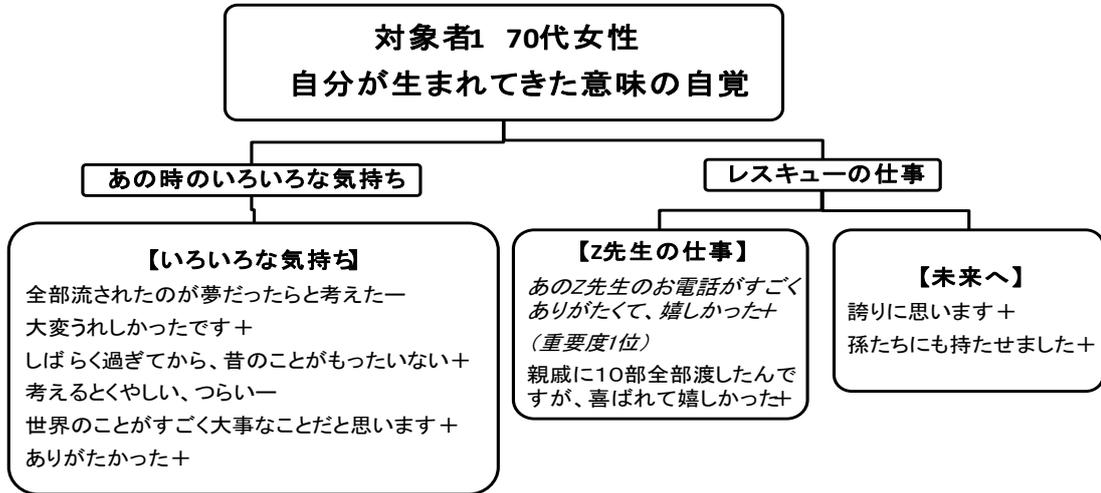


図4 対象者2のデンドログラムのまとめ

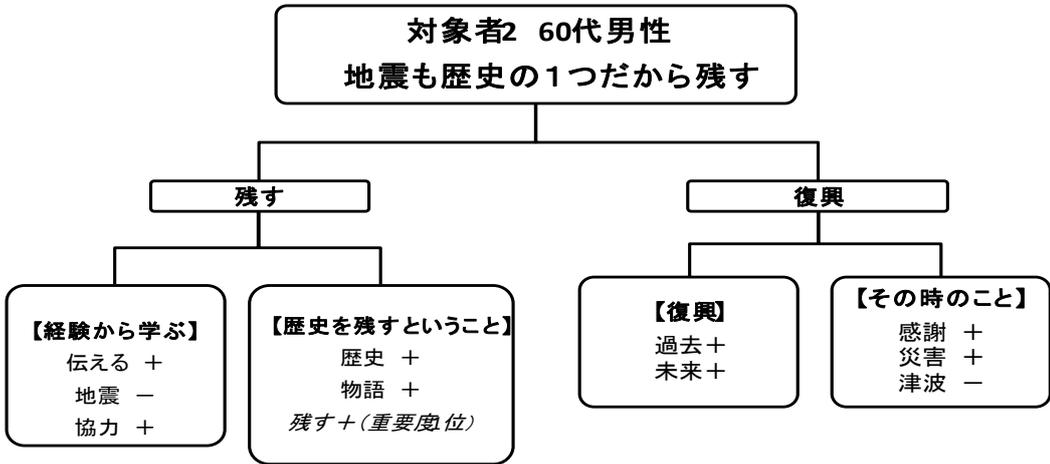
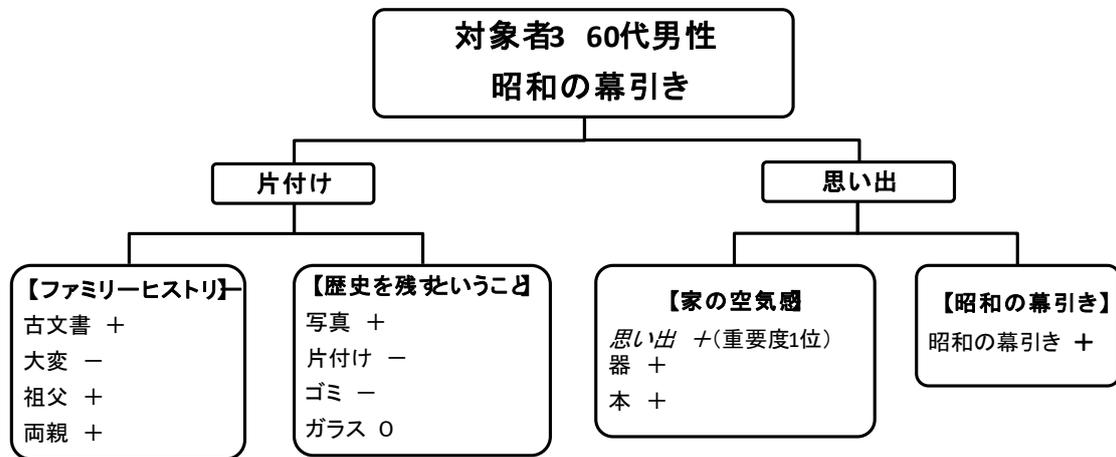


図 5 対象者 3 のデンドログラムのまとめ



参考文献

1. 陳 鳳明 2019 東日本大震災後の支援活動と被災地住民の健康状態 *生活経済学研究* Vol.50 p35-49.
2. エリクソン, E.H. 1977 幼児期と社会 I (仁科 弥生 訳) みすず書
3. エリクソン, E.H. 1989 自我同一性 アイデンティとライフ・サイクル(小此木圭吾 訳編) 誠信書房 Haight, B.K. 1988 The therapeutic role of a structures life review process in homebound elderly subjects. (*Journal of Gerontology: Psychological Sciences. Vol.43, No.2, p40-44.*)
4. Hobfoll, S.E., Watson, P., Bell, C.C., Richard A. Bryant. E.A., Brymer, M. J., Friedman, M.J., Friedman, M., Gersons, B. P.R., de Jong , J.T.V.M., Christopher M. . Layne, C.M., Maguen, S., Neria, Y., Norwood, A. E., Pynoos, R. S., Reissman, D., Ruzek, R. I., Y. Shalev, A.Y., Solomon, Z., M. Steinberg, A.M., Robert J. Ursan, R.N., 2009 Five Essential Elements of Immediate and Mid-Term Mass Trauma Intervention: Empirical Evidence. *The Journal of Lifelong Learning in Psychiatry. Vol. VII, No. 2. p221-242.*
5. Inter-Agency Standing Committee. 2007 IASC Guidelines for mental health and psychosocial settings.  
[https://www.who.int/mental\\_health/emergencies/guidelines\\_iasc\\_mental\\_health\\_psychosocial\\_june\\_2007.pdf](https://www.who.int/mental_health/emergencies/guidelines_iasc_mental_health_psychosocial_june_2007.pdf)  
**ISBN: 978-1-4243-3444-**
6. 上山真知子 2019 資料レスキューと心理社会的支援 (荒武賢一郎、高橋陽一 編 古文書がつなぐ人と地域—これからの歴史資料保全活動) p98-137. 東北大学出版会
7. 金吉晴, 秋山剛, 大沼麻実 2012 東日本大震災後の精神医療初期対応について(特集 東日本大震災とメンタルヘルス) *精神保健研究* 第 25 号(通巻 58 号)p15-20.
8. 金 吉晴, 篠崎康子, 大沼麻実, 島津恵子, 大滝涼 2019 災害時の社会心理支援(特集 心理社会支援) *精神保健研究* 第 32 号(通巻 65 号)p51-56.
9. Masten, S. A., 2014 *Ordinary Magic Resilience in Development*. The Guilford Press. (邦訳: 上山真知子, J.F.モリス 発達とレジリエンス 暮らしに宿る魔法の力 明石書店 2020)
10. 内藤哲雄 2012 PAC 分析実施法入門[改訂版]「個」を科学する新技法への招待 ナカニシヤ出版
11. 野村信威, 橋本幸 2001 老年期における回想の質と適応との関連 *発達心理学研究*, 第 12 巻 2 号, p75~86.
12. 野村信威 2009 地域在住高齢者に対する個人回想法の自尊感情への効果の検討 *心理学研究*, 第 80 巻第 1 号, p42-47.
13. Shultz, J.M., Neria, Y., Allen, A., & Espinel, Z. 2013 Psychological Impacts of

Natural Disasters (In Bobrowski ed., Encyclopedia of Natural Hazards. Edition 1. (pp.779-791)) Spring

14. 菅沼真樹 1997 老年期の自己開示と自尊感情 *教育心理学研究*、45 巻、p75～86
15. 都築学・白井利明 編 2007 時間的展望研究ガイドブック ナカニシヤ出版
16. World Health Organization. Regional Office for South-East Asia. 2005 WHO framework for mental health and psychosocial support after the tsunami. WHO Regional Office for South-East Asia. <https://apps.who.int/iris/handle/10665/206077> (アクセス 2020 年 2 月 11 日)
17. World Health Organization. War Trauma Foundation and World Vision International. 2011 Psychological first aid: Guide for field workers. WHO. Geneva. (訳:(独)小尾区立精神・神経医療研究センター、ケア・宮城、公益財団法人プラン・ジャパン ((2012))心理的応急処置((サイコロジカル・ファーストエイド:PFA))フィールドガイド)

## 執筆者紹介

### モリス、J.F.

東北大学文学研究科文学博士（日本史）。宮城学院女子大学名誉教授。東北大学災害科学国際研究所客員特任教授。仙台藩に関する著書多数。宮城県多賀城市在住で宮城歴資料保存ネットワーク創立以来の理事であるほか、長年、宮城県における多文化共生と外国人住民支援にもかかわってきた。2011年以來、さまざまな支援活動に携わる中で心理社会的支援について学んだ。現在、資料レスキューを有効な心理社会的支援実践の一形態として位置付ける研究を進めている。

近著には

『仙台藩「留主居」役の世界 武士社会を支える裏方たち』（「よみがえるふるさとの歴史6」、蕃山書房、仙台、2015年）単著

「東日本大震災からの学び～大災害時、県・政令市の地域国際化協会の協働と補完を再考する～」J.F.モリス、公益財団法人宮城県国際化協会、公益財団法人仙台国際交流協会共著【一般財団法人自治体国際化協会平成26年度多文化共生のまちづくり促進事業助成事業】

### 上山 眞知子

東北大学大学院教育学研究科博士課程後期3年の課程単位取得。

公認心理師・臨床心理士。

宮城厚生協会坂総合病院常勤臨床心理士、山形大学地域教育文化学部教授を経て、現在は東北大学災害科学国際研究所客員教授（社会対応研究部門歴史資料保存研究分野）。専門は、臨床心理学、発達心理学、神経心理学。東日本大震災の被災地である、宮城県多賀城市に在住。震災以降、主に教師支援を中心にして、心理社会的支援を実践してきた。現在は、被災資料レスキューが、所有者や地域に対してどのような役割を果たしたかについて、調査研究している。

近著には

『隣地の対人援助学』 2015（晃洋書房）第6章担当

『古文書がつなぐ人と地域』 2019（東北大学出版会）第4章担当

『生涯発達の理論と支援』 2020（金子書房）第9章担当



付録資料

仙 台 防 災 枠 組  
2015-2030 (私訳案)

東北大学災害科学研究所特任教授

J. F. モリス

## 目次

モリス前書き	78
I. 「Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030」の新訳はなぜ必要か	78
II. 訳者解説	79
I. 前文	83
兵庫行動枠組：教訓、確認されたギャップ、今後の課題	84
II. 期待される成果とゴール	89
III. 基本原則	91
IV. 優先行動	93
優先行動1：災害リスクの理解	94
国家レベル及び地方レベル	94
優先行動2：災害リスク管理のために災害リスク・ガバナンスの強化する	98
国家レベル及び地方レベル	98
世界レベル及び地域レベル	100
優先行動3：レジリエンス増進のための災害リスク低減のための投資	102
国家レベル及び地方レベル	102
世界レベル及び地域レベル	104
優先行動4：効果的な応急対応のための災害への備えの強化と、復旧・再建・復興に おけるより良い復興（Build Back Better）を実現する	105
世界レベル及び地域レベル	108
V. ステークホルダーの役割	109
VI. 国際協力とグローバルパートナーシップ	112
一般的考慮事項	112
実施方法	114
国際機関からの支援	114
フォローアップ行動	116

## モリス前書き:

### 1. 「Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030」の新訳はなぜ必要か

[Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030](#) について、日本語の定訳は存在しない。あるのは、外務省が会議中に用意したと思われる「[仮訳](#)」だけである。「仮訳」であってももしもそれが十分に正確なものであれば特段の問題はないが、実際に「仮訳」文には問題が多く、内容の十分な理解の妨げになっている。

「仮訳」の成立事情を考えると文書自体が粗削りであることは十分に理解できる。第3世界防災会議が進行する中、一刻を争う状況下で翌日の会議に間に合わせるために言葉・文章の正確な解釈を追究する余裕がなかったことは、想像に難くない。加えて、元となる英文は、主張が異なる・対立する参加者間の激しい駆け引き作業の結果生まれた継ぎ接ぎ文であり、時には、一貫性に乏しくチグハグした難解の極致である。つまり、会議開催期間中という厳しい状況下でなくとも、“Sendai Framework”の訳文を作ることは、困難を極める作業であり、絶対的な「正確さ」を担保することが困難であるに変わりはない。しかしながら、意味解釈の個別的な問題はさておき、原文には明確な主張が含まれており、「仮訳」ではそのメッセージが十分に伝わっているようにはみえない。

「Sendai Framework for Disaster Reduction 2015-2030」の大きな特徴は、災害・復興対策の各段階において建造物（ハード面）以外の諸要素に光を当て、ハードだけでは解決できない課題に対処するため、いわゆる「ソフト」な資産、資源をも防災全体に活用することを主要な柱にしている。このことによって、防災システムとしてバランスがとれて、効果的かつ費用対効果がより高いものができることと提案している。その新しい提案の一例が、「兵庫行動枠組」の段階でまだ視野外にあった「ステークホルダー」という考え方があらたに採用されたことである。その過程で東北の人々のロビー活動が大きな役割を果たした。そのような経緯があつて、「仮訳」では、さすが、ステークホルダーについて配慮しているが、それ以外の新視点、とりわけ文化と文化遺産が防災と復興に果たす役割という原文にある別の部分については、理解されていないと言わざるを得ない。文化財については、せいぜい、災害から護られるべき受動的な対象としか理解しておらず、「兵庫行動枠組み」ですでに提唱されていた災害文化の伝承と涵養という理解の域を踏み出していない。その結果、海外において

「Sendai Framework」が文化・文化遺産を防災と復興過程の重要な要素と位置付ける根拠ないし典拠として認識されているのに、国内の各種学術データベースで文化（遺産）と防災などのキーワードを組み合わせて検索してもほとんどヒットしないというのが現状である。「Sendai Framework」の原文第29条に拠れば、人文系の学問・知識・知恵を災害科学に活せられるはずであり、そうすべきであると書かれているにもかかわらず、日本国内ではそうした動きがいまだにもなきに等しいように見受けられる。

日本における災害科学研究の活性化、そしてその成果を活かした政策決定の参考にも供すべく、ここにて、あえて、「Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030」の本文を、外務省「仮訳」を参照しながら、提示する。個人で行った作業であるため、この訳がベストだと主張するつもりはない。しかし、少なくとも、現在ある「仮訳」の問題点を少しでも明らかにして、この枠組についての見直しと議論のきっかけを作ることでできれば、本望である。なお、この資料を読んでもただくにあたり、ここで提示する訳と「仮訳」との違いとは何かを中心に考えるのではなく、問題の本質は、あくまでも原文と和訳との整合性、和訳の正確さないし適切さを中心に吟味していただきたい。モリス訳と外務省「仮訳」の対象・比較の問題ではなく、あくまでも、和文と英文を照らし合わせて英文の意味をより正確に伝える和文を作り上げることが本筋であろう。本来なら、和英対訳の文書を提供するのが筋ではあるが、コンピュータの画面上で外務省「仮訳」対「モリス訳」、あるいは

和訳対英語原文を並置していただければ、数秒の作業で即席の対訳版を実現できるので、あえて、モリス訳を単独の文書として手依拠することにした。ご理解とご賢察を賜っていただき次第である。

## II. 訳者解説

「Sendai Framework for Disaster Reduction 2015-2030」は、もとより難解な悪文であるため、直訳すればするほど和文としての意味が取れなくなる。新訳を作る作業に当たり、たえず訳の「正確さ」と「文意を酌む」との間を揺れていた。「仮訳」文で明らかに語句の意味を読み取れないものについては、問題が単語の意味の場合には、できる限り、下記に訂正の理由や典拠を示す。「仮訳」で文法・構文を読み違えている分については、英文を読んでいただき訂正の理由を考えていただくほかなので、ご了承いただきたい。

以下には、英単語のアルファベット順を基準に、新訳する過程で特に迷った、あるいは悩まされた部分をメモ風に書き出しました。言葉によっては該当する条項をメモに書き込んでいるところもある。それ以外については、ご面倒でも英文に対しブラウザーなどの検索機能を使っただけであれば、効率よく該当する箇所を見つけていただけるはずである。

**Capacity** 「仮訳」でほぼ一貫して「能力」と訳されているが、英語として、「能力」および「容量」という2つの意味がある。文脈のなかでどういう「能力」かが明らかに示されている場合を除けば、多くの場合は「対応能力」とした。

**Change (36-b-ii)** Children and youth are agents of change 仮訳では「変革」としているが、この言葉に抵抗を感じる向きもあろうかと考え、より中立的な「変化」にした。英語の **change** は、「変化」・「変革」どちらの意味で使われるので、どちらも「正しい」が、どちらも原語より意味のニュアンスがやや狭くなる。

**Empowerment** を仮訳で「能力」と訳する数箇所がある。この英単語には「権限を認める」、「自己決定権を認める」、そして（より最近の意味として）「自尊心を高めて自信を取り戻させる」といった意味が含まれています。仮訳では一律に「能力」（または「能力強化」）と訳されており、この言葉がもっている主体性の回復や自己決定に必要な法的保障といった意味は欠落していることが問題である。

**Food security and nutrition (30 j)** 「食の安全保障、栄養、」と訳されていますが、日本語として「食の安全保障」は国家戦略レベルの話であろう。しかも、原文では「食」と「栄養」がひとくくりとされていることに意味があるはずである。次の国連機関による **food security** の定義からすれば、簡単に言えば、「その国・地域の文化的基準に合致して、健康で活動的に暮らすために必要な質量で、対象者にとって現実的に入手可能な栄養ある食料の安定的・現実的な供給の保障」という意味になる。モリス訳で「被災者のニーズに見合った食料と栄養の安定的供給」

Food security, as defined by the United Nations' Committee on World Food Security, means that all people, at all times, have physical, social, and economic access to sufficient, safe, and nutritious food that meets their food preferences and dietary needs for an active and healthy life.

<https://www.ifpri.org/topic/food-security#:~:text=Food%20security%2C%20as%20defined%20by,an%20active%20and%20healthy%20life>（出典は東北大学災害科学国際研究所江川新一教授ご教示による）

**Financial and fiscal instruments (30(m))** 直訳すれば「金融商品および財政手段」となる。前者の

言葉の意味を専門団体などのサイトで調べると、もっぱら企業の経済活動に係わるものとして解説されてように見える。そこに個人の住宅ローンが含まれないのではないかが気掛りである。後者の「財政手段」も実際、文脈によってはいろいろな言い方に替わるようなので、「金融商品および財政手段」よりもちょっと意味を広げて、「金融と財政の各種仕組」とした。

**Gender equitable** ジェンダー公正 **gender equity** は、平等を実現するための過程を重視する言葉である (United Nations Population Fund 'Frequently asked questions about gender equality 2005 <https://www.unfpa.org/resources/frequently-asked-questions-about-gender-equality>)。なお、日本の公式文書では「ジェンダー公正」を **gender parity** の英訳としているが、**parity** は「等価」であって、簡単に言えば、数値で表されるものを言う。

**Inclusive policies** は「包摂的政策」と訳されているが、この言葉がマイノリティの権利確保・保障を意味する、一種の記号であることがこの訳で伝わるか、不安である。「社会的弱者に対する包摂的な政策」、または「包摂的 (インクルーシブ) な政策」とした。一応、「インクルーシブ」という語彙は、社会学の各分野ですでに日本語としての「市民権」を得てはいるが、市井でも同じだけ流通しているか、未知である。

**Inter alia** ラテン語で、英語に直訳すれば、'among other things' となります。英和辞典で機械的に「とりわけ」とされているが、ニュアンスがかなり異なる。数あるものの中から「取り分けて」、類語の「特に」や「就中」などが示すように、「特別」のものにするのではなく、あくまでも、複数あるものの一つであることを含意する表現である。一番近い日本語として「例えば」または「など」を使うことにした。平たく言えば、公的文書の体裁を「それらしく」見せるための語句で、特別な意味を与えることは訳し過ぎである。

**Informal and non-permanent housing** (30.f, h) 英語として婉曲表現であるので、直訳すると意味が失われる。「法的根拠を欠く居住形態や耐久性に乏しい住居」とした。これでもかなり婉曲な表現となるが、要は、「土地の不法占拠、スラムにあるような雨露を凌ぐだけの住居」などという直接的な言い方を避けている意味において、原文の趣旨により沿うものであるかと思う。外務省仮訳では後者については「仮設住宅」としているが、日本の社会的文脈では、被災者救済のために公的に設置されたものを連想することが多いだろう。加えて、「仮設住宅」は、英語で **temporary housing** と書くので、ここであえて通常使われない **non-permanent housing** という回りくどい表現をなぜつかっているか考えなければならない。結論から言うところの文で念頭にある、「仮設住宅」では都市スラムは連想されるまい。前者の **informal** の意味については、「State of the World's Cities 2010/2011 Bridging the Urban Divide」における **informal settlements** の用法を参照し、[https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/11143016\\_alt.pdf](https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/11143016_alt.pdf)、後者の **non-permanent housing** にもっとも近いものとして「United Nations Economic Commission for Europe (UN-ECE) (in cooperation with Eurostat), "Conference of European Statisticians Recommendations for the 2010 Censuses of Population and Housing", New York and Geneva, 2006」603(b) の項目 [https://unece.org/fileadmin/DAM/stats/publications/CES\\_2010\\_Census\\_Recommendations\\_English.pdf](https://unece.org/fileadmin/DAM/stats/publications/CES_2010_Census_Recommendations_English.pdf) を参照にした。

**Innovation** 日本語では機械的に「革新」と訳されるが、動詞として (to innovate) 単に、変化をもたらすというだけの意味に過ぎない。米語の Webster's 事典 (英英) では、'a new idea, method, or device' と定義されており、仮訳の数か所で使われている「技術革新」を意味する場合には、英語では 'technological innovation' と限定して使う。「梓組原文の本文の 24.(f)、40. という 2 つの条項では「technological innovation」と明記されており、**innovation** 一般と **technological innovation** を使い分けている。修飾なしの「**innovation**」だけと記されている場合には、明らかに **social innovation**, **institutional innovation**, その他もろもろの「革新」をも意味するものとして理解されるべきである。

**Livelihood** (数か所あり) 仮訳で一貫して「生活」と訳されているが、意味は、「生活の中の経済的

な部分」であり、生活全般という広い意味ではない。「生計」がより正確な訳語である。

**Migrant** (36a-vi) は、国連によると、法的には厳密な定義はないが、一般的には、3～12カ月の短期滞在者は temporary migration とされ、1年以上の滞在は long-term or permanent migration とみなされるとしている (<https://refugeesmigrants.un.org/definitions>)。訳語として「移民」のままにしたが、現在の日本の政治的言説の文脈にこの言葉を書き下ろすとなると、「外国人」がもっとも適した言葉になる。Guidelines for the Domestic Facilitation and Regulation of International Disaster Relief and Initial Recovery Assistance (33.(p))  
<https://www.ifrc.org/PageFiles/125652/introduction-guidelines-jp.pdf>

**Non-sensitive information** (数か所あり) は「機密性のない情報」でよいでしょうか。「機密情報」とは、閲覧者の権限が統制されている情報のことを言う言葉であり、英語では通常、classified information とされる。したがって「機密性のない情報」は non-classified information となる。Non-sensitive information とは、閲覧権の問題ではなく、様々な問題が起こるといふ、情報の性質・社会的作用のことに眼目が置かれる言葉である。日本で言えば、ある人ないし集団の民族的出自、あるいは特定の地区の出自をもつことにより社会的な差別や排除を被る恐れがある種類の情報である。「個人情報」がこうした情報の一部であるが、それに限らないので簡潔で適切な表現に窮する。原文の non-sensitive information も婉曲表現または記号のような表現であるので、とりあえず、「社会問題を惹起しない情報」とした。

**Regulations** 文中、Laws との併記でしばしば出てくる。「規制」という意味と、地方公共団体が定める「条例」という2つの意味があり、「条例・規則」とした。

**Resilience** は「強靱性」でよいか。国連の定義では、ハザードの影響に耐えるだけでなく、それに適応して、復興する過程まで見据えている。さらに踏み込んでいえば、人間の Resilience に関する近年の社会学や心理学の研究では、この概念を適応することとしてとらえており、「強靱性」という言葉から連想されるようなイメージから一層かけ離れたものとしている。少なくとも人文社会科学などで resilience という語彙を使う場合には、それはあくまで比喩でしかないことを忘れて、物理学や文字素材学という文字通りの「強靱性」と混同するのであれば、人間に関して使う限りではこの言葉の意味の本質を大きく見誤ることになる。

The ability of a system, community or society exposed to hazards to resist, absorb, accommodate, adapt to, transform and recover from the effects of a hazard in a timely and efficient manner, including through the preservation and restoration of its essential basic structures and functions through risk management.

<https://www.undrr.org/terminology/resilience>

**Underlying disaster risk drivers** (6.) 仮訳では「潜在的リスク」と訳されているが、潜在的なリスクは、ある条件が整うと顕在化するリスクのことであり、意味が違う。たしかに、下記の定義文で compounding factors (「複合要因」または「悪化要因」として挙げられている事例の多くは「潜在的リスク」として理解できるが、冒頭の貧困、社会的不平等、気候変動などのリスクは、目に余るほど顕在している現象であり、「潜在的という概念とは相いれない。「基礎的なリスク」といった訳もあるが、多分、「根本的リスク」が英語の原義に近いだろう。しかし、より簡単かつ分かりやすい言葉として、「恒常的リスク」とした。「慢性的」でもよいかも。

Processes or conditions, often development-related, that influence the level of disaster risk by increasing levels of exposure and vulnerability or reducing capacity.

Annotation: Underlying disaster risk drivers — also referred to as underlying disaster risk factors — include poverty and inequality, climate change and variability, unplanned and rapid urbanization and the lack of disaster risk considerations in land management and environmental and natural resource management, as well as compounding factors such as demographic change,

non disaster risk-informed policies, the lack of regulations and incentives for private disaster risk reduction investment, complex supply chains, the limited availability of technology, unsustainable uses of natural resources, declining ecosystems, pandemics and epidemics.

<https://www.undrr.org/terminology/underlying-disaster-risk-drivers>

**Wellbeing** ウェルビーイング 「幸福」あるいは「満たされること」と訳されることが多いが、国連の用語の中で 1946 年の WHO 憲章まで遡るながい歴史を持つ言葉である。近年、カタカナでそのまま上記することが広まっている。市井でこのカタカナ語が広く通用するかどうか不安はあるが、適切で多様な文脈に対応できる適切な和訳は思いつかない。

補説

### **Structural and non-structural measures** の訳についての訂正

**訳者解説** Structural and non-structural の訳で迷い、当初、structure という言葉が英語一般で持っている「構造化された」という意味で捉えて解釈し、より分かりやすい日本語にすることを旨として「制度化されたもの・制度外のもの」という訳していたが、下記国連防災機関（UNDRR）ウェブサイト「Sendai Framework」用語解説集でこの言葉がより専門的な意味合いで使われていることが確認できたので、外務省仮訳原案の訳し方に戻した。

典拠：Structural measures are any physical construction to reduce or avoid possible impacts of hazards, or the application of engineering techniques or technology to achieve hazard resistance and resilience in structures or systems. Non-structural measures are measures not involving physical construction which use knowledge, practice or agreement to reduce disaster risks and impacts, in particular through policies and laws, public awareness raising, training and education.

Annotation: Common structural measures for disaster risk reduction include dams, flood levies, ocean wave barriers, earthquake-resistant construction and evacuation shelters. Common non-structural measures include building codes, land-use planning laws and their enforcement, research and assessment, information resources and public awareness programmes. Note that in civil and structural engineering, the term “structural” is used in a more restricted sense to mean just the load-bearing structure, and other parts such as wall cladding and interior fittings are termed “non-structural”.

<https://www.undrr.org/terminology/structural-and-non-structural-measures> )

### 付記

この翻訳は、「高齢者・地域住民に歴史資料保全活動が及ぼす心理社会的影響に関する調査研究」（研究代表者佐藤大介、研究課題/領域番号 19K21645、研究種目 挑戦的研究(萌芽)）の助成を受けて執筆されたものである。

# 仙台防災枠組 2015-2030

## I. 前文

1. 当ポスト 2015 年防災枠組は、2015 年 3 月 14 日から 18 日まで日本の宮城県仙台市で開催された、第 3 回防災世界会議において採択された。本世界会議は、各国に以下の貴重な機会を提供した：

- (a) 簡潔で、焦点を絞った、前向きかつ行動指向型のポスト 2015 年防災枠組の採択；
- (b) 兵庫行動枠組 2005-2015：災害に強い国・コミュニティの構築の実施状況の評価とレビューを完成させる；<sup>1</sup>
- (c) 兵庫行動枠組の実施下における、地域や国家の災害リスク低減に係る戦略・制度、計画及び提言並びに関連する地域合意から得られた経験の評価；
- (d) ポスト 2015 年防災枠組を実施するコミットメントに基づく協力の進め方の特定；
- (e) ポスト 2015 年防災枠組の実施の定期的なレビューの進め方の決定。

2. 世界会議の間に、参加国は次の 2 つの目標に取り組むことを再度公約した。1 つ目には、持続可能な開発と貧困撲滅を基調として、各種災害のリスクの低減およびレジリエンスの構築という課題に取り組むこと。2 つ目は、リスク低減とレジリエンス構築を政府のあらゆるレベルにおける政策、計画、プログラム（事業）、および予算に取り込み（編入し？）関連する枠組みの中で両者（この 2 つの目標？）について（十分に）考慮に入れいる（位置付ける？）こと。

---

<sup>1</sup> A/CONF.206/6 及び Corr.1, chap. I, resolution 2.

## 兵庫行動枠組：教訓、確認されたギャップ、今後の課題

3. 2005 年の兵庫行動枠組の採択以降、その実施に関する各国・地域の進捗報告書やその他のグローバルな報告書に記載されているとおり、各国やその他の関連するステークホルダーの取組により、地方、国、地域及びグローバルのレベルにおいて、災害リスクの低減が進み、そのことが、ハザード<sup>2</sup>による死亡率の一定の減少につながった。災害リスク低減は、将来の損失を防ぐ上で費用対効果の高い投資である。効果的な災害リスク管理は持続可能な開発に寄与する。各国は災害リスク管理に係る能力を向上させてきている。災害リスク低減のための戦略的助言・調整・パートナーシップ構築のための国際メカニズム、例えば防災グローバルプラットフォーム、各地域防災プラットフォーム、その他の関連する国際・地域協力会合は、政策や戦略の立案、知識や相互理解の増進に役立ってきた。総体的に見れば、兵庫行動枠組は、市民や各機関の意識啓発、政治的コミットメントの形成、そしてあらゆるレベルにおける多様なステークホルダーの目標の焦点設定と（計画の）実行を促進する上で、重要な手段となってきた。
4. しかしながら、この同じ 10 年間の期間に、災害は引き続き甚大な損害をもたらした。その結果、人々、コミュニティ、国家のウェルビーイング（幸福）と安全が総体として影響を受けてきた。災害の発生によって、70 万人以上が死亡し、140 万人以上が負傷し、約 2,300 万人が住む家を失った。全体としては、15 億人以上の人々がさまざまな形で災害の影響を受けたことになるが、なかでも、女性、子供、脆弱な状況にある人々はより多くの影響を被っている。経済的損失は合計で 1 兆 3

---

<sup>2</sup> ハザードとは、「人命の損失、負傷、財産への損害、社会的・経済的混乱、もしくは環境劣化を引き起こす可能性のある、潜在的に有害な自然事象・現象、人間活動のこと。ハザードは、将来的に脅威となる可能性のある潜在的な状況を含み、自然的（地質学的、水文気象学的、生物学的）又は人為的の行為（環境劣化・技術 {由来} ハザード）の異なる起源を有する。（出典：兵庫行動枠組）

千億ドル以上となった。さらに、2008年から2012年にかけて、1億4,400万人が災害により住む場所を失った。災害は、多くの場合、気候変動によって増幅しており、さらにその頻度と激しさも高まっているため、持続可能な開発の達成を著しく阻害している。全ての国において、脆弱性<sup>3</sup>が減少する以上にも、人と財産の（ハザードへの）暴露（exposure）の方が速く増大しており、その結果、新たなリスクが発生したり、短期・中期・長期的な経済・社会・健康・文化・環境への大きな影響を伴った災害損失が、特に地方やコミュニティのレベルで、継続的に増加したりしている。繰り返し発生する小規模な災害や、遅発性災害は、特にコミュニティや世帯、中小企業に影響を及ぼし、全損失の中で高い割合を占めている。全ての国家、特に災害による死亡率や経済損失が著しく高い開発途上国は、財政的な義務などを履行するための潜在的で隠れたコストや課題の増大に直面している。

5. 人、コミュニティ、国家、その生業、健康、文化遺産、社会経済的資産、そして生態系をより効果的に守るために、災害リスクを予測し、そのために計画を立て、そして低減すること、それによってそれぞれのレジリエンスを高めることが、緊急かつ重要である。
6. 暴露（exposure）と脆弱性を低減する取組を強化し、新たな災害リスクの創出を防止すること、及び災害リスクを新たに創出した場合に負うべき責任の形とその所在の明確化があらゆるレベルにおいて必要とされている。根本的災害リスクの促進要因および被害を高める複合要因がもたらす問題を解消するための持続的な取り組みが必要である。前者の例として、貧困及び不平等、気候変動、無計画で急速な都市化、不十分な土地管理、後者の例として人口変動、脆弱組織・体制、リスク情報に基づかない政策、民間による防災への投資に対する調整や奨励措置の欠如、複雑な

---

<sup>3</sup> 脆弱性とは、「物質的、社会的、経済的、環境的要因又はプロセスによって決定される状態で、コミュニティがハザードの影響を受ける程度を増大させるもの」をいう。（出典：兵庫行動枠組）

サプライチェーン、利用可能な技術の欠乏、持続性を無視した天然資源利用、生態系の劣化、地域的または世界的伝染病の流行が挙げられる。さらに、災害リスク低減戦略に関する適切な統治（グッドガバナンス）を国、地域及びグローバルなレベルにおいて引き続き強化すること、災害対応と復旧・再建・復興のための防災体制と国内連携を引き続き改善することに加え、国際協力のあり方を強化して災害発生後の復旧・復興段階を「より良い復興（Build Back Better）」に活用することが必要である。

7. 災害リスクに対して、より広範で、より人間を中心に据えた予防的アプローチでなければならない。災害リスク低減への取組は、効率的かつ効果的であるために、マルチハザード対応、部門横断的、包摂的（インクルーシブ）かつだれにでも利用・受容可能なものである必要がある。指導・規制・調整面での自身の役割を認識する一方、政府は、政策・計画・基準の企画立案及び実施過程において関係するすべてのステークホルダーとの対話を行うべきである。特に、女性、子供と青年、障害者、貧困者、移民、先住民、ボランティア、実務担当者団体、高齢者等をも包摂するよう配慮する必要がある。公共及び民間セクター、市民社会団体、並びに学術・科学研究機関は、より緊密に相互に連携し、協働の機会を創出する必要がある。また（その大小にかかわらず）企業は災害リスクをその経営実務に組み込むことが必要とされている。

8. 国際的、地域的、準地域的、及び国境を越えた協力は、国家、中央及び地方政府、コミュニティ及び企業が行う災害リスクの低減への取組を支える上で、引き続き極めて重要である。既存のメカニズムは、効果的な支援とその実施改善を実現するため、強化が必要となることもある。開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸型開発途上国及びアフリカ諸国に加え特別な課題を抱えている中所得国は、国際的な取決めに従って、能力開発、財政・技術支援、技術移転に関する、適切で、持続可能で、時宜を得た実施手段を確保するために、二国間・多国間のルー

トを通じて、国内の資源及び能力を増強するための特別の配慮と支援が必要である。

9. 総体的には、兵庫行動枠組は災害リスク低減のための取組に関する極めて重要な指針となっており、またミレニアム開発目標の達成に向けた進展に寄与してきた。一方、その実施過程では、充分に対応できていない課題も浮かび上がってきている。とりわけ、根本的リスク要因への対処、行動の目標とその優先順位<sup>4</sup>の設定、災害レジリエンスを重層的に向上させることの重要性、十分な実施法の保障といった多くの空白も顕在化している。これらの空白を埋め合わせるためには、政府や関連するステークホルダーが支えあって補完しあう形で取り組むことができ、かつ管理すべき災害リスクの特定促進とレジリエンス向上への投資指針となる行動指向型の枠組みの開発が求められる。

10. 兵庫行動枠組から 10 年が経過しても、なお、災害は持続可能な開発を蝕み続けている。

11. 国際コミュニティにとって、ポスト 2015 年開発アジェンダ、開発資金、気候変動、防災に関する政府間協議は、関連する所管範囲の取決めを尊重しつつ、政策、制度、ゴール、指標、実施状況の測定法と体制にわたる一貫性を向上させるための貴重な機会となる。こうした協議プロセスを適宜、信頼が置ける形で連携させてい

---

<sup>4</sup> 兵庫行動枠組の優先行動 2005-2015 とは、以下で構成される：（1）災害リスクの削減を、国家・地方の双方において、実施のための制度的基盤に裏打ちされた優先事項とすること；（2）リスクの特定、評価、監視と早期警戒を強化すること；（3）全レベルにおいて安全とレジリエンスの文化を構築するために、知識、技術革新、教育を応用すること；（4）根本的リスク要因を軽減すること；（5）全てのレベルにおいて効果的な対応のための災害への備えを強化すること。

くことは、レジリエンスの構築、および貧困撲滅という世界共通の目標の達成に貢献する。

12. この関連で 2012 年の国連持続可能な開発会議の成果文書である「我々の望む未来」<sup>5</sup>が想起される。その文書では、災害リスク低減とレジリエンスの構築に、緊迫感をもって、改めて取り組むことが求められた。その場合、持続可能な開発と貧困撲滅の実現に加え、取り組みを多層的に統合することが重要課題として掲げられた。この会議ではまた、環境と開発に関するリオ宣言<sup>6</sup>の全原則が改めて確認された。
13. 国連気候変動枠組条約<sup>7</sup>の権限範囲に十分に配慮しながら、災害リスク発生要因として気候変動の問題に対処するのであれば、相互に関連する政府間取り組みに広くわたって、有意で一貫した災害リスク低減への取り組みを実現する機会となる。
14. こうした背景の下で、また、災害リスクを低減するためには、既存の課題に対処するとともに、将来の課題に対して備えることが必要である。そのために以下の点が重要である：災害リスクのモニタリング・評価・研究、及びそこから得られた情報とこうした情報の生成プロセスについての情報共有の強化； 災害リスクガバナンス並びに関連する機関とセクターにわたる調整の強化と、関連ステークホルダーの適切なレベルでの十分かつ意義ある参加の促進； 技術・研究による取り組みに加え、人・コミュニティ・国家の経済、社会、健康、文化及び教育面のレジリエンスへの投資の促進； マルチハザードに対応した早期警報システム、災害に対する備

---

<sup>5</sup> A/ RES/66/ 288, annex.

<sup>6</sup> Report of the United Nations Conference on Environment and Development, Rio de Janeiro, 3-14 June 1992, vol. I, Resolutions Adopted by the Conference (United Nations publication, Sales No. E.93.I.8 and corrigendum), resolution 1, annex I.

<sup>7</sup> 本枠組で取り上げられている気候変動問題は、引き続き国連気候変動枠組条約の権限範囲内にあるものとする。

え、緊急対応、および復旧・復興の強化。各国の行動と能力を補完するため、先進国と途上国との間や、各国と国際機関との間の国際協力の向上が必要である。

15. 本枠組は、自然又は人為的なハザード、さらに関連する環境、技術、生物学的なハザード及びリスクによってもたらされる、小規模・大規模、頻発・希発、突発・遅発の災害リスクに対して適用されるものとする。また、本枠組は、あらゆるレベルや全てのセクターにわたり、災害リスクのマルチハザードな管理の指針となることを目的とする。

## II. 期待される成果とゴール

16. レジリエンスの構築及び損失・損害の低減の達成には一定の進展は見られたものの、災害リスクの大幅な低減を実現するには、人々とその健康と生業により明確に焦点を当て、忍耐力と持続力をもって取り組むこと、そして進捗状況を定期的にフォローアップすることが必要である。兵庫行動枠組に立脚し、本枠組は今後 15 年間で以下の成果を達成することを目指す：

人命・生計・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済的・物理的・社会的・文化的・環境的資産に対する災害リスク及び損失を大幅に低減させること。

この成果を実現させるためには、本枠組の実施とフォローアップにおいて、また、目標達成に必要な環境を整備するためにも、各国の全てのレベルでの政治的指導者による強力なコミットメント及び直接参画が求められる。

17. 目指す成果を実現させるためには、以下のゴールが追求されなければならない：

ハザードへの暴露と災害に対する脆弱性を予防・低減し、応急対応及び復旧への備えを強化し、もってレジリエンスを強化する、統合されかつ包摂的（インクルーシブ）な、経済的・構造的・法律的・社会的・健康的・文化的・教育的・環境的・技

術的・政治的・制度的な施策・対策を通じて、新たな災害リスクを防止し、既存の災害リスクを低減すること。

この目的を追求するためには、開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸型開発途上国及びアフリカ諸国並びに特定の課題を抱えている中所得国の実施能力を向上させることが必要である。とりわけ、対象各国の優先順位に沿う形で、国際的な支援を動員して実施に必要な手段を提供できるようにすることが重要である。

18. 本枠組の成果とゴールの達成に向けたグローバルな進捗状況の評価を促進するため、7つのグローバルターゲットが合意された。これらのターゲットはグローバルなレベルで評価され、また適切な指標の開発研究により補完されることになる。各国のターゲットや指標も、本枠組の達成とゴールの達成に資する。7つのグローバルターゲットは以下のとおり：

- (a) 災害による世界の死亡者数について、2030年までにその数を大幅に低減させること、その実現のために2020年から2030年の間の平均値を2005年から2015年までの平均値に比して低くすることを目指す。
- (b) 災害による世界の被災者数について、2030年までにその数を大幅に低減すること、そのために2020年から2030年の間の平均値を2005年から2015年までの平均値に比して低くすることを目指す。<sup>8</sup>
- (c) 災害による直接経済損失を、2030年までに国内総生産（GDP）との比較で低減させること。
- (d) レジリエンスを高めることなどにより、医療・教育施設を含めた重要インフラへの損害や基本サービスの途絶を、2030年までに大幅に低減させること。

---

<sup>8</sup> 被災者の分類区分は、国連防災世界会議で決定される予定の仙台会議後の作業プロセスで検討される。

- (e) 2020年までに、国家・地方の防災戦略を有する国家数を大幅に増やすこと。
- (f) 2030年までに、開発途上国への国際協力を大幅に強化すること、そのために本枠組実現に向けた開発途上国の行動を補完する適切かつ持続可能な支援を行う。
- (g) 2030年までに、マルチハザードに対応する早期警戒システムと災害リスク情報・評価の充実と、一般人にとっての利便性を大きく向上させること。

### III. 基本原則

19. 「より安全な世界に向けての横浜戦略：防災のためのガイドライン-自然災害の予防、備え、軽減と行動計画」<sup>9</sup>及び「兵庫行動枠組」に示されている原則を踏まえ、本枠組は、各国の状況へ配慮しつつ各自の国内法並びに国際的義務及びコミットメントと合致する形で、以下の原則に基づいて実施されるものとする：

- (a) 各国は、国際的・地域的・準地域的・越境的及び二国間の協力等を通じて、災害リスクを防止し、低減する第一義的な責任を負う。災害リスクの低減はすべての国にとって共通の課題であり、開発途上国にとって、それぞれの国の状況及び対応能力を踏まえて、効果的に自国の災害リスク低減政策・施策の実施を向上できる度合いを、持続的な国際協力の提供を通じてさらに改善することができる。
- (b) 災害リスク低減には、各国の国内状況と統治体制に適した形で、中央政府及び関係する国家機関、各セクター、ステークホルダーが責任を共有することが求められる。
- (c) 災害のリスクの管理は、開発の権利を含むあらゆる人権を促進・保護しつつ、人々とその財産、健康、生計、生産的資産に加え、文化的及び環境的資産を保護することを目的とする。

---

<sup>9</sup> A/CONF.172/9, chap. I, resolution 1, annex I.

- (d) 災害リスク低減には、全社会型の参画と協力関係が必要である。また、災害により著しく影響を受ける人々、とりわけ最貧困層に対して特段の注意を払いながら、包摂的（インクルーシブ）、参加可能で、差別のない参画とエンパワーメント（政治参加・発言権の付与）が必要である。ジェンダー、若者及び高齢者、障害者、文化的少数者への配慮を、すべての政策と実践に組み入れるべきであり、また女性と若者のリーダーシップを促進すべきである。その関連で、市民による組織的なボランティア活動の改善に対し、特段の手当が必要となる。
- (e) 災害リスクの低減と管理は、各セクター内又はセクター横断的な調整や、あらゆるレベルの関連ステークホルダーとの調整によって成り立つものである。加えて、国家及び地方のレベルで、行政・立法の性格を持つ全ての国家機関の全面的な参画と、積極的な相互協力、連携、及び役割・責任範囲・フォローアップにおける相補性を確保するために、企業と学術機関を含む官・民のステークホルダーすべてにわたる責任の明確化が必要である。
- (f) （本枠組の）実施、指導、調整に中央または連邦政府の果たす役割は依然として基本であるが、地方自治体と地域コミュニティによる災害リスク低減への権限付与も必要であり、そのために各種資源、奨励措置及び自己決定権の委譲・付与などが有効である。
- (g) 災害リスク低減には、マルチハザードアプローチと、リスクデータに基づく包摂的（インクルーシブ）な政策決定が必要である。包摂的なデータであることを保障するためには、性別・年齢・障害などに細分類され、利用しやすく、最新の、分かりやすく、包括的で、科学的根拠があり、社会問題に抵触しないことの諸条件に加え、さらに伝統的な知識を補完的に活用すべきである。
- (h) 関連する政策、計画、施策や仕組みの開発、強化、実施では、持続可能な開発と成長、食料安全保障、健康と安全、気候の変化と変動、環境マネジメント、災害リスク低減の各アジェンダにわたって、状況に合わせて、一貫性を目指す

必要がある。災害リスク低減は、持続可能な開発を達成するために必要不可欠な条件である。

- (i) リスクの発生要因は、地方、国、地域及びグローバルなものまで様々である一方、災害リスクは、災害リスク低減の手法を決定するために理解すべき各地方特有な性質を有しているものである。
- (j) 災害リスク情報に基づく公的・民間投資を通して根本的リスク要因に対処することは、発災後の応急対応や復旧に第一義的に頼るよりも費用対効果が高く、また持続可能な開発に資するものである
- (k) 発災後の復旧・復興段階において、「より良い復興 (Build Back Better) 」や災害リスクについての教育及び意識啓発の向上を通じて、災害リスクの創出の防止及び低減を行うことが必要不可欠である。
- (l) 効果的かつ意味ある国際的協力体制や、先進国による政府開発援助に関する個々の公約の履行などによる、国際協力の更なる強化は、効果的な災害リスク管理のために不可欠である。
- (m) 開発途上国、特に、後開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸型開発途上国とアフリカ諸国、中所得国など特定な災害リスクの課題を抱えている国々は、先進国やパートナーからの、財政支援・技術移転・対応能力開発などを通じた、受け手側によって特定されたそれぞれのニーズと優先事項ごとに応じた、十分・持続的で時宜を得た支援が必要である。

#### IV. 優先行動

20. 兵庫行動枠組の実施を通して得られた経験に鑑みて、また期待される成果とゴールを追求するために、以下の 4 つの優先分野に、地方、国、地域及びグローバルのレベルで、国家によるセクターごとに加えてセクター横断的な、目標達成のための行動が必要とされる：

1. 災害リスクの理解；

2. 災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化；
3. レジリエンスのための災害リスク低減への投資；
4. 効果的な災害対応への備えの向上と、回復・復旧・復興過程における「より良い復興（Build Back Better）」

21. 災害リスク低減に向けた取組において、国家、地域機関、国際機関、その他関係のあるステークホルダーは、これら4つの優先事項のそれぞれに記載された主要な行動を考慮し、また適宜それぞれの状況や能力に鑑みて、国内法令や条例などに従って、それらを実施すべきである。

22. 国際的相互依存関係が強まる中、あらゆるレベルにおいて災害リスクに対処する際の知識・能力・動機付けの強化を促進・補強するために、国際協力の調整と連携、実行可能にする国際環境と実施手段が、特に開発途上国にとって、必要である。

#### 優先行動1：災害リスクの理解

23. 災害リスク管理に関する政策及び施策は、脆弱性、対応能力及び人と資産のリスク暴露、ハザードの特性、そして環境といった、リスクのあらゆる側面において、災害リスクの理解に基づくべきである。このような知識は、発災前リスク評価、予防策と緩和策、及び災害に対する適切な備えと効果的応急対応の開発と実施において活用することができる。

#### 国家レベル及び地方レベル

24. この達成のために重要な行動は以下のとおりである：

- (a) 関連データ及び実用情報の収集・分析・管理・活用を促進し、その普及を確実に行うこと。その際、様々なカテゴリーのユーザーのニーズに応じられるよう配慮する必要がある。
- (b) 各国の実情を踏まえて、ベースライン（基準）の使用・強化を促進するとともに、災害リスク、脆弱性、能力、リスク暴露、ハザードの特性、及び生態系に対し予想される社会的・空間的な規模の連鎖作用について定期的に評価を行うこと；
- (c) リスクマップを含む位置情報ごとの災害リスク情報を作成し、定期的に更新し、そして政策決定者、一般市民、災害リスクに直面している地域コミュニティに対し、利用できる場合には、地理空間情報技術を使用して、適切な形式で、適宜、普く周知を図ること；
- (d) 災害損失を体系的に評価、記録、共有、公表すること、さらに各種災害特有の危険性への暴露と脆弱性に関する情報を踏まえて経済・社会・健康・教育・環境・文化遺産への影響を理解すること；
- (e) ハザードへの暴露、脆弱性、リスクや、災害及び細分類された被害に関する情報を、社会問題を惹起しないように配慮するなど状況に応じて、公開し利用の利便性を確保すること；
- (f) 信頼性のあるデータにリアルタイムでアクセスできるようにするとともに、地理情報システム（GIS）などの空間・現状に関する情報を活用し、また、情報通信技術の技術革新を利用することで、評価測定ツール及びデータの収集、解析、提供を向上させること；
- (g) 災害リスク低減に関する経験・教訓・優良事例（グッド・プラティス）の共有と、既存の訓練・教育の仕組みやピア・ラーニングの活用を含めた教育・訓練を通じて、全階層の公務員、及び市民社会、地域コミュニティとボランティア、民間セクターの防災知識を構築すること；
- (h) 災害管理に関する効果的な意思決定のための科学・政策行政間の体系だった連携を促進するため、科学技術団体、その他の関連ステークホルダーと政策立案者の間の対話と協力を促進・向上させること；

- (i) 災害のリスク評価及び政策、戦略、計画、事業の開発と実施にあたっては、対象セクターの特性と状況を十分に踏まえたセクター間アプローチが必要である。その場合、伝統的、先住民族の、または地域固有の知識や慣習が、適宜、科学的知識を補完するために活用されること；
- (j) 災害リスク、脆弱性及びあらゆるハザードへの暴露を評価にあたり、既存の知識の活用と統合・体系化と、方法論と理論モデルの開発と応用を図るために技術・科学的能力を強化すること；
- (k) リスク管理に関する長期的でマルチハザード対応かつ課題解決型の研究を通して、（さまざまな）革新と技術開発への投資を促進することによって、（知識・実践の）不足、（研究・実践に対する）障害、課題間の連鎖性、及び社会、経済、教育、環境関連の課題とリスクに取り組むこと；
- (l) 災害の予防、緩和、備え、応急対応、復旧・復興などの災害リスクに関する知識を、公式・非公式な教育、及びあらゆるレベルの市民教育並びに専門的な教育と訓練に取り入れることを促進すること；
- (m) 特定の対象者とそのニーズを考慮しつつ、キャンペーン、ソーシャルメディア及びコミュニティの動員により、災害リスク情報及び知識を含む、災害リスクの低減に関する公教育と国民意識を増進させるための国家戦略を促進すること；
- (n) 人々や地域コミュニティ、国家、資産の脆弱性、対応能力、暴露、ハザードの特徴といったリスク情報のあらゆる側面を、災害リスク低減政策の策定及び実施に適用すること；
- (o) 地域密着型の組織や NGO の関与を通じて、災害リスク情報を広めるために地域レベルで人々の協力関係を向上させること；

グローバルレベル及び地域レベル

25. この目的の達成のために重要な行動は以下のとおりである：

- (a) 災害による被害損失と関連した分類別データと統計を記録・共有するため、さらに災害リスクモデルの開発、アセスメント、マッピング、モニタリング、マルチハザード対応の早期警報システムを強化するための、科学的な手法と手段の開発と普及を促進すること；
- (b) マルチハザードの災害リスクに関する包括的調査の実施と、気候変動シナリオを含め地域的な災害リスク評価及びマップの開発を促進すること；
- (c) 技術移転を含め国際協力により、適宜、社会問題を惹起しないデータ・情報及び情報通信、地理空間技術、宇宙技術やその他の関連サービスへのアクセスと共有、活用を促進・強化すること。現場型・遠隔操作型の地球・気候観測を維持・強化すること。災害リスクに関する有効な通信網を支えるため、適宜、そして国内法に従い、ソーシャルメディアや伝統的なメディア、ビッグデータ、携帯電話ネットワーク等の媒体の活用を強化すること；
- (d) グッド・プラクティスの国際的な確立、普及、共有を行うため、科学・技術コミュニティ、学界及び民間セクターと協力して共通の取組を促進すること；
- (e) グッド・プラクティス、費用対効果が高く使いやすい災害リスク低減のための技術及び災害リスク低減のための政策・計画・施策に関する教訓について情報交換を行うため、地方、国、地域及びグローバルのユーザーフレンドリーな（利便性が高い）システム及びサービスの開発を支援すること；
- (f) 災害予防文化、レジリエンス及び責任感のある社会参加の促進、災害リスクの理解の醸成、相互学習を支援し経験の共有のための意識啓発・教育のためのツールとして、既存の取組（例：One Million Safe Schools and Hospitals、Making Cities Resilient: my city is getting ready!、国連笹川防災賞、国連国際防災の日）を基に、効果的な国際的・地域的キャンペーンを発展させること。また官民のステークホルダーに対して、これらの取組への積極的な参加と、地方、国、地域及びグローバルのレベルで新たな取組の展開を奨励すること；
- (g) ISDR 科学技術助言グループの支援を受けて、あらゆるレベルであらゆる地域において、既存のネットワーク及び科学的調査機関と連携することにより、以下の目的の

ために災害リスク低減に関する科学技術的研究などとその動員を強化するころ：本枠組の実施を支える根拠基盤の補強； 災害リスクのパターン、原因、影響に関する科学的研究の促進； 地理空間情報技術の有効活用によるリスク情報の普及； リスク評価・災害リスクモデル化・データ活用のための手法と基準に関する指針の提供； 研究と技術における空白の特定と、災害リスク低減に関する研究重点分野に関する提言の策定； 政策決定過程に利用可能な科学技術の提供と応用の促進・支援； UNISDR 防災用語集（2009年版）の更新作業への参加； 学習を促進し、公共政策を高める機会としての災害後に教訓の特定と活用； 研究結果の普及；

- (h) 適宜、協議に基づく著作権の譲歩などにより、著作権及び特許権によって保護された素材利用の利便性を向上させること；
- (i) 災害リスク管理についての（さまざまな）革新と技術、及び長期的、マルチハザード対応、かつ課題解決型の研究開発へのアクセスと支援を向上させること。

#### 優先行動2：災害リスク管理のために災害リスク・ガバナンスの強化する

26. 効果的かつ効率的な災害リスク管理の実現にとっては、国、地域、グローバルのレベルにおける災害リスク・ガバナンス（統治）が大変重要である。明確な将来展望（ビジョン）、計画、実行能力・権能、指針と指導、セクター内又はセクター横断的な調整・連携、そして関連するステークホルダーの参加が必要となる。それゆえ、災害の予防、緩和、備え、応急対応、復旧・復興のためには災害リスク・ガバナンスの強化が必要となり、また、その強化により、災害リスク低減及び持続可能な開発に関連した各条約の実施機関・機構の間の協働関係や連携を促進する。

#### 国家レベル及び地方レベル

27. この達成のために重要な行動は以下のとおりである：

- (a) すべてのセクター内において、またすべてのセクター間にわたって、災害リスク低減を主流化し統合すること。法律・条令・規則・公共政策によって形作られる国家・地方の枠組み間の見直しを行い、これらの間の一貫性の確保と更なる整備を推進して役割分担及び責務・責任の明確化を行うことによって、以下の点について官民両部門の指針となるべし。(i)公的に所有・管理・規制されているサービスとインフラ設備における災害リスクに対処すること、(ii)個人、家庭、コミュニティ、企業の取組を対象に促進・奨励策を適宜、講じること、(iii)財政的奨励策、普及啓発・教育事業、報告義務、法的・行政的措置などを含めて、災害リスクの透明性を確保する仕組や取組を強化すること、(iv)調整・組織化のための機構を設置すること；
- (b) 新たなリスク発生の防止及び既存のリスクの低減に加え、経済・社会・健康・環境面におけるレジリエンスの強化に向けて、ターゲット、指標、時間枠を設け各国の異なる時間軸を横断するかたちで、国家及び地方の災害リスク低減戦略・計画を採択し、実施すること；
- (c) 地方及び国家レベルで、特定されたリスクに対処するための技術的・財政的・行政的な災害リスク管理能力の評価を実施すること；
- (d) 土地利用・都市計画、建築基準、環境資源管理、衛生安全基準を含む、各分野の既存の法律・条令・規則に定められた安全強化条項の厳格な順守を確保するため、必要な仕組と奨励策の設定を推進し、さらに、災害リスク管理に対し十分な取り組みが持続されるよう、必要に応じてこれらの更新を行うこと；
- (e) 国や地方の計画の進捗状況について、追跡調査を行い、定期的に評価して公表するための仕組の開発と強化を、適宜、行うこと。さらに、災害リスク低減に関する国及び地域の計画の進捗報告については、国民による監査活動を促進し、議員や関連の有職者・公務員等によるものを含め、制度化された討論を奨励すること；
- (f) コミュニティの代表者に対して、関連する法的枠組みを設定して災害リスク管理関係の機関・プロセス・意思決定における明確な役割と担当業務を適宜、割り当てる

こと。加えて、このような法的枠組みを制定する過程において広範な意見聴取やコミュニティ協議を行うこと；

- (g) 国や地域の防災プラットフォームなど、国及び地域の各レベルにおいて、関連するステークホルダーから成る政府内調整の場、及び仙台防災枠組 2015-2030 年の国の実施統括機関を設定・強化すること。国の諸機関・組織の中でこのような仕組みにたしかなる位置づけを与え、以下に例示する任務などを遂行できるように明確な責務と権限を付与する必要がある。セクターごと又は複数セクターにまたがった災害リスクの特定； 個人の特定につながらない災害リスク情報・データの共有や普及を通じた災害リスクに関する啓発と知識構築； 地方及び国の災害リスクに関する各種調査報告への協力と調整； 災害リスクに関する啓蒙キャンペーンの調整； 地方のマルチセクター（多区域）な協力の促進・支援（例：地方自治体間）； 国及び地方の防災計画・災害リスク管理計画及び諸政策の決定と調査報告過程に参加すること。前記の責務は、法律、条令・規則、基準、手続きをもって制度化すべきものである；
- (h) 域レベルでの災害リスク管理について市民社会、コミュニティ、先住民族、移民との協働と調整が行えるよう、適切な法的権限（条例・規制など）と財源を委譲すること；
- (i) 議員に対し、新法の整備や関連法の改正、予算割り当てにより、災害リスク管理の実施を支援するよう働き掛けること；
- (j) 民間セクター、市民社会、専門団体、科学機関、国連の参加を得て、災害リスク管理に関する認証や賞といった品質基準の設定を促進する；
- (k) 国内法と法制度に従い、災害リスクの高い区画については、居住の防止また、可能な場合には移転に係わる問題に対処するために公共政策を、適宜、策定すること。

## 世界レベル及び地域レベル

28. この達成のために重要な行動は以下のとおりである：

- (a) とりわけ、共通の及び越境的な災害リスクへの対応を目的とし、より効率的な計画立案の促進、情報共有システムの創設、協同・対応能力開発に関する優良事例・計画についての情報交換を行うために、本枠組に照らして状況に応じ、防災協力に関する地域及び準地域の戦略及び仕組みへの合意形成を通じて、地域レベルの行動指針を定めること；
- (b) 気候変動、生物多様性、持続可能な開発、貧困撲滅、環境、農業、保健、食料栄養など、災害リスク低減に係る施策の実施と一貫性のため、国際的・地域的な仕組みや機関を横断する協同を促進すること；
- (c) 連携関係を構築し、実施の進捗状況を定期的に評価し、開発や気候問題に関するものを含め、災害リスク情報を取り込んだ政策・計画・投資に関する取組や知識を共有し、また災害リスク管理のその他の関連セクターへの統合を促進するため、防災グローバルプラットフォーム、地域・準地域的防災プラットフォーム及びテーマ別プラットフォームに積極的に参画すること。また地域的政府間組織が、災害リスク低減の地域的プラットフォームにおいて重要な役割を果たすべきである；
- (d) レジリエンスを構築して感染症の流行や強制移住などの災害リスクを低減するため、河川流域内や海岸線沿いなどにおける共有資源について、生態系を活用したアプローチの実施に関する政策及び計画立案を可能とする越境的協力を促進すること；
- (e) 例えば利害見解のある国による自主的かつ自発的な相互評価(peer review)などを通して、相互学習、優良事例と情報の交換を促進すること；
- (f) 兵庫行動枠組モニタリングの経験を活かし、関連データと情報を含め、災害リスクの評価とモニタリングを行う国際的なボランティア機関などの強化を適宜、促進すること。 前述の機関などは、持続可能な社会的・経済的開発を促進する目的であれば、政府機関とステークホルダーに対し個人の特定につながらない災害リスク情報の交換を促進することが認められるとする。

### 優先行動3：レジリエンス増進のための災害リスク低減のための投資

29. 構造物（ハード施策）及び非構造物（ソフト施策）の対策に基づく災害リスクの予防・低減への官民の投資は、環境に限らず、人々、コミュニティ、国及びそれらの資産の、経済的、社会的、健康、および文化的レジリエンスをより高めるためには不可欠である。こうした対策は、（さまざまな）革新、（経済）成長と雇用創出の推進要因となることもある。さらに、こうした対策は、人命を守り、損害を予防・減少させ、さらに効果的な復旧・復興を確実に成し遂げる上で、費用対効果が高い重要な要因ともなる。

#### 国家レベル及び地方レベル

30. この達成のために重要な行動は以下のとおりである：

- (a) 全ての関連セクターにおける災害リスク低減戦略、政策、計画、法令及び条例・規則の企画立案と実施のために、あらゆる行政レベルにおいて、必要に応じ、財政的なものと後方支援的なものを含む必要な資源の割り当てを適切に行うこと；
- (b) 都市及び地方において、政府及び社会への災害の財政的影響を軽減するために、災害リスク移転・保険、リスク共有・保持の仕組、及び、適宜、公共・民間双方の投資に対する金融保護策の制定を促進すること；
- (c) 災害に強い官民投資を、以下の方法によって強化すること：とりわけ学校、医療施設その他の欠かせない建造物に対し、建造物（ハード）・被建造物（ソフト）対策により、機能的なリスク予防・低減装置を講じること；ユニバーサルデザイン諸原則の応用や建材の標準化を含め、適切な設計と工法をもって被災前から災害に耐えられるよう「よりよい建築法」を採用すること；補強と建て直し；維持管理・補修の文化を促進すること；経済、社会、建造物、技術、環境に際する災害影響評価を考慮に入れること；
- (d) 文化機関や収集機関に加え、文化・歴史的遺産また宗教上の観点からして意義ある場所などを直接・間接的に保護・支援すること；
- (e) 建造物（ハード）および非建造物（ソフト）の対策を通じて職場の災害リスクに対するレジリエンスを促進すること；

- (f) 都市計画、土壌劣化評価、法的根拠を欠く居住形態や耐久性に乏しい住居をも含め土地利用政策の立案と実施における災害リスク評価の主流化と、人口動向及び環境変化に関する予測情報を取り入れたガイドラインとフォローアップツールの活用を促進すること；
- (g) 災害リスク低減を支える生態系機能の保全と衝突しない形で安全に利用できる人間居住地域の特定などを含み、例えば山間部、河川、沿岸氾濫原地域、乾燥地、湿原、その他干ばつや洪水の危険にさらされるすべての地域の農村開発計画や土地管理において、災害リスクの評価、マッピング、管理を主流化するよう促進すること；
- (h) 各地域・地区の実情、とりわけ法的根拠を欠く居住形態や耐久性に乏しい住居が密集するような地域により適合するように、国または地方レベルでの建築基準法と諸規則、及び復旧・復興施策の見直しまたは新規立案を奨励し、加えて、災害に強い構造物の普及を促すため、適切な方法により関連法令・規則を施行、監査、実行する能力を補強化すること；
- (i) 特に地方レベルで、災害リスク管理を第1次（プライマリ）ヘルスケア、第2次（セカンダリ）ヘルスケア、第3次（ターシャリー）ヘルスケアに統合する等により、国の医療・保健システムのレジリエンスを強化すること； 災害リスクを理解し、保健業務への災害リスク低減手法を応用・実施できるように保健従事者の対応能力を向上させること； 災害医療分野の研修能力を向上・強化すること； 他のセクターと連携して行う保健プログラムにおける災害リスク低減の取組、及び国際保健規則(2005)の実施において、コミュニティ保健団体の支援や研修を行うこと；
- (j) 貧困撲滅、被災後段階における持続的な解決策の探求、及び災害により著しい影響を受けた人々の支援と自己決定権の保障・能力強化のため、生計向上計画と基本的な保健サービスへのアクセスと統合された社会福祉対策・機構（セーフティネット）及び（社会的弱者に対する）包摂的な政策の設計と実施を強化すること； 基本的な保健サービスには、母子、新生児、子供の保健、セクシャルヘルスとリプロ

ダクティブヘルス、被災者のニーズに見合った食料と栄養の安定的供給、住宅と教育も含まれることとする。

- (k) 命に関わる病気や慢性疾患を抱える人々は、固有の必要性（ニーズ）があるため、救命措置へのアクセスなどを含めて、災害の事前・発災中・事後のリスク管理に係る政策や計画の設計に含まれるべきであること；
- (l) 災害由来の人々の移動に対処するため、被災者と受入れコミュニティそれぞれのレジリエンスを強化する政策及び計画の採択を、各国の法律や実情に応じて、奨励すること；
- (m) 必要に応じ、金融と財政の各種仕組に、災害リスク低減を考慮した措置を組み込むよう促進すること；
- (n) 生態系の持続可能な利用及び管理を強化し、災害リスク低減を組み込んだ統合的な環境・天然資源管理アプローチを実施すること；
- (o) サプライチェーン全体を通じて、ビジネスのレジリエンスと、生計や生産的資産の保護を向上させること； サービスの継続を確保し、また災害リスク管理をビジネスモデルやビジネス慣行に組み込むこと；
- (p) 家畜、使役動物、道具、種苗などの、生計や生産に必要な資産の保護を強化すること；
- (q) 観光は主要な経済的原動力であるため、観光業界全体を通じて災害リスク管理手法を促進して組み込むこと。

## 世界レベル及び地域レベル

31. この達成のために重要な行動は以下のとおりである：

- (a) 政策、計画、事業、実行・実施過程における、持続可能な開発及び災害リスク低減に関するシステム、部門、組織間の一貫性を促進すること；

- (b) 国際社会のパートナー、企業及び国際金融機関やその他の関連ステークホルダーとの緊密な協力の下、災害リスクの移転と共有の仕組み及びその手段の開発と強化を促進すること；
- (c) 学術、科学及び調査の機関やネットワークと、民間セクターとの協力関係を促進することで、防災リスクを低減する新規の製品とサービス、中でも開発途上国とそれらが抱える課題解決を支援できるものを、開発すること；
- (d) グローバル及び地域的な金融機関間の連携を強化して、災害による潜在的な経済的・社会的影響を予測・評価すること；
- (e) 保健に関する災害リスク管理、国際保健規則 2005 の実施、及び災害に強い保健システムの構築に係る各国の能力を強化するために、保健当局とその他関連するステークホルダーとの間の協力関係を強化すること；
- (f) 家畜、使役動物、道具、種苗などの生産的資産保護のために、協力関係と対応能力開発を強化し、促進する；
- (g) 世帯・コミュニティのレベルで衝撃（shock）に対するレジリエンスを確保するため、生計向上事業に関連付けられ統合された災害リスク低減の施策として、社会福祉的な対策（ソーシャルセーフティネット）の開発を促進・支援すること；
- (h) 災害リスク低減による貧困と飢餓の撲滅を目的とした国際的な取組を強化し、拡大すること；
- (i) 企業の災害に対するレジリエンスを向上させるため、関連する官民のステークホルダー間の連携を促進し、支援すること。

#### 優先行動 4：効果的な応急対応のための災害への備えの強化と、復旧・再建・復興におけるより良い復興（Build Back Better）を実現する

32. 災害リスクに晒されている人口と資産の増加を含め、災害リスクが増大し続けていることは、過去の災害からの教訓と併せ、次に掲げる対応が必要であることを示してい

る。すなわち、災害対応への備えを一層強化し、災害を予期して対策を講じ、防災計画・行動に災害リスク低減を統合し、そしてすべてのレベルにおいて効果的に対応・復旧するための能力を確保することが必要である。災害対応・復旧再建・復興過程において、ジェンダー公正とユニバーサル・アクセスを踏まえたアプローチを実現するために、女性や障害者の公職への就任を促進し指導的な役割を保障することが必要不可欠である。これまでの災害に鑑みると、災害の復旧・再建・復興段階については、その備えを発災前に準備しておく必要があり、さらに、国やコミュニティの災害に対するレジリエンスを高めるために、災害リスク低減を開発施策に取り込むことなどを通じ、より良い復興（Build Back Better）を実現する重要な機会となれる。

## 国家レベル及び地方レベル

33. その達成のために以下が重要である：

- a) 気候変動シナリオと災害リスクへの影響を考慮し、また、適宜、全てのセクターと関係するステークホルダーの参画を促進しながら、関連諸機関と協同して、災害への備えや緊急事態対応方針・計画・事業の作成又を見直し、そして定期的な更新を行うこと；
- b) 人を中心とした、マルチハザード・マルチセクター対応の予測・早期警報システム、災害リスク・緊急時通信メカニズム、ソーシャルメディア技術とハザード・モニタリング通信システムへの投資、及びその開発、維持管理と強化を行うこと； これらのシステムを参加型手法により開発すること； 社会的・文化的要求、とりわけジェンダー関連の要求を含め、利用者のニーズに合わせてそれらを調整すること； シンプルで廉価な早期警報機器・設備の採用を促進し、自然災害の早期警報情報の発信経路を拡張すること；
- c) 人命の救助・救護活動およびライフラインなどの基本公共事業・生活に必要なサービスが中断されないため、水道・運輸・通信の設備、教育施設、病院及び保健

- 施設などの新規又は既存の重要施設のレジリエンスを強化し、災害発生中や発生後に安全、効果的かつ稼働可能な状態にすること；
- d) 一般市民の意識向上と、救助・救命活動実施に必要な資材の備蓄を促進するための、コミュニティセンターを設立すること；
  - e) 救援活動にかかわる、調整・資金調達の仕組み及び手続きの構築または強化、加えて災害に事前に備えるために復旧・復興計画の制定を促進する、公共サービス従事者の役割を支援する公共の政策・施策を採用することこと；
  - f) 既存の労働力とボランティアワーカーに災害対応に関する研修を行い、緊急事態により良い対応を行うため技術的能力と後方支援能力の強化を行うこと；
  - g) 災害発生後における、社会的・経済的復旧を含め、活動と計画の継続性と、基本的なサービスの提供を確保すること；
  - h) 地域のニーズに合わせ、安全な避難場所および必要な救援物資（食料・非食料）へのアクセスを含め、災害とそれに伴う避難への迅速かつ効果的な対応を確実にするために、避難訓練、研修や地域ベースの支援制度の構築を含め、定期的な災害準備・対応・復旧訓練の実施を促進すること；
  - i) 災害後の復興は複雑であり、そして多額の費用が発生するという性質に鑑みて、国の当局による調整の下、被災した各コミュニティや企業を含む、多様な機関、複数の行政当局と関連ステークホルダーの協力をすべてのレベルで促進すること；
  - j) 災害後の復旧・復興過程への災害リスク管理の統合を促進すること、救援・復旧・開発の間のつながりを円滑にすること、土地利用計画や構造物・建築基準法などの改善、専門技術や知識、災害後の検証と総括、教訓の共有などの開発施策により、短期的・中期的・長期的な災害リスクを減少させるための対応能力の向上を図るべく、復旧段階における機会を活用すること、災害後の復興を被災地の経済的・社会的持続可能な開発に統合すること。上記のことは、災害により移住を余儀なくされた人々の仮住まいについても適用されるべきである；

- k) 兵庫行動枠組の採択以降の 10 年間にわたる復旧・復興プログラムから学び、経験、知識、及び教訓について情報交換することにより、土地利用計画や構造物の基準改善など、復興のための事前準備の指針を開発すること；
- l) 災害後の復興過程において、適宜関係者と相談の上、可能な限り、公共施設とインフラ設備のリスクの高い区域外への移転について検討すること；
- m) 災害を受けやすい地域に住む人々の避難を行わせるための、地方行政当局の対応能力を強化する；
- n) 罹病率・死亡率の抑制を改善するため、被災に起因する症例の記録及び死者数データベースの仕組みを構築すること；
- o) 必要としている人のすべてに対して、心理社会的支援とメンタルヘルスサービスを提供できるように復旧スキーム（仕組）を向上させること；
- p) 災害に対する「国際的な災害救援および初期復興支援の国内における円滑化および規制のためのガイドライン」に則り、必要に応じ、国際協力に関する国内法や諸手続きの見直しと強化を行うこと。

#### 世界レベル及び地域レベル

34. 上記の達成のために必要な行動は以下のとおりである：
- (a) 国家の対処能力を超える状況に備え、迅速かつ効果的な災害対応を確保するため、調整された地域的アプローチや運用メカニズムを、必要な場合、開発し強化すること；
  - (b) 災害準備と災害対応における協調された活動を支えるための基準、規則、運用指針、その他指導的指針などを一層発展・普及させるよう促進し、また政策の実践と災害後の復興計画に活かすべき教訓と優良事例に関する情報共有を促進すること；
  - (c) 適当な場合、「気候サービスのための世界的枠組み」に則り、効果的かつ国内全般で適用可能な、地域的なマルチハザード対応の早期警報の仕組みの更なる整備とそ

れへの投資を促進し、すべての国々において情報の共有と交換が広くなされるようにすること；

- (d) 各国と全ての関係あるステークホルダーとの間で経験と教訓を共有するために、「国際復興支援プラットフォーム」などの国際的な仕組みを強化すること；
- (e) 水災害のリスクと社会への影響についての意識啓発と理解向上を図るために、関連する国連機関が進める水文気象学事象に関する国際的制度の強化・実行と、各国の要請に応じた災害リスク低減戦略の提言活動を支援すること；
- (f) 共通防災演習と訓練により、災害に備えて対処するための地域的協力への取り組みを支援すること；
- (g) 災害発生中及び発災後の対応能力と資源の共有を促進するための地域的協定を促進すること；
- (h) 現在の労働力とボランティアワーカーに災害対応に関する研修を行うこと。

## V. ステークホルダーの役割

35. 各国が災害リスク低減のための全般的な（監督）責任を有する一方、各国政府及び関連ステークホルダーの間でその責任は共有されている。特に、政府の政策実施を支援する非政府のステークホルダーは、本枠組を地方、国、地域及びグローバルのレベルで実行する上で、国家の政策、法律、規則に則り、主要な促進要因となる。非政府のステークホルダーのコミットメント、善意、知識、経験及び資源は、（各国政府にとって）必要となる。

36. 各国は、ステークホルダーの具体的役割及び責任を決定する際に、関連する既存の国際的な仕組みを考慮に入れて、全ての官民のステークホルダーに対して以下の行動を奨励すべきである：

- a) 市民社会、ボランティアたち、ボランティア団体組織及びコミュニティ団体は、公的機関と連携し、例えば、特に災害リスク低減のための標準的な枠組、基準、

計画の立案と実施過程に参加して、具体的知識と実用的助言の提供すること；  
地方、国、地域及びグローバルのレベルの計画や戦略の実施に携わること； 災害リスクについての意識啓発、防災文化及び教育の普及に参加し支援すること；  
適宜、（下記の各）グループ間の連携から生まれる相乗効果の作用を強化するような、包摂的（インクルーシブ）で全社会参加型の災害リスク管理と、レジリエンスのあるコミュニティ（の構築）を唱道すること。最後の点について、以下のことに注意すべきである：

- i) 女性とその参画は、効果的な災害リスク管理と、ジェンダーの視点に立った災害リスク低減政策、計画、事業の立案、資金調達、実施において必要不可欠である；さらに、災害への備えについての女性の権利保障・参加促進と、被災後の代替生活手段の確保に関する能力を向上させる取組が必要である；
  - ii) 子供と若者は変化の推進役となる。（各国の）法律、国内慣行、教育カリキュラムに則り、防災に貢献できるように、しかるべき役割・自己裁量と参加形態が与えられるべきである；
  - iii) 障害者及び障害者団体（の参画）は、災害リスク評価と、ユニバーサルデザインなどの具体的要件に適合する、計画の立案及び実施にとって必要不可欠である；
  - iv) 高齢者は、災害リスク低減のためのかけがえのない資産となる長年の知識、技、知恵を備えており、早期警報に関するものも含め、政策、計画、仕組の立案に参加させるべきである；
  - v) 先住民は、その経験と伝統的知識により、早期警報に関するものも含め、計画や仕組の立案と実施に大きく貢献する；
  - vi) 移民は居住コミュニティ及び社会のレジリエンスを高める他、彼らの知識、技能、能力は災害リスク低減や計画制定に際し有益となりうる。
- b) 学術・科学・研究の機関とネットワークは、中長期的に、新規災害リスクも含む災害のリスク要因とシナリオに（活動の）焦点を当てること；地域、国家、地方で応用可能な研究を増やすこと；地域コミュニティ及び地方行政機関による行動を支援すること；意思決定過程における政策と科学との連携を支援すること；

- c) 企業、職能団体、金融規制機関や会計機関を含む民間金融機関、慈善団体は、事業継続を含む災害リスク管理を、災害リスク情報を考慮した投資により、特に零細・中小企業におけるビジネスモデルや慣行に統合すること；従業員や顧客の意識啓発と訓練を推進すること；災害リスク管理に関する研究、革新、技術開発を推進・支援すること；知識、取組、個人の特定につながらないデータの共有と普及に努めること；必要に応じかつ公的機関の指導を受けながら、災害リスク管理を取り入れた標準的枠組みと技術的品質基準の作成に積極的に関与すること；
  
- d) メディアは、国家行政機関と緊密に協力しながら、市民の意識啓発と理解力向上の促進のために、地方、国、地域、グローバルレベルにおいて積極的かつ包摂的な役割を果たすとともに、小規模災害に関するものを含め、正確で社会問題に抵触しないリスク、ハザード、災害情報を、簡潔かつ透明で理解しやすく、アクセスしやすい方法で普及させること；各種災害リスクごとに適した通信方針を導入すること；早期警報システムと人命救護の取組を適宜支援すること；各国の慣行に応じて、防災文化、及び社会のあらゆるレベルでの継続的な（防災）教育キャンペーン及び公開協議に対するコミュニティの確かな関与を促進すること。

37. 2013年12月20日付の国連総会決議68/211に関連して、関連ステークホルダーによるコミットメント（公約）は、協力の方法を特定するものとして、本枠組の実施（実現）に重要である。コミットメントは、地方、国、地域及びグローバルのレベルでの連携（協働関係）の構築と、地方及び国の災害リスク低減戦略と計画の実施を支援するために、具体的で期限を定めたものとする必要がある。全てのステークホルダーは、本枠組または国家・地方の災害リスク管理計画の実現に向けて、各自のコミットメントの内容とその実現の進捗状況を、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）のウェブサイトで、公表することが奨励される。

## VI. 国際協力とグローバルパートナーシップ

### 一般的考慮事項

38. 各国の能力の差異に加え、提供される支援の程度と本枠組を実施する能力の度合いとの相関性に鑑みて、開発途上国には、災害リスク低減に向けた取組を強化するため、国際協力と開発のためのグローバルパートナーシップを通じた、適切かつ、持続的、時宜を得た資源（提供）を含めた、実施手段提供の向上と、継続的な国際支援が必要である。
39. 災害リスク低減の国際協力は様残な形態があり、かつ途上国の災害リスク低減に極めて重要な要素である。
40. 各国間の経済及び技術革新・研究開発能力における格差を改善するにあたり、本枠組の実施過程の中に、先進国から途上国への技能、知識、アイデア、ノウハウ、技術といった広範な技術移転を実現・促進するプロセスを組み込むことが必要不可欠である。
41. 災害を受けやすい開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸型開発途上国及びアフリカ諸国と特定な課題を抱えている中所得国については、往々にして各々の災害対応・復興能力をはるかに超える、極めて高い災害リスクと脆弱性を抱えることに鑑み、格段の取り組みが必要である。こういった脆弱性に対処するには、開発途上国による自国の優先事項及びニーズに応じて、本枠組の実現に対する各国の取り組みの支援のために、国際協力の強化と、地域・国際レベルにおける実態を伴う確固たる連携の確保が喫緊の課題である。群島国家や広大な海岸線を抱えるといった、災害の頻発を誘引する特徴を持つその他の国々にも同様の配慮と適切な支援を広げるべきである。

42. 小島嶼開発途上国が固有かつ特定の脆弱性を抱えているため、災害の影響がより深刻になることが多い。災害の影響は、気候変動により激化したり悪化したりする場合もあり、こうした国における持続可能な開発への進展を阻害するものである。小島嶼開発途上国がおかれる特殊な状況に鑑み、レジリエンスの構築と、小島嶼開発途上国行動モダリティ推進への道 (SIDS Accelerated Modalities of Action (SAMOA Pathway))<sup>10</sup>を適用してこうした特性に見合った特別支援の提供が、喫緊な課題となっている。
43. アフリカ諸国は、引き続き、災害そのもの、およびインフラ設備、健康、生計のレジリエンスの向上に悪影響を及ぼすリスクの増加に関連する難題に直面している。したがって、本枠組の実施を促進するためにより多くの国際協力と、アフリカ諸国への適切な支援の提供が必要である。
44. これまで、南北協力は、南南協力や三角協力を補完されて、災害リスク低減のカギであることが明らかになっており、こうした協力関係の更なる強化が必要とされている。  
(多角的な) パートナーシップが果たすもう一つの重要な役割とは、各国の潜在能力のすべてを引き出し、さらに災害リスク管理能力と、個人、コミュニティの、社会的・健康的・経済的ウェルビーイング (状態) の改善への取り組みを支援することである。
45. 開発途上国が独自に進める南南協力への取組は、南北協力を補完するものであるので、先進国の南北協力への参加を後退させる理由とは看做されるべきではない。
46. 様々な国際的な資金源からの資金調達、相互に合意した許諾と特惠条件に基づき信頼が高く、購入可能で、適切な、最新で環境的負荷の少ない政府及び民間による技術移転、途上国のための人材育成支援、そして、すべてのレベルにおいて本枠組の実施に前向きな制度的・政策的環境 (の整備) は、極めて重要な災害リスク低減手段である。

---

<sup>10</sup> 国連総会決議 69/15, 付属文書.

## 実施方法

47. 上記の達成のために必要な行動は以下のとおりである：

- (a) 発展途上国、とりわけ後発開発途上国、小島嶼開発途上国や内陸型開発途上国、アフリカ諸国と特殊な課題を抱えている中所得国にとって、災害リスクの削減を実現するためには、全体的に調整された、持続的かつ適切な国際支援が必要であることを重ねて確認すること；こうした支援には、二国間・多国間を通じるもので、対象国の対応能力を開発・強化するために技術的・資金的な支援及び許諾と特惠条件に基づき相互に合意した技術移転等を含めるもの；
- (b) 既存の枠組み、つまり、国連やその他関係機関を含めた、二国間、地域的、他国間の各協同的取決めを通して、資金、環境的負荷の少ない技術、科学、包摂的な革新（インクルージョンを促進するイノベーション）に加え、知識や情報共有への各国、特に途上国のアクセスを向上させること；
- (c) 災害リスク低減に係るノウハウ、革新（イノベーション）、研究の共有を図り、また、災害リスク低減の技術と情報へのアクセスを保障するため、グローバルな技術共有の枠組みやシステム等のテーマ別プラットフォームの利用や拡大を促進すること；
- (d) 貧困低減、持続可能な開発、天然資源管理、環境、都市開発及び気候変動への適応に関連した、各セクター内やセクター横断的な多国間及び二国間の開発援助プログラムに、適宜、災害リスク削減の各取組を統合する。

## 国際機関からの支援

48. この枠組の実施を支援するために必要な行動は以下のとおりである：

- (a) 国連その他災害リスク低減に関与している国際・地域機関、国際・地域金融機関、ドナー（慈善）機関は、適宜、本件に関する各自の戦略の連携・調整を強化することが求められる；
- (b) 各種基金、計画、専門機関を含む国連機構の各機関は、国連災害リスク軽減行動計画や国連開発援助枠組その他各国計画を通じて、国際保健規則（2005年）などの他の関連枠組みとの調整を図りつつ本枠組を実施するため、能力の開発・強化や、各国の優先事項を支援する明確かつ焦点の絞られた事業計画などにより、それぞれの権能・所管範囲内で、バランスがとれ、よく協調されかつ持続可能な方法で、対象国の要請に応じて資源の最適利用を促進し、開発途上国を支援する；
- (c) 国連国際防災戦略事務局（UNISDR）は、次の方法を通じて、本枠組の実施、フォローアップ（中間報告と計画実施支援）、レビュー（総括、報告）を支援する；こうした定期的なレビューは、特にグローバル防災プラットフォームに対して行うべきだが、加えて国連のフォローアッププロセスに合わせて適宜行う。その過程で、持続可能な開発や気候変動に係る関連メカニズムと適宜協働して、グローバル及び地域的なフォローアップ（中間評価）や（達成度の）指標の開発支援、またそれに応じた、既存の兵庫行動枠組モニターウェブサイトの更新；持続可能な開発指標に関する機関間会合及び同専門家会合への積極的参加；各国との緊密な協力や専門家の動員による、本枠組の実施に関わる客観的証拠に基づいた、実用的な手引書などの作成；専門家と技術機関による基準の開発、普及啓発、及び災害リスクに係る情報・政策・実践の普及に関する支援と、関連機関を通じた災害リスク低減に関する教育や訓練の提供を通じた、関連ステークホルダーの予防文化の補強；国家計画の策定や災害リスク・損失・影響の傾向のモニタリングに関して、ナショナルプラットフォームなどを通じた各国への支援；グローバル防災プラットフォームの開催及び地域的機関と協力した地域プラットフォームの組織化を支援；レジリエンスのための国連災害リスク軽減行動計画の改定を指揮；災害リスク低減に関する科学技術研究の応用を促進するための、国際災害リスク会議の科学技術助言グループの活動の向上の促進と、運営への参加継続；各国と緊密に協力

しつつ、各国の合意に則した防災用語集（2009年版）改定作業の主導；ステークホルダーのコミットメント（公約）台帳の登録管理；

- (d) 世界銀行と各地域開発銀行などの国際金融機関は、開発途上国に対し、総合的な災害リスク低減のための財政支援や貸与に関する、本枠組の優先項目について検討する；
- (e) その他の国際機関と、国連気候変動枠組条約締約国会議などの条約機関、グローバル・地域レベルの国際金融機関、国際赤十字・赤新月運動は、開発途上国からの要請があれば、他の関連する枠組みと調整して本枠組の実施を支援すること；
- (f) 国連グローバル・コンパクトは、民間セクター及びビジネスの参画に関する国連の主導的機関として、持続可能な開発と災害レジリエンスのための災害リスク低減にさらに取り組み、かつ、その重要性を唱道すること；
- (g) 国連防災信託基金に対する、時宜を逸しない、安定的かつ予測可能な拠出金の増額を含め、様々な資金メカニズムによる適切な資源を提供すること、及び、本枠組の実施に関する基金の役割を強化することにより、途上国の災害リスク低減支援のための国連機構の総体的な能力を強化すること；
- (h) 列国議会同盟及びその他関連する国会議員のための地域的機関及びメカニズムは、適宜、災害リスク低減の推進と国内の法的枠組みの強化について引き続き支援・唱道すること；
- (i) 都市・自治体連合（United Cities and Local Governments）及びその他関連する地方自治体は、災害リスク低減及び本枠組の実施のために、各自治体間の協力と相互学習を引き続き支援すること。

## フォローアップ行動

49. 第3回国連防災世界会議は、国連総会に対して、第70回総会において、持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラムや4か年包括政策レビュー（QCPR）などと

整合する形で、各国連会議及び首脳会議に関する統合されかつ調整されたフォローアッププロセスの一環として、防災グローバルプラットフォームや各地域プラットフォーム及び兵庫行動枠組モニターの提言などを適宜考慮しながら、本防災枠組の実施についてのグローバルな進捗状況の評価広告を含めることの可否について検討することを求める。

50. 第3回国連防災世界会議は、国連総会に対して、持続可能な開発の指標についての関連機関専門家グループの作業と連携して、本枠組のグローバルな進捗を測定する指標案の開発のため、関係ステークホルダーの関与を得つつ、国連防災戦略事務局（UNISDR）の支援を受けて、国連加盟国の専門家により構成されるオープンエンドな政府間専門家作業部会を第69回総会にて立ち上げることを推奨する。また本会議は、同作業部会において、2016年12月までに科学技術助言グループにより提言されたUNISDR 防災用語集の改定について審議し、その成果の検討と採択のために総会に提出されることを推奨する。